

令和2年度業務実績等報告書

資料編

令和3年6月



独立行政法人環境再生保全機構
Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

< 1.公害健康被害の補償に関する業務 >

(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料_補償 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	3
(資料_補償 4) 汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果	4
(資料_補償 5-①) 旧第一種地域被認定者数の年度別推移	5
(資料_補償 5-②) 旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移	5
(資料_補償 6) 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	6
(資料_補償 7-①) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (旧第一種地域)	7
(資料_補償 7-②) 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況 (第二種地域)	8

< 2.公害健康被害の予防事業に関する業務 >

(資料_予防 1) 調査研究の評価方法について	9
(資料_予防 2) 第12期(令和2年度)環境保健分野、環境改善分野調査研究概要等	10
(資料_予防 3) 令和2年度 研修事業実施状況	12
(資料_予防 4) 令和2年度 知識の普及事業実施状況	13
(資料_予防 5) 令和2年度 ソフト3事業等実施状況	14
(資料_予防 6) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査 及び事業改善に向けた検討状況	15
(資料_予防 7) ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告ー抜粋ー (令和2年度調査結果ー中間報告ー)	16
(資料_予防 8) 公害健康被害予防基金債券運用状況	17
(資料_予防 9) 意見交換を実施した団体	18

< 3.民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業） >

（資料_地球1）新型コロナウイルス感染症の活動影響調査結果	19
（資料_地球2）助成事業に関するフォローアップ調査結果（2020年度）	27
（資料_地球3）2020年度事後評価（書面評価）結果	47
（資料_地球4）2020年度助成金分野別件数内訳	51
（資料_地球5）地球環境基金助成金の推移（H16年度～）	53
（資料_地球6）2021年度地球環境基金助成金交付要望審査に 当たっての重点配慮事項	56
（資料_地球7）2021年度地球環境基金助成金 応募アンケート集計（抜粋）	58
（資料_地球8）令和2年度研修・講座等実施状況	65

< 4.ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成 >

（資料_PCB1）ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金の概要	66
-----------------------------------	----

< 5.維持管理積立金の管理 >

（資料_維持1）維持管理積立金制度の概要	68
----------------------	----

< 6.石綿による健康被害の救済に関する業務 >

（資料_石綿1）申請書等の受付状況と認定等状況（令和2年度）	69
（資料_石綿2）審査中の案件に係る状況（令和2年度）	72
（資料_石綿3）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和2年度）	73
（資料_石綿4）認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 （法施行日から令和3年3月31日までの累計）	74
（資料_石綿5）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和2年度）	75
（資料_石綿6）医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 （法施行日から令和3年3月31日までの累計）	76
（資料_石綿7）認定等に係る処理日数（令和2年度）	77
（資料_石綿8）保健所説明会等実績（令和2年度）	79
（資料_石綿9）救済給付の支給件数・金額（経年変化） （平成18年度～令和2年度）	80
（資料_石綿10）被認定者等アンケート概要（令和2年度）	81
（資料_石綿11）ホームページアクセス数（令和2年度）	83
（資料_石綿12）窓口相談・無料電話相談件数（令和2年度）	84
（資料_石綿13）学会等におけるセミナー実績（令和2年度）	85

< 7.環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務） >	
（資料_推進 1）環境研究総合推進費 令和 3 年度新規課題公募要領（抜粋版）	86
（資料_推進 2）環境研究総合推進費 令和 3 年度新規課題	91

第 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

（資料_共通 1）予算と決算の対比、経費削減及び効率化目標との関係	95
（資料_共通 2）令和 2 年度独立行政法人環境再生保全機構 調達等合理化計画の実績及び自己評価	96

第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（資料_共通 3-①）簡潔に要約された財務諸表（法人全体）	99
（資料_共通 3-②）財務情報 主要な財務データの経年比較	101
（資料_共通 4）運用方針について	102

第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

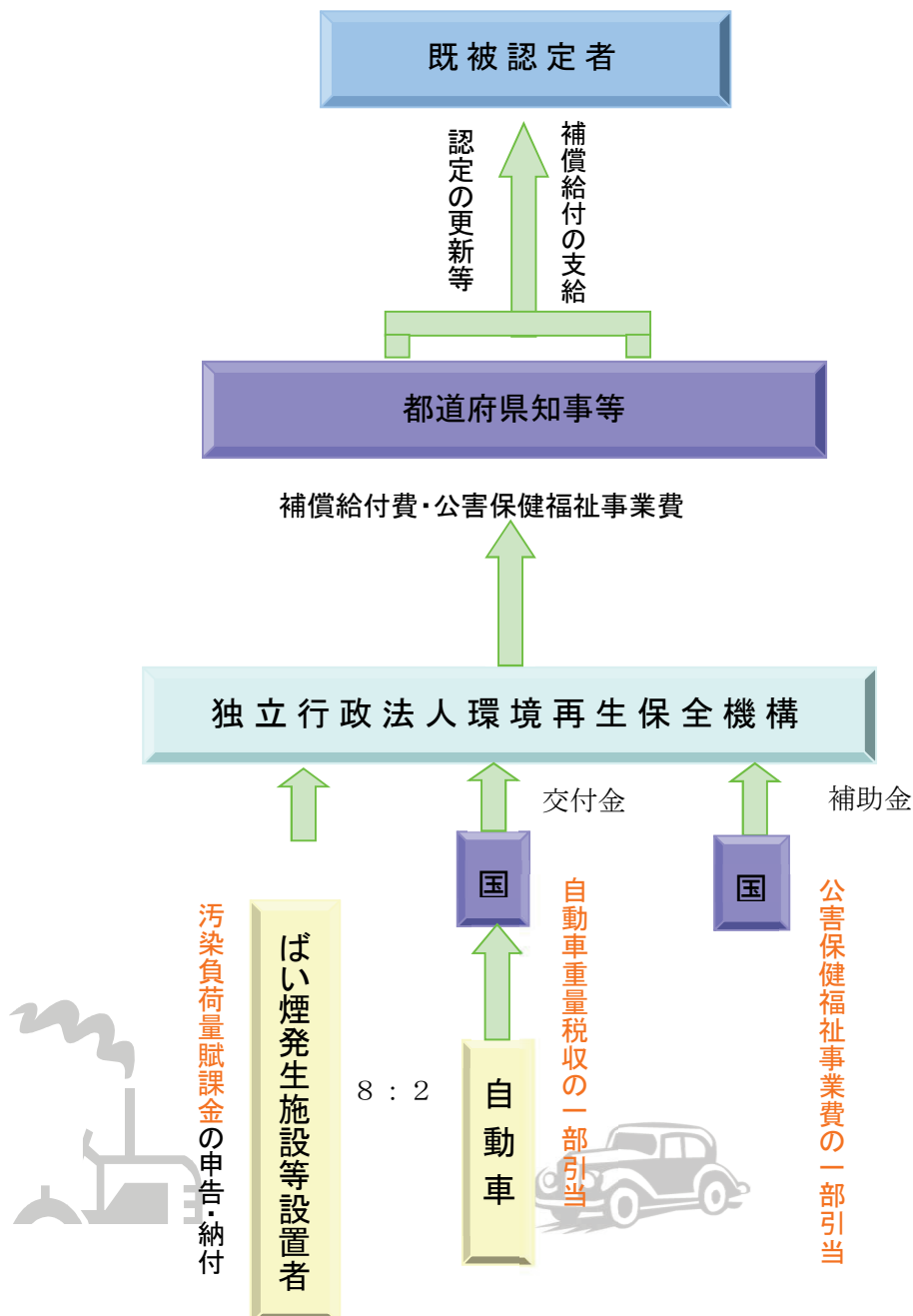
（資料_共通 5）内部統制の推進に関する組織体制（R3.4～）	104
（資料_共通 6）令和 2（2020）年度環境配慮のための実行計画	105

参考資料

第 4 期中期目標・第 4 期中期計画・令和 2 年度計画	110
-------------------------------	-----

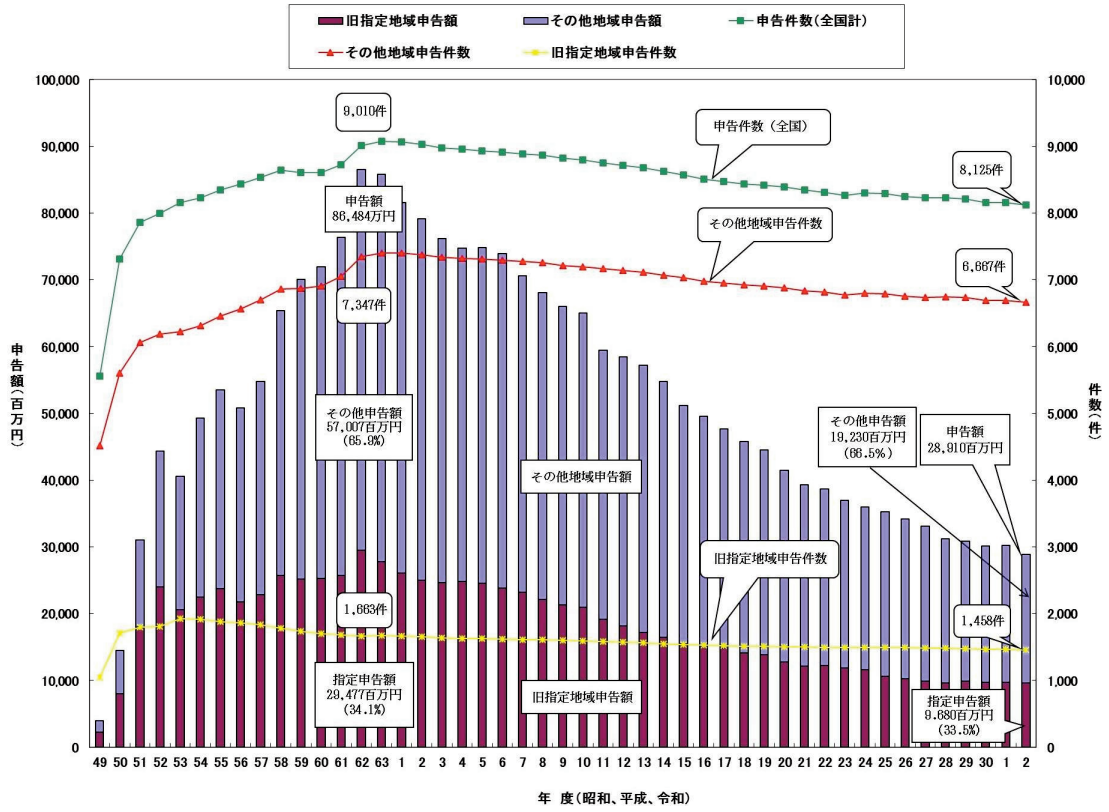
公害健康被害補償制度の概要

- [制度の発足] 昭和49年9月（昭和63年3月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
 なお、昭和63年3月の制度改正により旧第一種地域（41地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



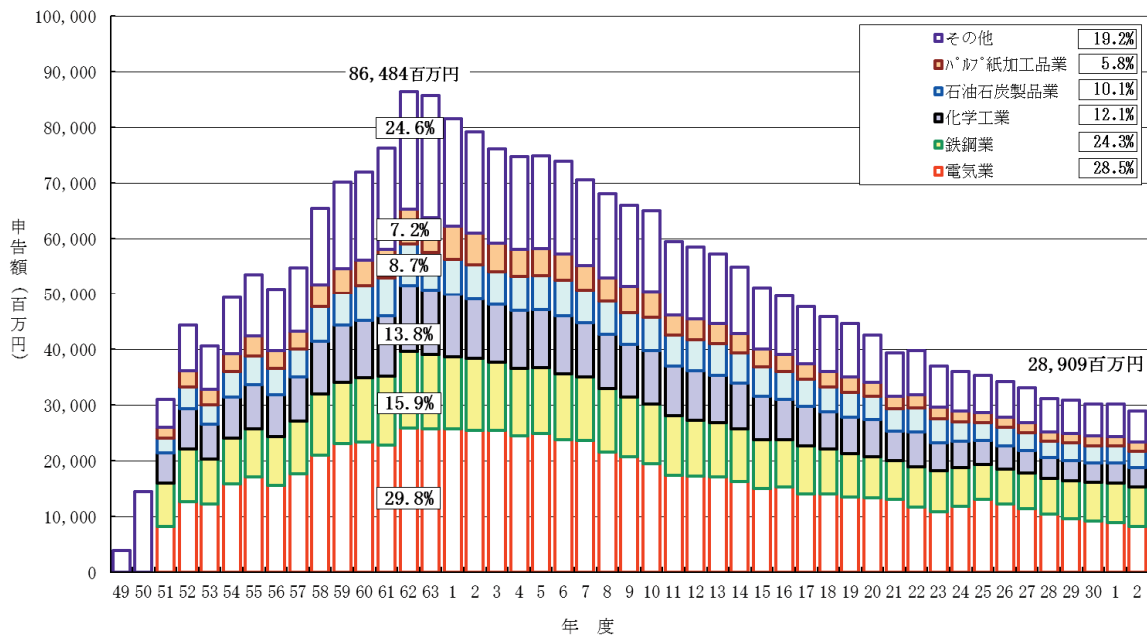
資料_補償2-①

汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移



資料_補償2-②

汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況

(単位：件、千円)

区 分	令和元事業年度		令和2事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	503	3,335,533	503	3,082,441
青森	97	284,511	97	254,055
岩手	111	193,233	110	170,748
宮城	132	245,381	132	231,296
秋田	108	235,681	107	192,734
山形	78	121,693	78	113,138
福島	144	762,464	143	737,831
茨城	213	1,438,855	213	1,375,485
栃木	159	170,687	159	156,667
群馬	132	163,839	132	156,704
埼玉	282	184,840	282	174,210
千葉	273	1,220,863	273	1,148,939
東京都	661	696,757	659	670,063
神奈川県	402	1,383,117	401	1,437,809
新潟	177	413,311	177	391,500
富山	120	259,740	120	222,268
石川	64	39,618	64	36,976
福井	68	160,251	68	148,456
山梨	47	17,192	47	16,319
長野	127	88,961	127	83,080
岐阜	150	243,558	150	230,560
静岡県	331	497,627	330	488,367
愛知県	601	3,027,196	599	3,075,248
三重	162	1,041,824	162	997,832
滋賀	108	119,883	108	118,053
京都	126	103,374	126	105,889
大阪	545	996,255	544	927,575
兵庫県	390	968,772	391	952,047
奈良	65	33,758	65	32,700
和歌山	73	438,274	72	416,568
鳥取	35	88,612	35	83,559
島根	63	98,264	63	94,436
岡山	186	2,326,173	186	2,290,595
広島	189	1,328,266	187	1,227,145
山口	150	1,226,176	151	1,171,841
徳島	55	200,955	55	189,423
香川	69	543,461	69	542,758
愛媛	94	723,476	93	685,036
高知	38	59,137	38	55,360
福岡	270	1,294,743	269	1,273,092
佐賀	60	147,064	60	137,146
長崎	64	527,696	64	485,453
熊本	102	110,329	102	104,053
大分	91	1,384,877	91	1,276,762
宮崎	70	560,078	70	506,971
鹿児島	89	233,393	89	189,893
沖縄	61	454,307	61	450,354
計	8,135	30,194,051	8,122	28,909,438
過年度分	18	8,018	3	201
合計	8,153	30,202,068	8,125	28,909,639

(注) 1. 令和元年度の数値は令和2年3月末、令和2年度の数値は令和3年3月末の数値である
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,122 件のうち 366 件（4.5%）の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

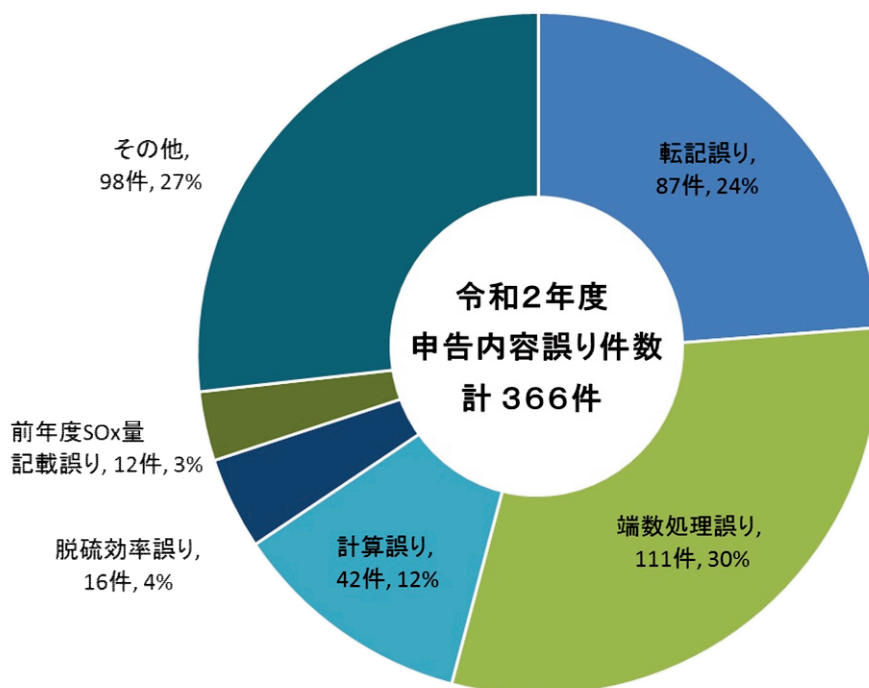
申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,122 件	
名称等変更決議	213 件	* 1
申告書送付先変更決議	262 件	* 2
納付義務者判定決議	71 件	合併・譲渡・会社分割等 による納付義務者判定

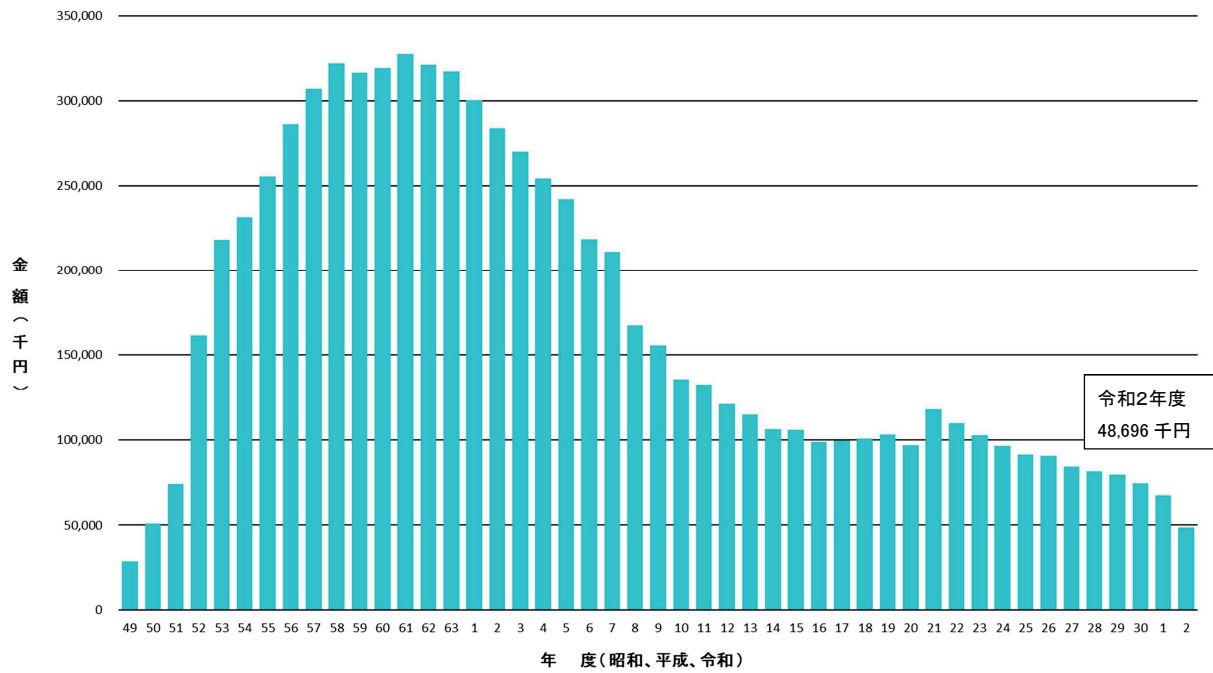
* 1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

* 2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

令和2年度申告内容誤り件数



旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移



補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域）

（単位：千円、％）

区 分	令和1事業年度		令和2事業年度		対前年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	36,478,815	100.0	34,444,561	100.0	94.4
療養の給付及び療養費	12,165,041	33.3	11,024,659	32.0	90.6
障害補償費	18,476,899	50.7	17,996,259	52.3	97.4
遺族補償費	1,636,171	4.5	1,559,161	4.5	95.3
遺族補償一時金	753,077	2.1	691,694	2.0	91.8
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	3,320,803	9.1	3,059,561	8.9	92.1
葬祭料	126,824	0.3	113,228	0.3	89.3
公害保健福祉事業費	67,456		48,696		72.2
納付対象総事業費	(89,962)	100.0	(64,954)	100.0	72.2
リハビリテーション事業費	(9,556)	10.6	(5,775)	8.9	60.4
転地療養事業費	(11,656)	13.0	(2,500)	3.8	21.4
療養用具支給事業費	(11)	0.0	(0)	0.0	—
家庭療養指導事業費	(28,381)	31.5	(19,861)	30.6	70.0
インフルエンザ予防接種費用助成事業	(40,358)	44.9	(36,817)	56.7	91.2
計	36,546,271		34,493,257		—

（注）1 金額、構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているもので、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。

2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。

3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。

4 金額は4月の納付金確定時点での値である。

補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）

(単位：千円、%)

区 分	令和1事業年度		令和2事業年度		対前年度 比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
補償給付費	52,300	100.0	51,733	100.0	98.9
療養の給付及び療養費	9,054	17.3	4,742	9.2	52.4
障害補償費	36,786	70.3	35,723	69.0	97.1
遺族補償費	0	0.0	1,773	3.4	—
遺族補償一時金	0	0.0	3,546	6.9	—
児童補償手当	—	—	—	—	—
療養手当	6,460	12.4	4,981	9.6	77.1
葬祭料	0	0.0	969	1.9	—
公害保健福祉事業費	1,968		2,580		131.1
納付対象総事業費	(2,627)	100.0	(3,443)	100.0	131.1
リハビリテーション事業費	(0)	0.0	(0)	0.0	—
療養用具支給事業費	(170)	6.5	(828)	24.0	487.1
家庭療養指導事業費	(2,457)	93.5	(2,615)	76.0	106.4
計	54,268		54,313		—

- (注) 1 金額、構成比欄の値は、各給付毎に四捨五入しているため、これらを合計しても計欄の値とは一致しない場合がある。
- 2 () 書きは、公害保健福祉事業費の納付対象事業費を示す。
- 3 公害保健福祉事業費の機構納付額は、補償法第48条第2項の規定に基づき納付対象総事業費の3/4の額であり、残りの1/4の額は、都道府県等の負担である。
- 4 金額は4月の納付金確定時点での値である。

調査研究の評価方法について

1. 評価の区分

事前評価：調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価：各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する中間評価。

事後評価：調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

2. 評価軸

各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

A: 大変優れている(5点)、B: 優れている(4点)、C: 普通(3点)、

D: やや劣っている(2点)、E: 劣っている(1点)

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価	
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び大気環境改善対策の推進 への貢献度	○		○	
	研究成果 目標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	研究内容の独自性		○		○
社会・経済に対する貢献度		○		○	
総合評価		○	○	○	

※全体評価：令和2年度評価では個別の評価軸2項目と総合評価の平均

第12期(令和2年度)環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
<p>3分野7課題について採択</p> <p>分野Ⅰ 小児・成人ぜん息に関する調査研究</p> <p>1. 小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討</p> <p>2. 高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定</p> <p>分野Ⅱ COPDに関する調査研究</p> <p>1. COPD患者の自己管理と重症化予防</p> <p>2. 喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価</p> <p>分野Ⅲ 気管支ぜん息・COPDの動向等に関する調査研究</p> <p>1. 気管支ぜん息の動向等</p>	<p>「小児ぜん息のハイリスク群を鑑別するための評価手法とフォローアップ指導法の検討」(東海大学 望月 博之)</p> <p>・乳幼児(3歳以下)におけるぜん息のハイリスク児の選択法を確立させ、有意義な早期介入法・フォローアップ指導法を作成し、さらに高齢者等にも応用する。</p> <p>「高齢者を含む成人ぜん息患者の個別化治療を目指した治療実態の把握及び効果的な治療・療養方法の策定」(国立病院機構東京病院 鈴木 真穂)</p> <p>・高齢者ぜん息の実態調査を行い、的確な医療を提供するための効果的な治療・指導方法を策定する。</p> <p>「COPD身体活動性関与因子の詳細分析と目標値設定に基づく自己管理法の構築」(国立病院機構和歌山病院 南方 良章)</p> <p>・COPD患者の身体活動性を評価し、各指標の特徴を抽出するとともに、関連因子の中から医療介入に反応しうる因子を抽出することで治療ターゲットの明確化を目指す。</p> <p>「喫煙及び受動喫煙のCOPD等における健康被害の評価」(昭和大学 相良 博典)</p> <p>・加熱式たばこを含む喫煙環境がCOPD、AC O及びフレイルに与える影響について実態調査と客観的評価手法の確立を目指す。</p> <p>1. ①「ライフサイクルから考えるぜん息の長期予後と寛解・増悪に関わる因子の解明に関する研究」(国立病院機構三重病院 藤澤 隆夫)</p>	<p>3. 3</p> <p>3. 9</p> <p>3. 8</p> <p>3. 4</p> <p>3. 9</p>

調査研究課題名	調査研究の概要	年度評価 (全体評価)
	<ul style="list-style-type: none"> ・治療時期、背景及び年齢が異なる5つのコホートを対象としたぜん息の予後調査を実施して、これらの症例をレジストリーに登録し、前向き研究の基礎を作る。 	4. 4
2. 乳幼児ぜん息の一次予防に向けた適切な乳幼児健診のあり方の検討	<p>1. -②「表現型別のぜん息増悪因子の同定と長期予後の解析-非2型炎症を有するぜん息病態の検討を含めて-」(帝京大学 長瀬 洋之)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期の経過とその経過に関連する因子について、非2型炎症にも注目して表現型別に明らかにし、介入可能な因子についてぜん息の表現型別に指導指針を策定する。 <p>「乳幼児健診から探索するぜん息発症の関連因子の同定及び予防への応用」(国立成育医療研究センター 山本 貴和子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診に来院する保護者を対象に気管支ぜん息の発症に関連するリスク因子を同定する質問票を作成し、研究で明らかになったリスク因子・予防因子の解説書及び健診で配布するパンフレットを作成する。 	2. 4

令和2年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要	事前評価 (全体評価)
1課題について採択		
1. 大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究	<p>「大気環境の改善に向けた施策に関する調査研究」(一般社団法人 環境情報科学センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国、欧州、中国・韓国の光化学オキシダントに係る対策の実態を明らかにするとともに、諸外国の各対策について、我が国の地方公共団体への適用可能性について検討する。 	3. 2

令和2年度 研修事業実施状況

コース名	実施時期	受講者数	修了者数	アンケート調査の結果			
				回答数	回答率	受講満足度 (5段階評価で上位2段階 までの評価)	
ソフト3事業研修	8～9月	151人	108人	108人	100.0%	98人	90.7%
保健指導研修	12月	88人	60人	60人	100.0%	57人	95.0%
呼吸ケア・リハビリテーション スタッフ養成研修	12～1月	203人	150人	150人	100.0%	145人	96.7%
ぜん息患者教育スタッフ養成 研修	12月	103人	81人	80人	98.8%	76人	95.0%
環境改善研修	1～2月	98人	86人	86人	100.0%	84人	97.7%
計		643人	485人	484人	99.8%	460人	95.0%

※ソフト3事業研修と保健指導研修については研修生の所属上長を対象として追跡アンケート調査を実施し、次のとおりの結果となった。

コース名	実施時期	受講者数	修了者数	追跡アンケート調査の結果			
				回答数	回答率	受講満足度 (5段階評価で上位2段階 までの評価)	
ソフト3事業研修	8～9月	151人	108人	80人	74.1%	79人	98.8%
保健指導研修	12月	88人	60人	46人	76.7%	44人	95.7%
計		239人	168人	126人	75.0%	123人	97.6%

令和2年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD 電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
令和2年4月1日～ 令和3年3月31日 月～土(年末年始及び祝日を除く)	10時～17時	専門医又は看護師	986件

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
986人	725人	73.5%	706人	97.4%

2. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

実施時期・実施方法	参加 申込者数	視聴者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの 評価	
令和3年2月26日(金) ライブ配信 同年2月27日(土) アーカイブ配信	5,622人	ライブ配信 3,201人 アーカイブ配信 3,979人	2,513人	44.7%	2,412人	96.0%

令和2年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施地方 公共団体 数	実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	36	参加人数(人)	24,933	61,099
				家庭訪問指導(人)	254	
				ピークフローメーター(個)	30	
				ネブライザー(台)	69	
	健康診査事業	25	スクリーニング参加人数(人)	73,252	103,968	
			機能訓練事業	9	参加人数(人)	4,445
	ピークフローメーター(個)	159				
	小 計			参加人数(人)	102,630	202,957
	附帯事業					101,615
	医療機器等整備 (助成)事業		0	施設数	0	0
小 計					304,572	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業		2	事業数	2	5,257
	大気浄化植樹 (助成)事業		1	植樹面積(m ²)	24.5	127
	小 計					5,384
事務連絡等経費					21	
合 計					309,977	

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD
電話相談事業など機構自らが実施する事業

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一様式による調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施しており、令和元年度には調査項目の整理をし、利用者負担軽減のための項目の削減と、地方公共団体の要望による項目の追加を行い、令和2年度においても引き続き調査を行った。

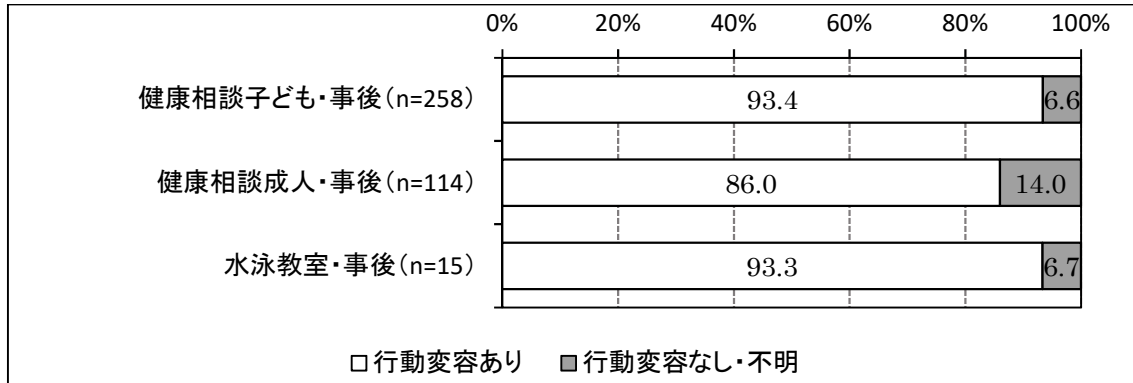
令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止となり、アンケート数も減少したものの、得られたアンケートからは事業実施に伴う一定の効果が見られた。今後も、新しい生活様式に対応した事業の効果的な実施のため、効果の測定・把握及び結果等の共有を行っていく。

		21年度～25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度～
事業 評価	効果の測定把握	事業効果の測定・把握調査 (機構が入力、集計)		見直し後の助成事業 メニューの実施				
			システムを活用した調査の実施 (地方公共団体が入力集計)					
		ソフト3事業の全体評価			全体評価・個別評価			
効果 向上	評価手法の検討	定量的な評価手法の検討 (評価指標の設定)	個別事業の評価手法の検討				調査票の内容の 見直し	改訂後の調査票 による調査
	事業実施状況の 把握	事業実施方法・事業内容の 整理(実施状況アンケート)		事業実施状況の 把握				
	グッドプラクティスの抽 出・周知	事業企画・運営の参考となる 情報の提供(事例集の製作・ 配布)			企画立案の支援(事例集の改訂・配 布)			
					情報提供の充実 (地方公共団体による好事例の発表)			
	集計システムの開発・ 提供	事業効果を把握評価する システムの開発提供	システムの活用(機構、地方公共団体)					
	その他		調査結果の活用促進、事業の普及啓発等の推進					
検討会		(各年2回開催)	(1回開催)	(2回開催)	(3回開催)	(1回開催)	(3回開催)	ソフト3事業を取り巻く環境等の調 査・分析 効果的な実施の ための情報提供

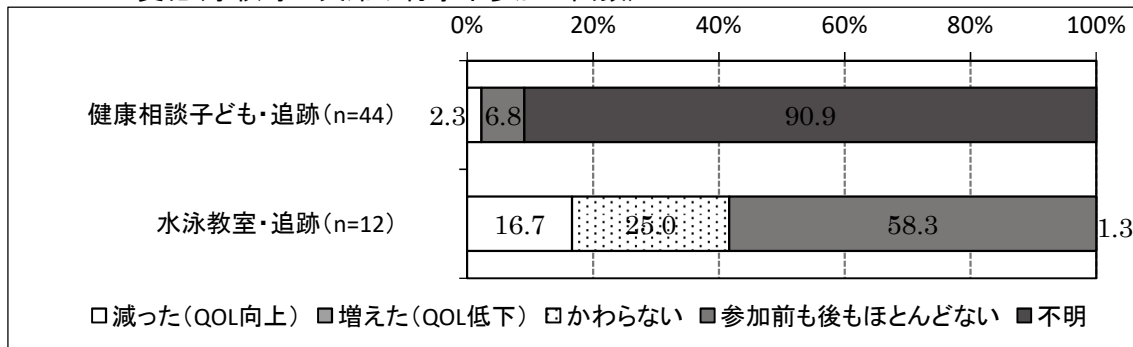
ソフト3事業全体の効果の向上

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 — 抜粋 —
 (令和2年度調査結果 — 中間報告 —)
 (令和2年4月1日～令和3年3月末までの回収データを集計)

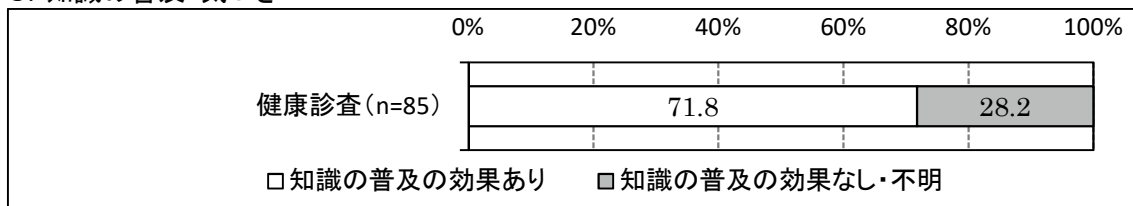
1. 行動変容



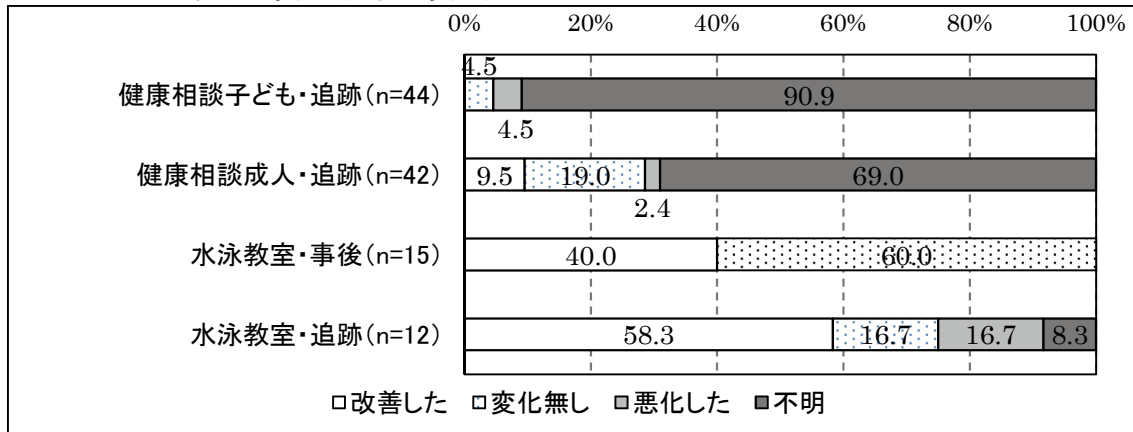
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 2020年度購入債券

(単位：百万、%)

銘柄	購入額	表面利率
ソフトバンク株式会社第3回無担保社債	100	0.45
ソフトバンク株式会社第4回無担保社債	200	0.50
東京電力パワーグリッド株式会社第34回社債(一般担保付)	200	0.75
東京電力パワーグリッド株式会社第35回社債(一般担保付)	200	1.20
東京電力パワーグリッド株式会社第36回社債(一般担保付)	100	1.45
東京電力パワーグリッド株式会社第41回社債(一般担保付)	300	0.64
東京電力パワーグリッド株式会社第42回社債(一般担保付)	200	1.130
みずほFG(第23回)(実質破綻時免除特約および劣後特約付)	300	0.875
NTTファイナンス株式会社第17回無担保社債	100	0.280
東京電力パワーグリッド株式会社第43回社債(一般担保付)	300	1.420
阪急阪神ホールディングス株式会社第59回無担保社債	300	0.270
阪急阪神ホールディングス株式会社第60回無担保社債	500	0.680%
社債計	2,800	
合計	2,800	

2. 債券別運用状況(令和3年3月31日現在)

(単位：百万円、%)

	平均残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国債	9,494	20.98	167	1.76
地方債	1,882	4.16	25	1.32
政府関係機関債	21,596	47.72	226	1.05
社債	12,284	27.14	77	0.62
合計	45,255	100	494	1.09

※四捨五入のため合計が合わない場合があります。

意見交換を実施した団体

本中期目標期間中に、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体、及びぜん息・COPD の予防や健康回復に資する活動に取り組むNPO法人等、次表の団体と意見交換を行った。

団体名	開催日
全国公害患者の会連合会	
公益財団法人 公害地域再生センター	
公益財団法人 水島地域環境再生財団	
NPO アレルギー児を支える全国ネット(アラジーポット)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	令和元年 12 月 20 日
認定 NPO 法人 日本アレルギー友の会	令和2年 12 月 2 日
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(エパレク)	
NPO 法人 相模原アレルギーの会	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター(J-BREATH)	

新型コロナウイルス感染症の活動への影響調査

結果報告

当調査(アンケート)は、新型コロナウイルス感染症による活動への深刻な影響が懸念される中、地球環境基金の助成先団体が実施している対策や、今後求められている支援策などを明らかにすることを目的として実施したものである。

【対象】

2020年度地球環境基金助成先団体 180団体

【回答数】

145団体(うち無効0件)

【期間・実施方法】

期間:令和2年7月16日(木)～7月27日(月)

実施方法:対象団体にEメールで調査票を送付し、回答もEメールで受け付けた

【調査結果概要】

○質問1では、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響の有無について回答を求めた。「現在影響が出ている」とした団体は85%を占め、「今後影響が出ると思う」と回答した団体の11%と合わせると、全体の96%となり、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に大きく影響を与えていることがわかった。

○質問2は、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響の内容について8つの選択肢(複数回答可)を用意し、内容の把握を試みる設問とした。「通常の活動を休止している」と回答した団体は20団体(13.7%)あり、「活動場所(公営の施設など)が使用できない」と回答した団体は40団体(27.5%)に上った。回答が最も多かった「予定していた会議やイベント等の中止・延期」は全体の80.0%の116団体が選択した。また、実施できているイベントについても「イベントへの参加者や施設利用者の減少」と回答した団体は57団体(39.3%)あった。

○質問3では、現在実施している新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響への対策を聞いた(複数回答可)。最も多かった回答は、「活動の実施方法の見直し(76.5%)」であり、「団体内の会議・打ち合わせ等のオンライン化(66.8%)」がこれに続いた。活動の実施方法の見直しは、集合型イベントのオンライン化や少人数化、屋内から屋外への活動場所の変更など現状に即した実施方法に変更することで対応していることがわかった。一方、「活動の延期・中止(60.0%)」や「代替活動の検討(44.8%)」の回答も多かったことから、多くの団体で、団体運営に関わる業務とオンライン化が可能な活動についてはオンライン化を進め、それが性質上難しいものについては、中止・延期あるいは代替活動を検討する傾向がみとれた。

○質問4で、望ましい支援内容として挙げられた回答は「影響への対策事例の紹介(60.0%)」が最も多く、「公的支援施策に関する情報提供(給付金・補助金情報)(55.8%)」や「オンラインツールの効果的な活用方法(応用編)(54.4%)」などが続いた。また、望ましい支援の提供方法については、全項目で「HPで公開」と「オンライン型研修・説明会」の回答が大半を占め、「集合型研修・説明会」は非常に少ない結果となった。

【回答結果・内容詳細】

各設問に対する回答は以下のとおり。

質問 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動内容へ影響がありますか

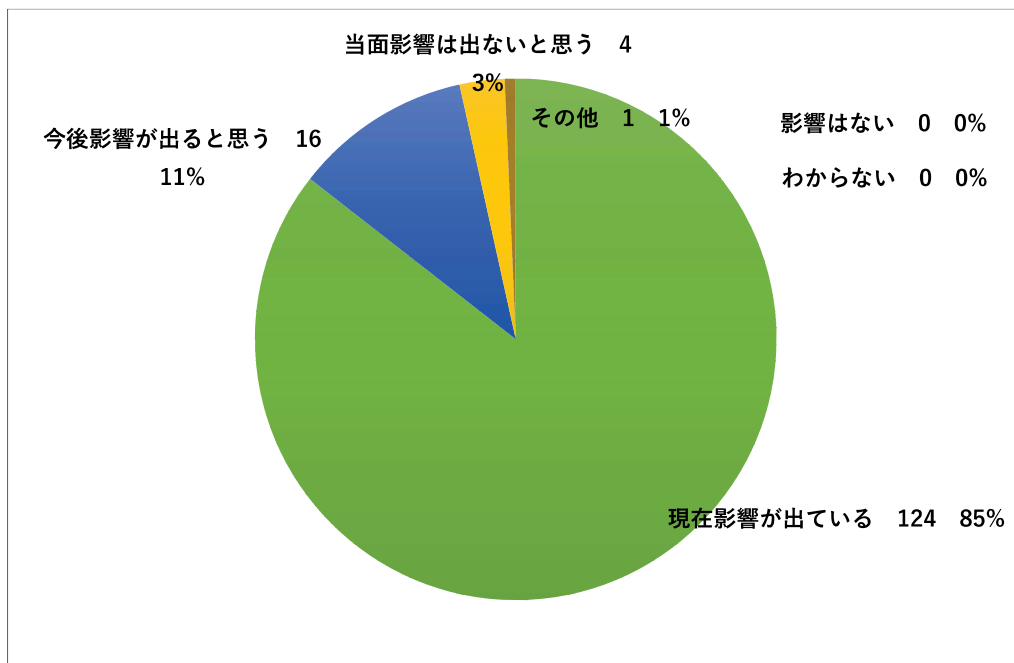


図1 新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響

質問 2 1.で「現在影響が出ている」および「今後影響が出ると思う」と回答された方に伺います。具体的にどのような影響がありますか

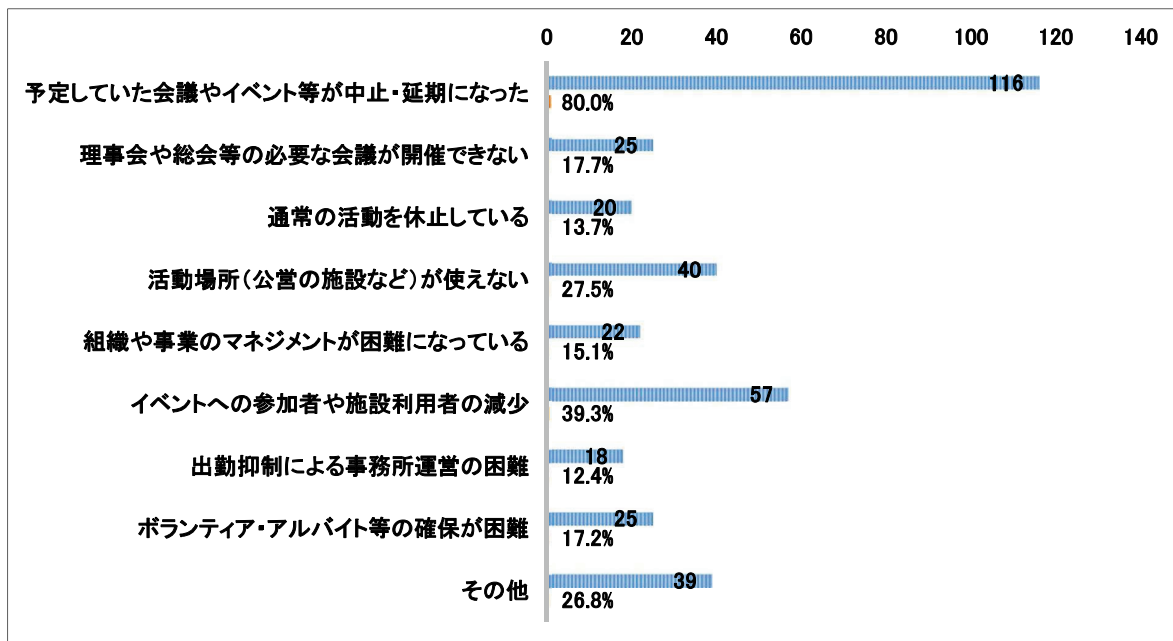


図2 新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響の内容

<質問2 その他の回答の内容>

- ・活動国、活動地域への渡航の見合わせ
- ・(渡航)規制解除の見通しが立たない
- ・都市間・地域間移動の制限により活動地へ行けない
- ・フィールド訪問の実施頻度への影響(減少)
- ・規制解除等の関係で先の日程が組みにくい
- ・国際郵便宅配サービスが休止されたことにより、会計処理業務が遅延し、活動資金運用面でやや困難が生じた
- ・現地スタッフの活動が制限されている
- ・調査地への移動手段が変わり、移動時間に時間を割いている
- ・活動の変更、期間の延長が必要
- ・事業の立ち上げが遅くなった。予定通りにはできない
- ・事業の進捗確認がオンラインのみとなっている
- ・入居する建物の使用が厳しく制限され、証憑の整理などが困難
- ・地域の学校(小・中・高)における授業・活動の中止や延期
- ・ともに活動している大学の利用制限により、室内でのワークショップや、宿泊を伴った研修の規模を縮小した
- ・外部講師を遠方から呼ぶことが憚られる
- ・これまでのワークショップ形式の活動は3密になりやすいので、その抜本的な改善措置が必要になった
- ・チャリティーショップの売上減少
- ・企業等からの受託により、有償での参加を予定していたイベントが中止になったことで、収入が激減した
- ・コロナ対策および活動方法の変更(オンライン設備等)に伴う出費があった

質問3 1.で「現在影響が出ている」および「今後影響が出ると思う」と回答された方に伺います。新型コロナウイルス感染症による活動への影響に対し、どのように対応していますか、あるいは今後どのように対応しようとしていますか

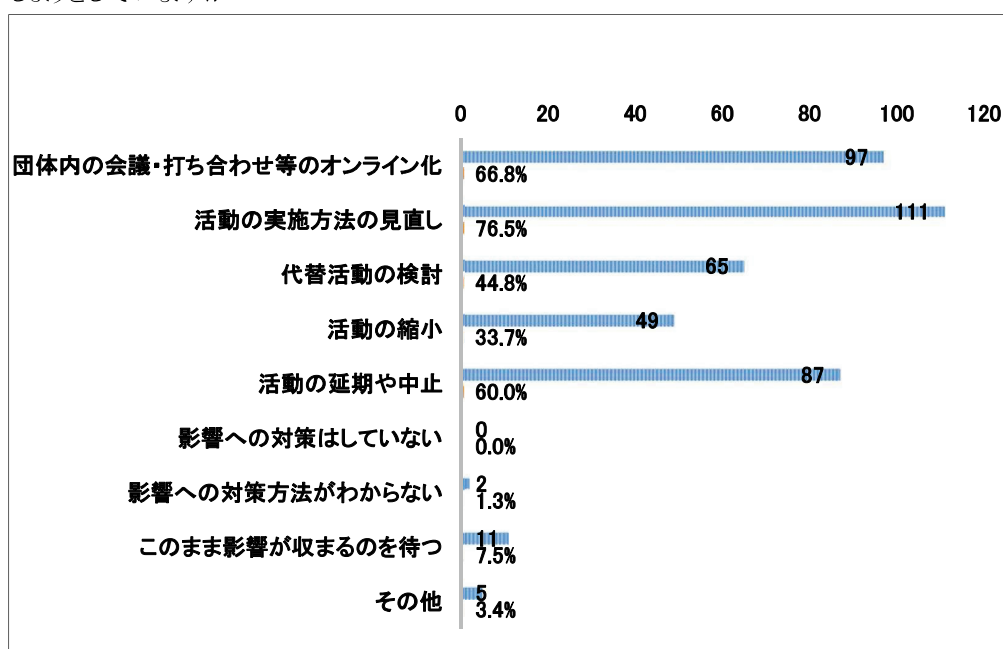


図3 新型コロナウイルス感染症の拡大による活動への影響への対策

<質問3 具体的な見直し内容>

【運營業務】

- ・団体運営に関わる業務(いわゆるバックオフィス)のオンライン化
- ・勤務体制を原則在宅勤務に変更した
- ・オンラインによる会議や活動報告会などを検討
- ・打ち合わせや会議を少人数化やオンライン化した
- ・定例の運営委員会を Zoom により行っている
- ・理事会や総会をメール・書面表決で実施している
- ・総会を Zoom により開催した
- ・コアメンバーの話し合いをオンライン(Zoom)で行っている
- ・事務的な作業が増え、人手も不足しているため、大学生にオンラインでアルバイトを依頼している

【情報発信】

- ・SNS にあける啓発・事業紹介の動画を作成
- ・情報発信に努めている
- ・効果的な情報提供の方法の見直しと試行
- ・緊急事態宣言中は活動を休み、ユーザーへは通信紙を送ったり、LINE 公式アカウントを開設したりして広報の充実に努めた
- ・活動の様子を動画で撮影し、編集後 YouTube にアップしている
- ・活動状況を動画等で配信し、イベントに参加できない方々に現場の様子(変化)がわかるように工夫している

【活動の実施】

- ・活動の一部を中止
- ・活動時間の短縮、及び臨時休止を行った
- ・実施予定期間、日時の延期
- ・スタディーツアーの訪問先を近隣・日帰りに変更
- ・主催する集合イベント(セミナー、講演会、WS 等)のオンライン化
- ・公民館での説明会、ワークショップ活動の代わりに、屋外でのポテンシャル調査やオンラインでのセミナー、協議会の開催、WS の実行を先行して行っている
- ・教育機関等への出前授業を計画していたが、オンライン授業・セミナーに切り替えた
- ・大規模イベントを中止し、規模縮小の検討や動画配信等オンライン活用の検討
- ・専門家の現地訪問を、オンラインで対応できるか検討中
- ・有識者等へのヒアリングや情報交換をオンライン化した
- ・他団体への訪問を中止し、オンラインで打合せを実施
- ・国際会議で、海外ゲストを招へいするのは無理だと考えたため、海外からオンラインで参加してもらえるように調整中
- ・主催する講演会などは、内容にあわせて、オンラインとの併用開催(会場ではソーシャルディスタンスの確保を考えた座席配置等を考慮)と、オンラインのみの開催を検討中
- ・講習会を、少人数規模で複数回に分け、オンラインで実施することとした
- ・参加イベントへのオンライン参加

- ・集合イベント等の規模を縮小して実施する
- ・屋内イベントを減らし、屋外イベントを増やした
- ・施設内での活動が困難になったため、屋外での活動に変更
- ・実施する体験プログラムを、基本的には屋外で実施している。また雨天等の場合は、3密を避け、屋内で時間を短縮して実施する、もしくは延期・中止をしている
- ・屋内で過ごす時間を減らして、屋外に変更している
- ・室内の活動が制限されているので、緩和されてきている屋外の活動を先行して実施した
- ・定員を定めることで参加人数を制限した
- ・主催する野外調査の参加人数を減らした
- ・屋内外でのイベントを行う際は、コロナ対策を徹底し少人数制に変更した
- ・イベント等の参加人数に制限を設け、開催回数を増やす
- ・参加型プログラムは定員を減らし、消毒液やマスクの用意などの対応をしている
- ・人数を分割して、時間差で対応している
- ・活動は継続して実施し、エコツアーやボランティア参加者は、感染拡大防止対策を徹底した実施方法を検討する(人数制限等)
- ・座学+実習のうち、座学をオンラインで実施し、実習は講師が動画を作成・公開して自習とした(講座開催時に質疑応答でフォロー)
- ・大人数が集まる会議を中止し、担当者が現地へ出向いて取材した内容を紙面やネットで広報することとした
- ・バスを利用して参加者全員で現地に出向く予定であったイベントを、現地集合に変更するか検討中
- ・現地での対面聞き取り調査を、紙／電子媒体を用いたアンケート調査に変更した
- ・活動に関する情報収集を訪問ではなくアンケート方式に変更

【参加者の限定】

- ・イベント参加者を地域内の方に限定した
- ・人員をボランティア中心から、シルバー人材センターからの募集に切り替え、マスク着用と3密を避けながら、少人数で活動を継続
- ・一般募集を取りやめ、関係者のみで実施
- ・告知を大々的には行わず、参加者を地域の方々や近隣、県内などの参加者に限定してスタートしている
- ・「イベント」ではなく、一部スタッフのみで作業を実施
- ・参加者を県内居住者に限定し、一般的な公募は控えて、口コミ、SNSなどで募集を行う

【その他】

- ・フィールドワークへの参加者に、新型コロナウイルス感染予防対策の留意事項を案内し、遵守していただくように依頼している
- ・活動実施時の感染症予防策(シールド設置、アルコール、マスク準備、体調チェックなど)を徹底
- ・人件費の調整、人員削減
- ・連携活動の方法の見直し
- ・海外からの来客がないため、国内向けの対応をしている
- ・活動後の懇親会の中止

・状況をみながら、できる範囲で顔を合わせての打ち合わせや会議も必要と考えている

<質問3 その他の回答の内容>

記述なし

質問4 全員にお伺いします。

新型コロナウイルス感染症による活動への影響に対する支援内容として、興味のある内容とその提供方法について教えてください

<興味のある内容>

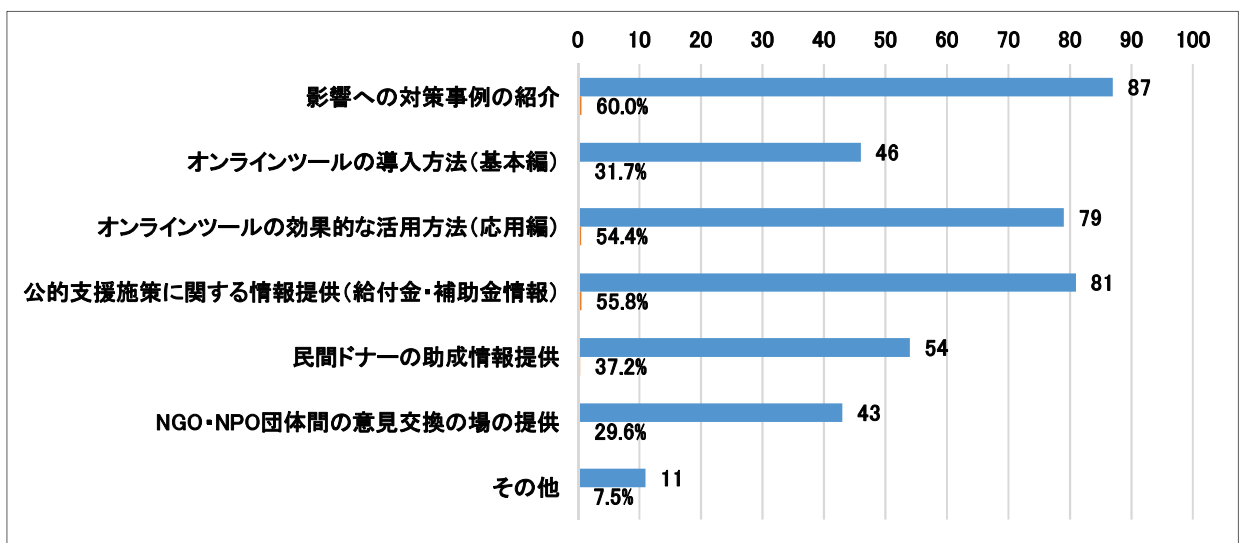


図4 興味のある支援内容

<質問4 その他の回答の内容>

- ・エージェントによるモニタリング実施方法の紹介
- ・オンラインを活用した自然体験イベントの事例、環境教育コンテンツの事例、学校教育でのICT教育の事例などの紹介
- ・CRM ツール・メール配信ツール・クレカ決済ツール等の研修
- ・オンラインでのシンポジウム・ワークショップの開催方法やそのサポートツールの紹介
- ・オンライン上での組織運営方法やより良いコミュニケーションの取り方の提案

※また、質問 5 内には、支援内容に関して、以下のような要望が挙がった。

- ・オンラインツールの紹介や活用方法などの情報がほしい
- ・オンラインツールの活用について、講習会、マニュアル、個別相談、専門家派遣といった支援がほしい
- ・渡航情報や現地の情報について、助成団体同士で情報共有ができる場がほしい
- ・対面式でのイベントが開催できないことにより、活動紹介やパンフレットの配布の機会が限られる。地球環境基金の事務所に各団体のパンフレットを設置したり、HP で活動紹介やイベント告知をしてほしい
- ・他団体の対策事例の紹介をしてほしい。また、コロナ渦でも実施できる活動内容のアイデアを教えてほ

しい

- ・給付金、助成金、補助金情報がまとまったものを提供してほしい
- ・今後の活動に活用するため、新型コロナウイルスに関する情報(感染症の科学的な調査、衛生面の意識調査など)を提供してほしい
- ・イベントを実施する際、主催者や参加者が事前に PCR 検査を受けられるような支援があれば、安心して活動できる

<提供方法>

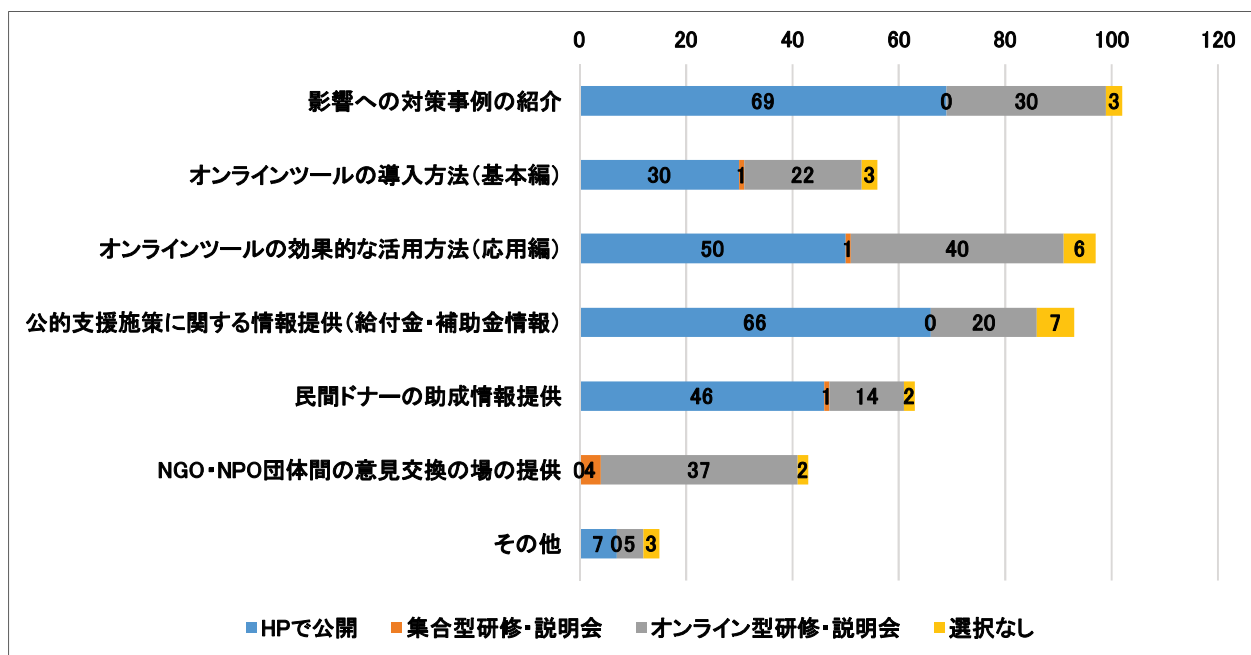


図5 興味のある支援内容の提供方法内訳

質問5 その他、今回の新型コロナウイルスの感染拡大において、団体として気になることや必要なことなどをご記入ください

【気になること】

- ・オンライン会議は便利な反面、意思疎通に手間と時間がかかる。合意形成に手間取り、コロナ当初の事業停止と連鎖的につながることで、活動計画が遅延しており気になっている
- ・オンラインでの活動は既存のネットワークの範囲内の参加者に限定されがちで、地域の高齢者などを含めた新しい人間関係を構築するのが難しい
- ・団体内や民間企業との間では、Zoom 等を活用したオンライン会議を実施しているが、省庁ではセキュリティ面でオンライン会議が利用できないとのこと。官民連携のイベントとして行政からもオンラインでの参加を願いたいところであるが、専門知識のあるスタッフがいない中で、省庁からの参加可能なシステム設営ができていない。このような中で、どのようなイベントとするかが定まらない
- ・現状、打ち合わせ等はオンライン会議で代替できている。むしろそのほうが時間や費用等に制約されず、当初予定より頻繁に開催できている

【地球環境基金 助成金に関するご要望】

- ・助成期間を来年度まで延長してほしい。または、来年度への助成金の繰り越しを認めてほしい
- ・今年度の活動の実施が難しいため、来年度から3年間の助成に切り替えてほしい
- ・例年、計画変更手続きは年1回であるが、複数回の変更手続きを認めてほしい
- ・例年、計画変更手続きは1月末までであるが、可能な限り年度末(3月末)まで対応いただきたい
- ・活動をオンライン形式に切り替えたことにより、必要な機材を購入したため、助成金申請の対象としてほしい

【地球環境基金 助成金に関するご質問】

- ・今年度中に活動が実施できない場合は、どのような対応が必要か、また、今後どのような影響が生じるか
- ・計画変更手続きはどの程度まで認められるのか(上位目標、アウトカム、アウトプット、活動計画の変更は可能か)
- ・対面式で実施予定だったイベント等は、オンライン形式にしても、できる限り実施した方が良いのか
- ・活動をオンライン形式に切り替えた場合、オンライン形式で実施するための費用はどこまで助成金の申請対象となるか
- ・主催するイベントで新型コロナウイルス感染者が出た場合、地球環境基金はどこまで責任を負ってくれるのか

助成事業に関するフォローアップ調査結果(2020年度)

I フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、2016年度から2018年度までの3年間(もしくは2014年度から2018年度までの5年間)継続して助成を受けた58団体(ひろげる助成:55団体、復興支援助成:1団体、フロントランナー助成:2団体)に対し実施し、全ての団体から調査票を回収した。(表1)

表1 調査団体数 及び 回収団体数

調査団体数	回収団体数	回収率
58	58	100%

II 助成を受けて行った活動について

1) 活動の継続実施の有無

「地球環境基金の助成を受けて行った活動は現在も維持していますか」という質問に対し、「継続している」と回答した団体は58団体中46団体(79.3%)であった。(表2-1)

表2-1 活動の継続実施の有無

区分	件数	構成比
a. 継続している	46	79.3%
b. 継続していない	12	20.7%

「継続していない」と回答した12団体(20.7%)に対して、その主な理由を尋ねた回答は以下のとおりであった。(表2-2)

表2-2 活動を継続していないと回答した理由

区分	件数
別の団体が活動を継続しているため。	2
活動の目的を達成したため。	2
他の理由で継続していない	8

なお、「他の理由で継続していない」と回答した8団体の理由は以下のとおりであった。

区分	件数
c. 団体の活動を休止または団体を解散した。	1件
d. 運営体制に問題があり、実施できなかった。	1件
e. 資金不足のため実施できなかった。	4件
f. その他	2件

○「その他」の具体的な回答

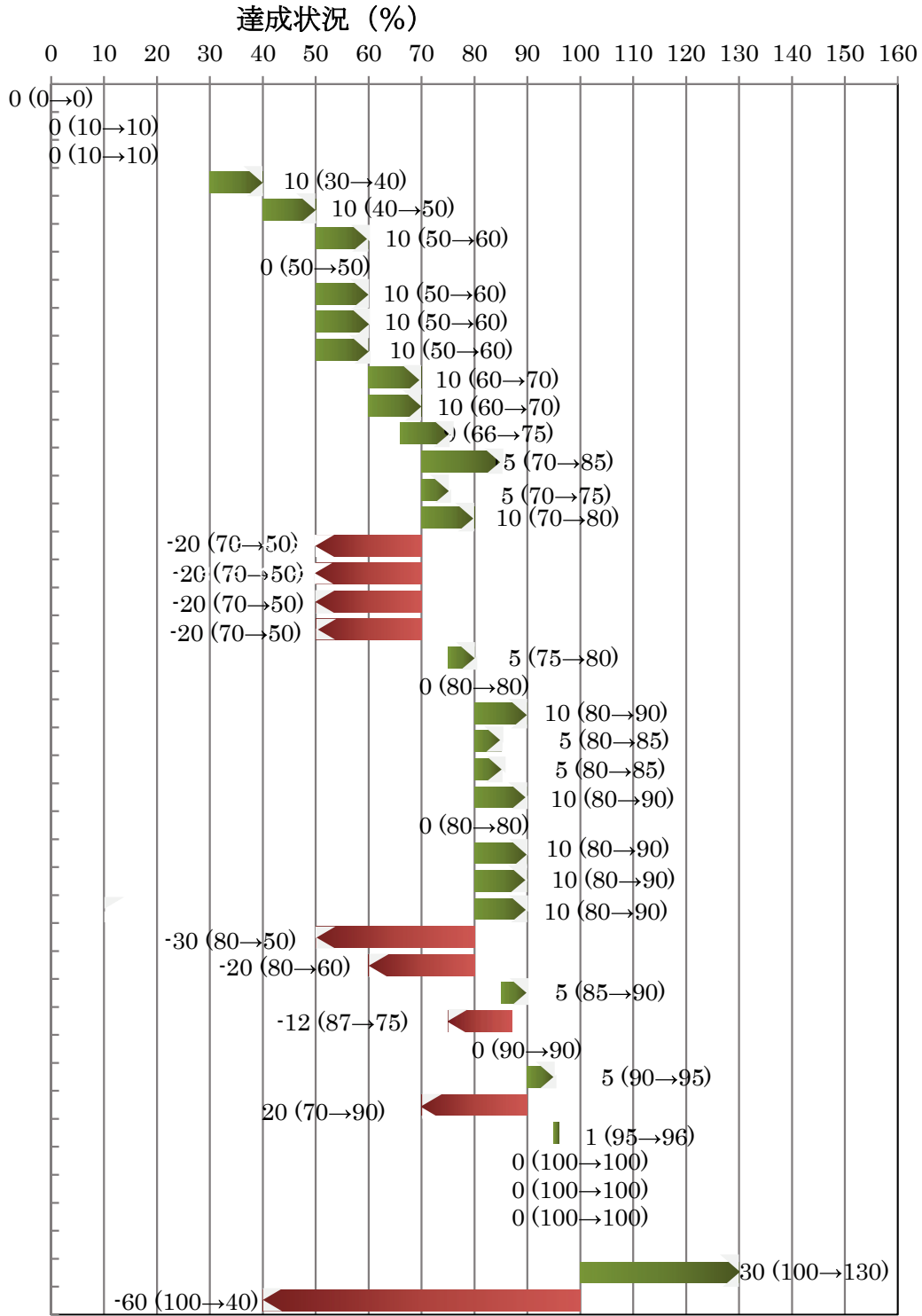
- ・ 地域団体とどのように調査内容を活かしていけばいいか情報交換を継続中。
- ・ 昨年は継続して実施することができたが、本年度に入りコロナ禍の影響により活動を開始することができていない。

以上より、「継続していない」と回答した団体のうち、「活動の目的を達成した」を回答した2件と「その他」でコロナ禍の影響で活動を開始できていないと回答した1件を対象から除き、別の団体が活動を継続している場合は活動が続いていることからその2件については「継続している」に加え、実質的な活動継続率は87.3%（48団体/55団体）であった。

2) 活動の達成状況について

「助成活動終了時と現時点の上位目標の達成状況」についての質問への回答は以下のとおりであった。(表3)

表3 助成活動終了時と現時点の達成状況



達成状況の変化（助成終了後→1年経過（現在））

助成終了後→1年経過（現在）で上位目標の達成状況が上昇

助成終了後→1年経過（現在）で上位目標の達成状況が下降

3) 活動の志向について

活動を継続している46団体を対象とした、「地球環境基金の助成を受けて行った活動について、貴団体はどちらを志向していますか」という質問への回答は次ページのとおりであった。(表4)

表4 助成活動の志向について

回答項目	対象団体数 46件	
	件数	構成比
a. 現在の活動規模を拡大する	29	63.0%
b. 現在の活動規模を維持する	16	34.8%
a, b どちらも選択しない(※1)	1	2.2%

前回調査と同様に、「現在の活動規模を拡大する」と答えた団体数は、「現在の活動規模を維持する」と回答した団体数より多かった。

(※1) 1団体のみ、回答の選択肢にない「活動を発展する」と回答した。

4) 活動の継続実施の規模について

① 活動を継続している46団体を対象とした、「活動の規模は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表5)

また、その回答結果について、上記3)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表5 活動の継続実施の規模

回答項目	対象団体数 46件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 縮小した	10	21.7%	3	7
b. 変わらない	13	28.3%	6	7
c. 拡大した	22	47.8%	20	2
a, b, c いずれも選択しない(※2)	1	2.2%	--	--
			29	16

「変わらない」または「拡大した」と回答した団体は46件中35件あり、計76.1%の団体が助成を受けた期間と同程度以上の活動規模を維持している。この割合は、昨年(76.7%)と同水準であった。

(※2) (※1)記載の1団体のみ、回答の選択肢にない「活動が発展した」と回答した。

② 「拡大した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。(抜粋)

●基金助成活動そのものの量的な増加

- ・ 塾の開催回数を年4回程度から、10回(通年)に拡大。
- ・ 植栽交流活動など実施箇所の増加。
- ・ 調査及び啓発活動の担い手が増えた。
- ・ 環境保全協力金の仕組みが強化されてきている。
- ・ 類似活動を他地域にも拡大して実施。
- ・ 啓発活動を行うことにより市民に具体的なごみ減量行動が増えた。

●基金助成活動の成果が生かされた

- ・ 開発教材を活用した、高校等での授業実践。
- ・ 環境クラブに参加していた生徒が自ら関連ビジネス(大規模な堆肥工場)を起業した。

●外部との連携の強化

- ・ ステークホルダーの多様化による面的拡大。
- ・ 連携活動増加。
- ・ 各関係セクターとのリレーションの深化により新たな取り組みに発展した。
- ・ ネットワーク団体の増加、塾のオンライン化、検定制度。
- ・ 活動を連携する自治体や企業団体などを増やした。
- ・ まちづくりの新たな団体が立ち上がり、連携先が増えた。
- ・ 全国各地に実施主体が生まれて普及啓発・実践の輪が広がった。
- ・ プログラムへの参加者、受入地域、連携大学が増加した。
- ・ 海外の研究者・NGO を招聘してのシンポジウム。

●行政等の施策が後押しとなった

- ・ 州政府自らが地球温暖化防止活動推進センターとして活動している。
- ・ 取組地の自治体がラムサール登録申請を目指し市の事業として進めている。
- ・ 市や被害者団体などがESDやSDGsなどと公害を結びつけて考えるようになった。
- ・ 環境学習などの木育が、天板づくりや環境学習などの木育が、地域の森林ビジョンの重点事項になった。

活動の規模が拡大した事例では、連携する団体の増加など、外部との関係性が強化された団体が多かった。

③ 「縮小した」と回答した団体の具体的な活動の事例は、以下のとおりであった。(抜粋)

- 資金不足
 - ・ 活動資金を欠いて活動を縮小せざるを得ない状況にある。
 - ・ 資金不足からESD スクールの開催は継続できていない。
 - ・ 特定地域以外の郊外での活動は予算不足で、やむなく休止状態だ。
 - ・ 自己資金でできる規模、回数で実施している。
- 外部との連携が減少/縮小
 - ・ 中学校との関わりが減少し、地域学習サポートの規模が縮小した。
 - ・ 開発したプログラムの販売、企業・団体とのコラボ企画(協賛)。
 - ・ 遠隔地から活動協力者を招くことが困難になった。
- 次の段階への移行
 - ・ 助成受託時は、調査や情報発信、成果物作成を積極的に行なっていたが、終了後は、その知見を活かした講演や委員会出席を行なっている。
- その他
 - ・ 菜の花栽培縮小のため環境循環の野外活動の縮小。

活動の規模が縮小した事例では、資金不足を理由に活動の縮小や一部休止をしている団体が見られた。

5) 活動の継続実施の規模(活動人数)について

活動を継続している 46 団体を対象とした、「活動人数は、どのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表6-1)

なお、活動人数の変化は、助成を受けて行った活動に直接係わる常勤スタッフ、非常勤スタッフとボランティアスタッフの合計人数で見ることにした。

また、その回答結果について、3)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表 6-1 活動の継続実施の規模(活動人数)

回答項目	対象団体数 46 件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 減少した	13	28.3%	7	6
b. 変わらない(※3)	22	47.8%	12	9
c. 増加した	11	23.9%	10	1
			29	16

「変わらない」と回答した団体数が 22 件と最も多く、「増加した」と合わせて 71.7%の団体が助成終了時の人員を維持または増加していることがわかった。

さらに「減少した」13 団体のうち、常勤スタッフと非常勤スタッフの減少が見られた 11 団体が回答した、スタッフの種類別の人数の変化は以下のとおりである。

(※3) (※1)に記載している1団体が、活動人数が「変わらない」を選択した。

＜常勤スタッフと非常勤スタッフの減少が見られた 11 団体＞

団体名	2018年(平成30年) → 2020年(令和2年)	
	常勤職員	非常勤職員
団体 A	3人 → 2人	3人 → 3人
団体 B	2人 → 2人	9人 → 8人
団体 C	4人 → 3人	3人 → 3人
団体 D	8人 → 7人	15人 → 15人
団体 E	0人 → 0人	3人 → 2人
団体 F	0人 → 0人	11人 → 7人
団体 G	2人 → 1人	8人 → 5人
団体 H	2人 → 1人	0人 → 0人
団体 I	2人 → 1人	2人 → 3人
団体 J	3人 → 2人	2人 → 2人
団体 K	0人 → 0人	1人 → 0人

活動を継続している 46 団体を対象とした、「活動人数の変化について、コロナ禍の影響を受けていますか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表6-2)

なお、この質問については、社会状況を鑑みて今年度設置した質問である。

また、その回答結果について、5)(表 6-1)による活動の人数の変化(縮小、変わらない、維持)別の内訳を調べた。

表 6-2 コロナ禍の活動人数への影響

回答項目	対象団体 46 件				
	件数	構成比	活動の人数について		
			うち「縮小」	うち「変わらない」	うち「増加」
a. 影響を受けてない。	9	19.6%	3	5	1
b. 少し影響を受けている。	20	43.5%	6	9	5
c. 大きく影響を受けている。	17	37.0%	4	8	5
			13	22	11

「少し影響を受けている」または「大きく影響を受けている」と回答した団体は 46 件中 37 件あり、約 8 割の団体でコロナ禍が活動の人数の変化に影響している。活動の人数(縮小、変わらない、増加)別の内訳も調べたが、影響の分布に大きな差は見られなかった。

6) 活動の継続実施の規模(資金)について

① 資金の変化

活動を継続している 46 団体を対象とした、「資金ではどのように変化しましたか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表7)

また、その回答結果について、3)による現在の活動規模に対する志向(拡大または維持)別の内訳を調べた。

表7 活動の継続実施の規模(資金)

回答項目	対象団体数 46 件			
	件数	構成比	活動の志向について	
			うち「拡大」	うち「維持」
a. 減少した(※4)	29	63.0%	15	13
b. 変わらない	7	15.2%	4	3
c. 増加した	10	21.7%	10	0
			29	16

「変わらない」と「増加した」と回答した団体が合わせて 17 団体 46.9%と、「減少した」と回答した団体を下回った。また、昨年度の調査結果(55.8%)を上回った。

(※4) (※1)に記載している 1 団体が、活動資金が「減少した」を選択している。

活動を継続している 46 団体を対象とした、「資金の変化について、コロナ禍の影響を受けていますか」という質問への回答は以下のとおりであった。(表7-2)

なお、この質問については、社会状況を鑑みて今年度設置した質問である。

また、その回答結果について、6)(表7)による活動の資金の変化(縮小、変わらない、増加)別の内訳を調べた。

表7-2 コロナ禍の資金への影響

回答項目	対象団体 46 件				
	件数	構成比	活動の資金について		
			うち「縮小」	うち「変わらない」	うち「増加」
a. 影響を受けてない。	11	23.9%	6	1	4
b. 少し影響を受けている。	16	34.8%	10	2	4
c. 大きく影響を受けている。	19	41.3%	13	4	2
			29	7	10

「少し影響を受けている」または「大きく影響を受けている」と回答した団体は 46 件中 35 件あり、計 76.1%の団体でコロナ禍が活動の資金の変化に影響している。資金の変化(縮小、変わらない、増加)別の内訳も調べたが、影響の分布に大きな差は見られなかった。

① 総収入の増減

活動を継続している 46 団体の資金の変化を、助成終了後の収入(2018 年(平成 30 年))と 2020 年度予算の総収入で見ることにした。(表8)

表8 総収入の増減

内 訳	対象団体 46 件	
	件数	構成比
a. 1000 万円以上の減少	4	8.7%
b. 100 万円以上 1000 万円未満の減少	21	45.7%
c. 100 万円未満の減少	2	4.3%
d. 変わらない	1	2.2%
e. 100 万円未満の増加	2	4.3%
f. 100 万円以上 1000 万円未満の増加	10	21.7%
g. 1000 万円以上の増加	4	8.7%
未定(2020 年度予算)	1	2.2%
未回答	1	2.2%

「100 万円以上 1000 万円未満の減少」と回答した 21 団体について、減少が大きかった財源の種類は、助成金・補助金が 14 件(昨年 17/20 件)、事業収入が 6 件(昨年 1/20 件)、寄付金が 1 件であった。

総収入の減少は、助成金の終了によるものと示唆された。

一方、総収入が変わらないと回答した 1 団体について詳しく調査したところ、団体から具体的に以下のような回答が得られた。

- ・ 地球環境基金からの助成金を獲得した(新しいプロジェクトとして)。
活動国内の団体から 委託事業を受託した。(主に環境活動による事業。困窮者救済事業も含む。)

更に、総収入の増加と回答した 15 団体について詳しく調査したところ、以下のような回答が得られた。

- 新しいプロジェクトして、地球環境基金の助成金を獲得【7 団体】
- 地方公共団体の補助金・助成金、民間助成団体(財団等)の助成金を獲得【7 団体】
- 省庁や地方公共団体の委託事業を新規に受託(あるいは委託事業収入が増加)【7 団体】
- 寄付金や会費収入が増加【3 団体】
- 体験学習参加費や講師料などの事業収入が増加【2 団体】

② 活動規模の縮小及び拡大と、活動人数及び資金の増減との関係性

3 ページ 4)①のとおり、活動規模が縮小した 10 団体及び拡大した 22 団体について、活動人数及び資金の増減との関係性についてまとめた。(表9)(表10)

表9 活動規模が縮小した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が縮小した 10 団体		
活動人数	減少	維持	増加
資金	減少	減少	減少
団体数	7	2	1

活動規模が縮小した団体は、活動人数と資金が減少している傾向がある。

表10 活動規模が拡大した団体 活動人数と資金の増減

	活動規模が拡大した 22 団体							
活動人数	増加	増加	増加	維持	維持	維持	減少	減少
資金	増加	維持	減少	増加	維持	減少	維持	減少
団体数	5	1	2	3	2	6	1	2

活動規模が拡大した団体は、活動人数と資金が増加または維持している傾向がある。

③ さらに、表 10 をうけて、活動人数減少(2019 年度末時点)や活動資金減少にもかかわらず、活動規模が拡大した 11 団体について、これまでの回答結果の共通点について調査した。

活動人数と活動資金がともに減少した中でも活動規模が拡大した 2 団体

対象団体	主な要因
団体 A	国際会議に継続して参加した結果、海外の団体との関係が構築され、協働により活動の質が高まった
団体 B	環境クラブに参加していた生徒が大規模な堆肥工場を作り、関連ビジネスを起業した。起業に至るまでの後押しはしていないが、事業期間中には、家庭内での分別・床材の配布を環境クラブの生徒に任せ、堆肥の混ぜ合わせや記録取りも当番制にするなど、できる限り自主性を育むということを目的に置いて活動していた。

活動資金が減少した中でも活動規模が拡大した 8 団体

対象団体	主な要因
団体 C	地球環境基金助成事業から始まった大学生および大学との連携が深まり、本格的に大学生を呼び込む事業が始まった。 開発教材を活用した、高校などでの出前授業実践が大幅に増加した。 ※新型コロナウイルスの影響で今年度の活動は制限を受けている。
団体 D	活動資金は大幅に減少したものの、助成期間中に多くの関係機関や団体等のステークホルダーとのコネクションを築くことができ、その関係を活用させていただくことにより、活動自体の面的な拡大が可能となっている。
団体 E	会務は簡略縮小したものの、助成により作成した冊子配布、各自のSNS発信により相談等反応が増えた。
団体 F	地球環境基金の助成による活動は終了したが、隣接地域で別の助成プログラムの助成によるフォローアップ活動がスタートし、現在も継続中のため、地球環境基金助成活動の対象コミュニティの関心が持続している。 資金的規模は縮小したが、上記活動では、活動を継続しつつ、市民向け普及啓発(キャンペーン活動)により力を入れているので、活動範囲・活動人数が拡大・増加した。
団体 G	「2Rの推進」を目指して活動している中で、啓発事業の活動メニューを追加。
団体 H	活動資金は減少したものの、間伐材を有効活用する団体(社会福祉法人・NPO法人等)との連携で、地域発のモノづくりに拡がりが出てきた。
団体 I	研修会等をオンラインでできるように準備をしている。また、獣害対策機器メーカーの出店などもオンラインで進めている。オンライン化によって、これまで参加してもらえなかった人々の参加が進み、規模の拡大が進んでいる。今後はオンラインによる活動を強化していく。
団体 J	活動を連携する自治体や企業団体を増やした。県内では、地元の環境団体との協働で連携した。県外の市や商工会は、研究会メンバーとの個人的なつながりで連携した。

活動人数が減少と選択した 1 団体

対象団体	主な要因
団体 K	2019 年度 3 月末時点では、地球環境基金の助成金がなかったため、プロジェクトスタッフが減少していたが、2020 年度に地球環境基金の助成金を獲得できたことで、人数が増加。

7) 助成終了後の現在の財源について

活動を継続している 46 団体において、助成活動終了後の現在の主な財源は、以下のとおりであった。(表11)

表11 助成終了後の現在の主な財源について(複数回答可)

回答項目	件数	対象団体数に対する割合
f. 事業収入	32	69.6%
d. 寄付金	23	50.0%
c. 民間財団等の助成金	22	47.8%
e. 会費	18	39.1%
b. 地球環境基金	16	34.8%
a. 国の補助金(地球環境基金以外)	3	6.5%
g. その他	9	19.6%

また、「その他」と回答した 9 団体のうち、8団体から具体的に以下のような回答が得られた。(各 1 件)

- ・ 森林環境譲与税
- ・ 州政府予算(金額不明)
- ・ 地方公共団体の国際協力基金
- ・ 地方公共団体からの助成金
- ・ 上記の寄付金、会費、事業収入などは、活動単体のものではなく、ネットワークなので共に実施する事業により生まれている
- ・ 市の負担金
- ・ 幹事機関(大学)の支援(現物支給的寄付)
- ・ クラウドファンディングを予定、表彰に応募予定

8) 助成活動の波及効果について

活動を継続している46団体において、助成活動の波及効果(活動の成果または協働の成果)については、以下のとおりであった。(表13)

表13 助成活動の波及効果について(複数回答可)

回答項目	対象団体数 46件			
	件数	対象団体数 に対する率	うち 活動の成果	うち 協働の成果
f. 他団体等とのネットワークが構築された。	34	73.9%	14(41.2%)	20(58.8%)
e. 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった。	27	58.7%	17(63.0%)	10(37.0%)
k. 活動への参加者が増えた。もしくは、パンフレット等配布物の配布数が増えた。	27	58.7%	21(77.8%)	6(22.2%)
l. メディアに掲載された。	24	52.2%	14(58.3%)	10(41.7%)
g. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた。	20	43.5%	13(65.0%)	7(35.0%)
a. 組織が成長し、活動地域においてNPOの中のつなぎ役になった。もしくは、リーダー的存在になった。	19	41.3%	8(42.1%)	11(57.9%)
b. 組織が成長し、受託事業が増えた。もしくは、地域のための業務が増えた。	19	41.3%	11(57.9%)	8(42.1%)
i. 地域の環境保護(保全)システムづくりに貢献した。	15	32.6%	12(80.0%)	3(20.0%)
c. 助成活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった。	11	23.9%	4(36.4%)	7(63.6%)
d. 助成活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された。	8	17.4%	6(75.0%)	2(25.0%)
j. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した。	6	13.0%	5(83.3%)	1(16.7%)
m. 表彰を受けた。	6	13.0%	4(66.7%)	2(33.3%)
n. その他	6	13.0%	5(83.3%)	1(16.7%)
h. 法令や条例等の制定や改正に貢献した。	5	10.9%	2(40.0%)	3(60.0%)
o. 特になし	0	0.0%		

昨年と比較して、順位や対象団体数に対する率に大きな変動はない。順位と上位3項目に関して、昨年と同順位、対象団体数に対する率も同水準であった。

また、「その他」と回答した 6 団体から具体的に以下のような回答が得られた。(複数回答可)

- ・ フォーラム等で発表の機会をいただいた…協働の成果
- ・ 地域住民や教育関係者の意識が改善された…活動の成果
- ・ 事務局メンバーが活動を論文にし、日本博物館協会の活動奨励賞として表彰され、活動が評価された…活動の成果
- ・ 事例の紹介を行政、NPO、市民向けに発信できた。また、高校生たちが事例を知って行政にヒアリングに行くなど政策への関心層を広げた…活動の成果
- ・ 厚生労働省のゲノム編集に関する検討会に招かれヒアリングを受け見解を示した…活動の成果
- ・ 学校教育現場での環境学習を学ぶ意味が定着してきた…活動の成果

① メディアへの掲載について

「l. メディアに掲載された。」と回答した 24 団体のうち 20 団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。(複数回答可)

・新聞	16 件
・テレビ放送	5 件
・ラジオ	4 件
・月刊誌、商工会会報	2 件

昨年同様、新聞掲載が 1 番多く、次いで、テレビ放送という結果となった。今年はラジオで紹介について、昨年度はなかったが今年は 4 団体あった。

② 表彰について

「m. 表彰を受けた。」と回答した 6 団体のうち 5 団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。(複数回答可)

- ・ 令和 2 年自然保護功労者環境大臣表彰
- ・ 平成 29 年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰
- ・ 第 13 回 エコツーリズム大賞 優秀賞
- ・ プロジェクト未来遺産 2019
- ・ ラリベラ市

Ⅲ 団体の活動全般について

1) 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて

組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて、58 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表14)

表14 組織の拡充につなげるために、団体として必要なものについて(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 58 件	
	件 数	対象団体数 に対する率
b. 人材の育成や確保	49	84.5%
f. 活動資金の安定化	39	67.2%
e. 地域・企業の連携や協力体制の確立	37	63.8%
a. 活動内容の周知方法の確立や拡大	32	55.2%
c. 活動の継続実施(実績を積むこと)	32	55.2%
d. 活動資金調達のための組織体制	31	53.4%
h. 事務局組織の運営・強化	29	50.0%
g. 会員増加	21	36.2%
j. 特になし	2	3.4%
i. その他	2	3.4%

昨年は、活動資金の安定化が1位(41/53件 77.4%)、僅差で人材の育成や確保が2位(38/53件 71.7%)であったが、今年は人材の育成や確保が逆転している。また、その割合も84.5%と非常に高く、多くの団体で課題と感じていることが分かった。

2) 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について

団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について、58 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表15)

表15 団体の活動を推進するため、日常的な情報交換先の内訳について(複数回答可)

区 分	対象団体数 58 件	合計	中央値	平均値	最大値
	件数				
a. 他の NPO、市民団体等	54	920	7	17.0	150
b. 行政	52	471	5	9.1	60
c. 企業	40	314	3	7.9	40
e. 大学	43	297	3	6.9	60
d. 保育園、幼稚園、小学校、 中学校、高等学校	41	139	2	3.4	14
f. その他	13	54	1	4.2	20

昨年同様、日常的な情報交換をしている相手として、9割以上(54/58件)の団体が「a. 他の NPO、市民団体等」と回答しており、情報交換先の数も多いことがわかった。次点として行政や企業・大学などと情報交換をしている団体が大半であった。

昨年度と比較して、「d. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校」と情報交換をしている件数が増加した。(昨年 24/52 件)

また、「その他」と回答した団体から、以下のとおり具体的な回答が得られた。

- ・ 協同組合連合会
- ・ 博物館
- ・ 食品ロス専門家、環境カウンセラーなどの専門家、中間支援団体など
- ・ 学童保育・児童クラブ等
- ・ 専門学校
- ・ 地元農業団体

3) 地球環境基金に対する要望について

地球環境基金に対する要望について、58 団体から得られた回答は以下のとおりであった。(表 16)

表 16 地球環境基金に対する要望について(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 58 件	
	件 数	対象団体数 に対する率
f. 有給の役職員の人件費も認めてほしい。	20	34.5%
b. 事務作業を簡潔にしてほしい。(会計書類)	18	31.0%
a. 事務作業を簡潔にしてほしい。(申請書類、報告書類)	15	25.9%
c. 概算払いを認めてほしい。	14	24.1%
i. 特になし	14	24.1%
h. その他	11	19.0%
e. 連携できそうな企業を紹介してほしい。	6	10.3%
d. 同様の活動をしている他団体を紹介してほしい。	3	5.2%
g. 会計をチェックする人を派遣してほしい。	1	1.7%

昨年と比較して、順位や対象団体数に対する率に大きな変動はない。順位と上位 3 項目に関して、昨年と同順位、対象団体数に対する率も同水準であった。

また、「その他」と回答した団体から以下のとおり具体的な回答が得られた。

●助成対象費用、上限額

- ・ 日本の基準では現地の社会システムに沿わない部分もあり、助成対象の多様かつ柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ 人件費を見てくれる助成金はまだ少ないので、非常にありがたいと思っている。ただ、最低賃金がアップしている中、いつまでも年間の上限が変わらず固定されている。もう少し上がることを希望する。また、宿泊費も同様に当団体がある京都で会議をしようとするとう規定の宿泊費では京都に宿泊できない時がある。大阪よりむしろ京都の方は宿泊費が高いので、地域性をもう少しきめ細やかに考えてほしい。
- ・ 人件費の単位(時給 1,000 円)、講演料の上限(20,000 円)、原稿料などを、昨今の賃金上昇傾向を踏まえて見直してほしい。
- ・ アルバイト代の上限(144 万円、1 人当たり 96 万円)を上げてほしい。単価上限も東京都の最低賃金を下回っているので、1,500 円程度まで上げてほしい。宿泊費の上限も実際の相場に合わせて上げてほしい。
- ・ 現地の人件費が現地の実情と合わなかった。各国で根拠となる書類を確認して設定してほしい。

●助成金の審査、採択

- ・ 目標が小さく、効果が誰にでも分かりやすい、地域密着の活動は、企業や自治体の助成金がいっぱいあるので、地球環境基金は「目利き」が選ぶ「日本の市民による環境活動」として世界にアピールできる事業を採択してもらいたい。小さくて分かりやすい活動の方が申請しやすい仕組みになってきているように感じる。
- ・ 多様な主体の参加による分野横断型の活動をより多く採択していただきたい(環境を広い視点でとらえた活動)。

●その他

- ・ 「若手プロジェクトリーダー研修」の日程調整には、もっと配慮が必要と感じていた。半強制参加を課しているにもかかわらず、日程調整が遅かったり、候補日が少なかったりで、資金的にも人間的にも厳しい団体にとっては死活問題になりかねない。
- ・ 活動地エチオピアのラリベラは、世界遺産の観光地なので、コロナの影響をまともに受け、町が沈滞化している。コロナ罹患者よりも自殺者の方が多いとも聞く。例年並みの予算を確保したかったが、海外関連事業の助成金が軒並みはじかれた。
- ・ フォローアップを減らして欲しい。

IV まとめと考察

- ① 助成対象活動の約8割(79.3%)が、助成期間終了後も活動を継続していた。
活動を継続していないと回答した12団体のうち、2団体が別団体で活動を継続していると回答し、2団体が活動の目的を達成したため、活動を継続していないと回答した。

〈次の②～⑦は、活動を「継続している」と回答した46件の結果〉

- ② 活動規模が「拡大した」と回答した割合は47.8%(22件)、「変わらない」と回答した割合は28.3%(13件)で、76.1%の活動が助成終了時の規模以上で維持していた。
- ③ 活動規模が「拡大した」とした団体の具体的な事例として、「他の主体との連携」、「ネットワークの拡大」、「参加者の拡大」などが挙げられた。
- ④ 活動人数が「増加した」、または「変わらない」と回答した割合は71.7%(33件)で、概ね維持できている結果であった。
- ⑤ 活動の資金が「減少した」と回答した割合は63.0%(29件)と6割以上を占めた。また、総収入が減少した団体が58.7%(27件)あり、そのうち77.8%(21件)は「100万円以上1000万円未満の減少」で、さらにそのうち66.7%(14件)が「助成金・補助金の減少」を理由に上げていた。
- ⑥ 活動資金が「減少した」と回答した29件のうち、活動規模が「拡大した」と回答したのは34.5%(10件)、「維持している」と回答したのが27.6%(8件)ということで、助成が終了するなどにより資金が減少した活動についても、2/3が活動規模を維持または拡大できていた。
- ⑦ 助成活動の波及効果の中で最も多く挙げられたのが、「他団体とのネットワーク」で73.9%(34件)であった。上記③のとおり活動規模の拡大にも繋がっていると感じている団体もあり、基金助成の大きな効果の一つととらえられた。
- ⑧ 活動の人数や資金の変化にコロナ禍が影響している程度について、それぞれ約7割以上の団体が、「少し影響を受けている」または「大きく影響を受けている」と回答とした。
活動の人数/資金の変化(縮小、変わらない、増加)の内訳から、コロナ禍の影響の相関関係は見られなかった。

〈次の⑨～⑩は、全対象団体58件の結果〉

- ⑨ 組織の拡充に必要なものとして、8割以上の団体で「人材の育成や確保」84.5%(49件)を挙げ、次いで「活動資金の安定化」67.2%(39件)を挙げており、団体内部の体制整備について挙げる団体が多かった。また、「地域・企業の連携や協力体制の確立」63.8%(37件)や「活動内容の周知方法の確立や拡大」55.2%(32件)といった団体外に向けた体制整備について挙げる団体も多かった。

- ⑩ 団体活動の推進のために日常的な情報交換先として、9割以上の団体が「他の NPO」93.1%(54件)と回答したほか、「行政」89.7%(52件)、「大学」74.1%(43件)、「保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校」70.7%(41件)についても、多くの団体で情報交換している状況であった。
- ⑪ 地球環境基金に対する要望として、3割強の団体が「有給役職員の人件費」34.5%(20件)を挙げている。また、例年と同じく助成金にかかる「事務作業の簡潔化」についても約3割の団体が挙げている。

2020 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要

1. 事後評価（書面評価）についての背景・経緯

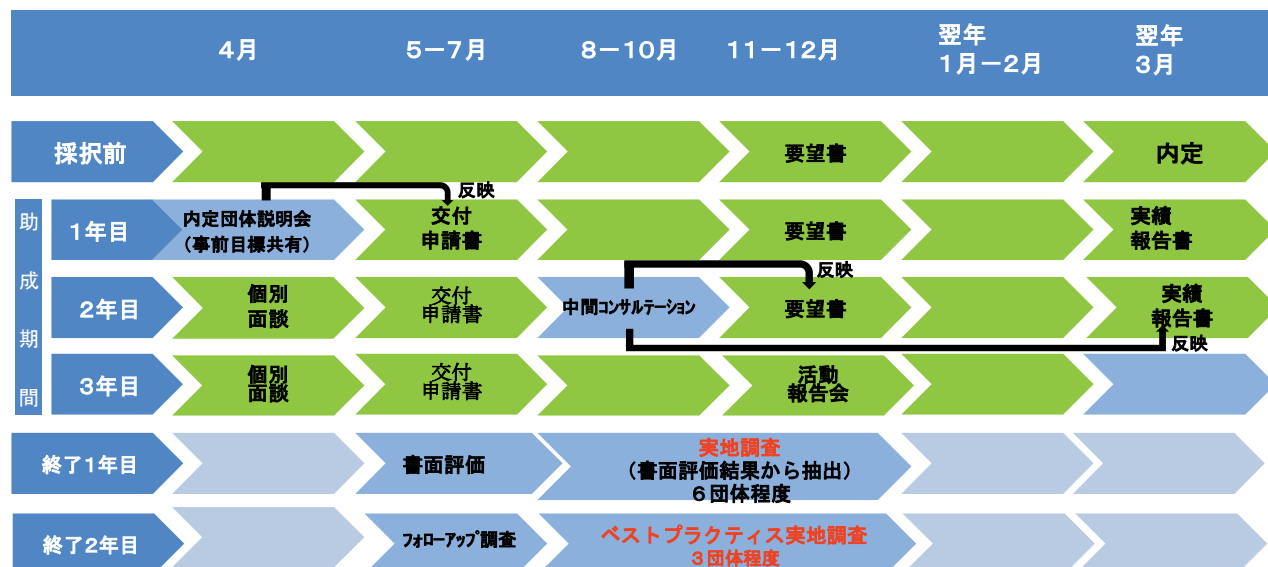
地球環境基金は、平成 5 年設立以来、国内外の NGO・NPO 等民間団体が実施する環境保全活動に対し助成を行ってきた。2020 年までに、その件数は延べ 5,442 件、総額 179 億円超の支援を実施してきているところである。

環境問題をめぐる課題は多様化しており、地球環境基金の助成事業は、ますますその重要性を増している。こうしたなか、国や国民等に対して事業成果の評価が求められており、平成 18 年から外部専門家による事後評価を実施し、評価で得られた問題点、課題等の教訓を今後の助成事業への参考とするとともに、助成金交付要領や審査方針に反映させている。

なお、平成 26 年に評価要領を改正し、評価制度を見直し、助成初年度に事前目標共有、2 年目に中間コンサルテーション、助成終了年度の翌年度に事後評価（書面評価）（以下「書面評価」という）を実施することとした。

このたび、2019 年度に助成を終了した活動について、地球環境基金評価専門委員会による書面評価を行った結果がまとまったので報告する。

【助成事業評価の流れ】



2. 書面評価の進め方

① 実施団体の選定方法

2020年度の書面評価については、2019年度に助成を終了した活動(LOVEBLUE 助成を除く)のうち、3年以上の計画を有した活動66件を対象に行った。対象団体は別紙のとおり。

助成メニュー	活動区分(※)			計
	イ	ロ	ハ	
つづける助成	1件	1件	17件	19件
ひろげる助成	12件	5件	20件	37件
フロントランナー助成	0件		1件	1件
プラットフォーム助成	0件		2件	2件
復興支援助成			7件	7件
計	13件	6件	47件	66件

※活動区分：活動は団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

②実施方法

地球環境基金から評価対象団体の資料(交付申請書、中間コンサルティング資料、活動実績報告書等)を評価専門委員に提示し、各委員は、担当する団体について資料に基づき書面評価チェックシートの評価項目にそって採点とコメントの記載を行った。なお、助成2年目に中間コンサルティングを担当した委員による評価とし、「計画の妥当性」、「目標の達成度」、「実施の効率性」「助成活動の効果(見込み)」について総合的に評価を行った。

評点は、各項目A：5点、B：4点、C：3点、D：2点、E：1点とし、その合計点により上位、中位、下位に分類した。

3. 実施結果

20点満点中、上位（16点以上）が38団体、中位（12点～15点）が21団体、下位（11点以下）が7団体であった。

(参考)

分類	2020年度評価		2019年度評価	
	評価点数	件数	評価点数	件数
上 (16点以上)	20	8件	20	1件
	19	4件	19	7件
	18	10件	18	4件
	17	8件	17	9件
	16	8件	16	16件
中 (12～15点)	15	5件	15	4件
	14	6件	14	4件
	13	2件	13	4件
	12	8件	12	7件
下 (11点以下)	11	2件	11	1件
	10	1件	10	0件
	9	2件	9	0件
	8	2件	8	1件
	0～7	0件	0～7	0件
	66件		58件	

資料_地球3

また、全評価対象団体の総合平均点は、15.6点(20点満点)であり、前回の15.6点と同じ結果となった。イ・ロ・ハごとでは前回と同じく海外での活動(イ・ロ)の評価点が国内での活動(ハ)を上回っていた。

評価項目別にみると、項目1「計画の妥当性」が前回同様、最も高い結果となり、各項目とも平均点については昨年度とほぼ同様の結果となった。

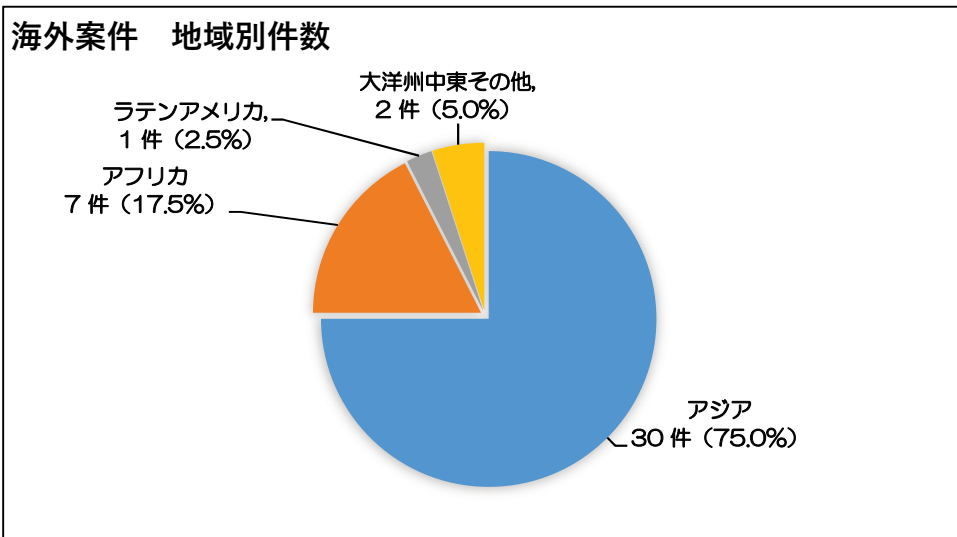
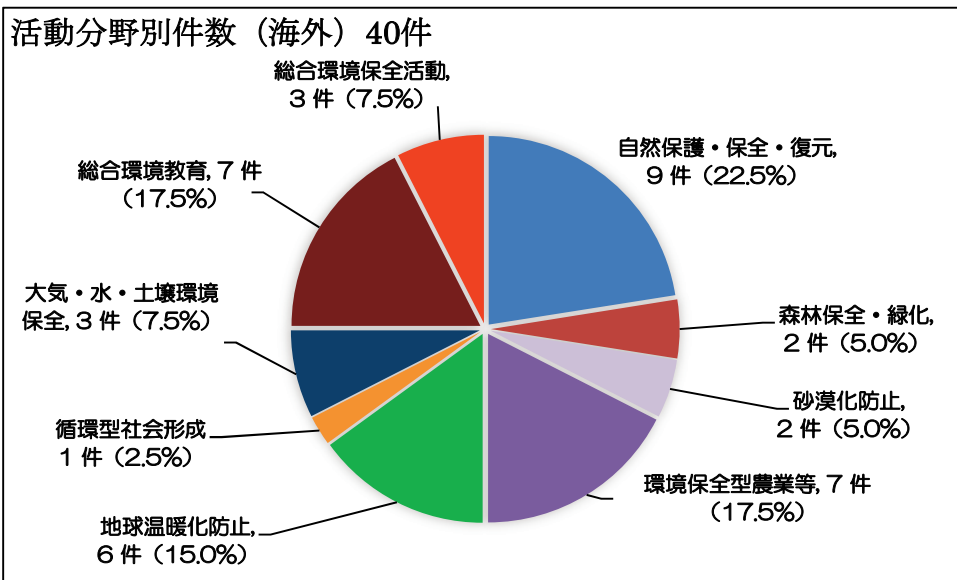
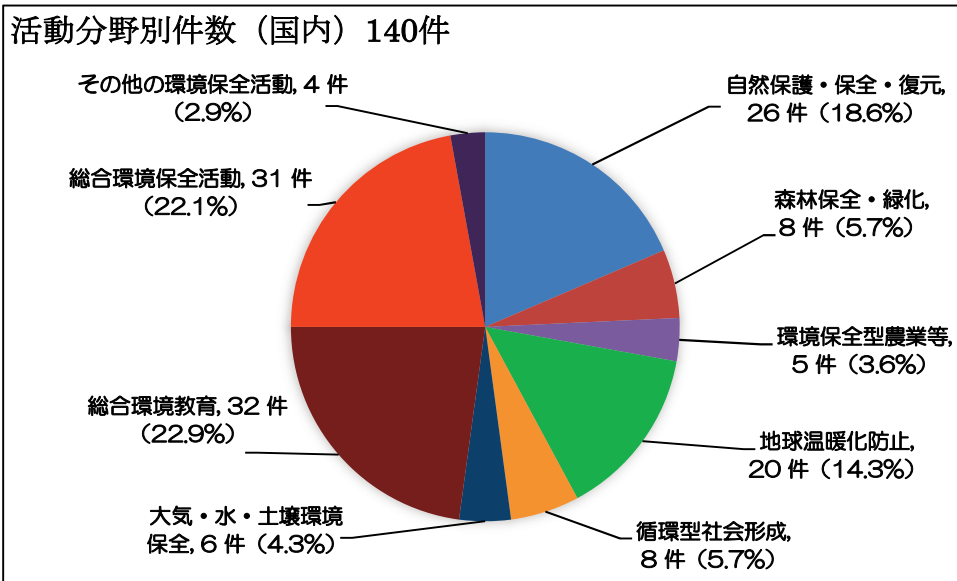
	総数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	66件	13件	6件	47件
うち上位件数(16点以上)	38件(57.6%)	9件	5件	24件
うち中位件数(12~15点)	21件(31.8%)	1件	—	20件
うち下位件数(11点以下)	7件(10.6%)	3件	1件	3件
総合平均点	15.6点	15.8点	17.5点	15.3点
項目1:計画の妥当性(5点)	4.1点	4.3点	4.7点	4.0点
項目2:目標の達成度(5点)	3.8点	3.9点	4.0点	3.7点
項目3:実施の効率性(5点)	3.9点	3.8点	4.5点	3.8点
項目4:助成活動の効果(5点)	3.8点	3.8点	4.3点	3.7点
つづける助成	14.3点	19.0点	10.0点	14.2点
ひろげる助成	16.3点	15.5点	19.0点	16.2点
フロントランナー助成	20.0点	—		20.0点
プラットフォーム助成	12.5点	—		12.5点
復興支援助成	15.3点			15.3点

※端数処理により平均点の合計が合わない場合があります

参考：2019年度事後評価(書面評価)結果

	総数	活動区分		
		イ	ロ	ハ
評価件数	58件	9件	3件	46件
うち上位件数(16点以上)	37件(64%)	6件	3件	28件
うち中位件数(12~15点)	19件(33%)	3件	—	16件
うち下位件数(11点以下)	2件(3%)	—	—	2件
総合平均点	15.6点	16.5点	19点	15.2点
項目1:計画の妥当性(5点)	4.2点	4.4点	5.0点	4.0点
項目2:目標の達成度(5点)	3.9点	4.1点	5.0点	3.8点
項目3:実施の効率性(5点)	3.8点	4.0点	4.7点	3.8点
項目4:助成活動の効果(5点)	3.7点	4.0点	4.3点	3.6点
ひろげる助成	15.6点	16.6点	19点	15.2点
フロントランナー助成	16.5点	—		16.5点
プラットフォーム助成	—	—		—
復興支援助成	16.0点			16.0点

2020 年度助成金分野別件数内訳



○2020年度助成金重点分野内訳

重点分野の項目	活動数
地球温暖化防止	28
生物多様性保全	66
自然保護・保全・復元	33
森林保全・緑化	9
砂漠化防止	2
環境保全型農業	12
総合環境保全	8
その他の環境保全活動	2
循環型社会形成	13
有害物質の被害防止	4
復興支援	6
パートナーシップに基づく活動	1
環境・経済・社会の持続可能性	57
SDGs	8
経済社会	7
ESD、総合環境教育	42
東京2020大会	2
国際的な視点を持つ活動	0
合計	177

交付決定した180件中の割合 98.33%

地球環境基金助成金の推移(H16年度～)

(単位:件、百万円)

資料_地球5

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	703
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	578
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度		件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度		件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	457
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
	小計	件数	30	6	143	179
		金額	103	17	394	514
H24年度	一般助成	件数	26	8	94	128
		金額	96	25	297	418
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	16	5	62	83
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	8	0	91	99
	小計	件数	34	10	145	189
		金額	120	30	450	599
H25年度	一般助成	件数	27	9	106	142
		金額	109	29	338	476
	入門助成	件数	2	2	31	35
		金額	5	5	55	65
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	37	37
	小計	件数	29	11	149	189
		金額	114	34	430	577
H26年度	一般助成	件数	27	11	106	144
		金額	100	34	343	479
	入門助成	件数	3	0	29	32
		金額	4	0	47	52
	特別助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	28	28
	復興支援 助成	件数	0	0	9	9
		金額	0	0	20	20
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	9	9
	フロントランナー 助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	14	14
小計	件数	30	11	156	197	
	金額	105	34	464	604	
H27年度	一般助成	件数	29	6	122	157
		金額	100	20	370	491
	入門助成	件数	1	0	24	25
		金額	1	0	36	36
	復興支援 助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	25	25
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	3	0	8	12
	フロントランナー 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	23	23
	つり環境ビジョン 助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	8	8
小計	件数	31	6	169	206	
	金額	104	20	473	598	

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H28年度	一般助成	件数	32	8	116	156
		金額	110	24	336	471
	入門助成	件数	1	1	34	36
		金額	1	1	49	52
	特別助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	11	11
	復興支援 助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	10	14
フロントランナー 助成	件数	0	0	4	4	
	金額	0	0	29	29	
つり環境ビジョン 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	8	8	
小計	件数	34	9	177	220	
	金額	116	26	476	618	
H29年度	はじめる助成	件数	2	0	18	20
		金額	5	0	26	31
	つづける助成	件数	3	1	21	25
		金額	6	2	34	41
	ひろげる助成	件数	30	10	109	149
		金額	106	30	307	442
	フロントランナー 助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	29	29
	プラットフォーム 助成	件数	1	0	2	3
		金額	4	0	11	15
復興支援 助成	件数	0	0	10	10	
	金額	0	0	25	25	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	8	8	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	9	9	
小計	件数	36	11	174	221	
	金額	120	32	449	601	
H30年度	はじめる助成	件数	0	0	10	10
		金額	0	0	12	12
	つづける助成	件数	4	1	29	34
		金額	8	1	51	61
	ひろげる助成	件数	28	14	91	133
		金額	110	43	274	427
	フロントランナー 助成	件数	0	0	5	5
		金額	0	0	31	31
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	14	14
復興支援 助成	件数	0	0	8	8	
	金額	0	0	22	22	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	7	7	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	12	12	
	金額	0	0	12	12	
小計	件数	32	15	160	207	
	金額	118	45	427	591	
R1年度	はじめる助成	件数	1	2	8	11
		金額	2	4	13	19
	つづける助成	件数	3	2	38	43
		金額	7	4	63	74
	ひろげる助成	件数	25	13	73	111
		金額	97	44	232	375
	フロントランナー 助成	件数	1	0	4	5
		金額	7	0	24	31
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	16	16
復興支援 助成	件数	0	0	9	9	
	金額	0	0	28	28	
特別助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	8	8	
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	12	12	
	金額	0	0	12	12	
小計	件数	30	17	150	197	
	金額	114	53	399	567	

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
R2年度	はじめる助成	件数	2	0	7	9
		金額	3	0	9	12
	つづける助成	件数	1	3	30	34
		金額	0	7	54	62
	ひろげる助成	件数	20	13	79	112
		金額	63	44	227	334
	フロントランナー 助成	件数	1	0	3	4
		金額	7	0	11	19
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	7	7
	復興支援 助成	件数	0	0	6	6
		金額	0	0	18	18
	特別助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	8	8
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	11	11	
	金額	0	0	12	12	
小計	件数	24	16	140	180	
	金額	74	51	352	477	
R3年度	はじめる助成	件数	1	0	9	10
		金額	2	0	17	19
	つづける助成	件数	1	3	29	33
		金額	2	7	56	66
	ひろげる助成	件数	20	11	78	109
		金額	81	45	278	404
	フロントランナー 助成	件数	1	0	4	5
		金額	7	0	26	33
	プラットフォーム 助成	件数	0	0	3	3
		金額	0	0	16	16
	復興支援 助成	件数	0	0	6	6
		金額	0	0	19	19
	特別助成	件数	0	0	4	4
		金額	0	0	12	12
LOVE BLUE 助成	件数	0	0	11	11	
	金額	0	0	35	35	
小計	件数	23	14	144	181	
	金額	93	52	439	585	
合計	件数	632	173	2,636	3,441	
	金額	2,394	541	7,633	10,568	

※ 平成16～令和2年度は確定値、令和3年度は内定値である。

※ 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

イ案件：国内の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件：海外の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件：国内の団体による国内の環境保全のための活動

【活動分野の配慮事項】

① 地球温暖化防止に資する活動への支援

「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書においては気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて明らかにされました。2015年（平成27年）パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016年（平成28年）に発効し、取組が始まっています。

我が国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減するという中期目標を掲げ、また、長期的な目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています。そのため、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めることとしています。

このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援

生物多様性条約第10回締約国会議において「愛知目標」が採択され、これを受けて「生物多様性国家戦略2012-2020」では「愛知目標」の達成に向けたロードマップが示されました。その取組に当たっては、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」で示された、関係者の有機的な連携による活動が期待されています。

第5次環境基本計画では、生物多様性条約第15回締約国会議で採択されることが見込まれる「ポスト愛知目標」等を踏まえて「次期生物多様性国家戦略」が策定されることとなっており、2030年に向けて必要な施策の方向性や指標が新たに示されることが想定されます。

生物多様性国家戦略に示された4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、人間により持ち込まれたものによる危機、地球環境の変化による危機）に対処するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、リサイクルに加えて2R（リデュース、リユース）の促進、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制に構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、化学物質対策に関する2020年目標（WSSD2020年目標）達成に向けた取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において 目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に繋がる活動についても重点的に支援していきます。

さらに、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015年9月の国連総会において、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals :SDGs)が採択されました。また、2014年(平成26年)11月の持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development :ESD)の10年に関するユネスコ世界会議においてESDの10年の後継プログラムとして、持続可能な開発のための教育に関するグローバル・アクション・プログラム(Global Action Program :GAP)が開始されました。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした視点から、SDGsの17のゴール、169のターゲットを活用し、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携によりSDGsの実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた活動

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の準備が本格化しています。環境保全の視点からも、環境負荷の少ない大会の実施、大会を機にした国際的な交流などが期待されています。こうした視点からの活動を支援していきます。

④ 地域循環共生圏の創造につながる活動への支援

パートナーシップ（協働）による活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に資する活動を重点的に支援していきます。

⑤ 国際的な視点を持つ活動への支援

2015年(平成27年)9月の国連総会において採択されたSDGsや先述のパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

2021 年度地球環境基金助成金応募アンケート集計（抜粋）

1. アンケート概要

（1）実施対象

2021 年度助成金の公募に、インターネットから応募した団体

（2）対象件数

303 件

（3）アンケート回答方法

環境再生保全機構ホームページに設けた「助成金応募受付ページ」から要望書を提出する際に、入力フォームから回答

（4）実施期間

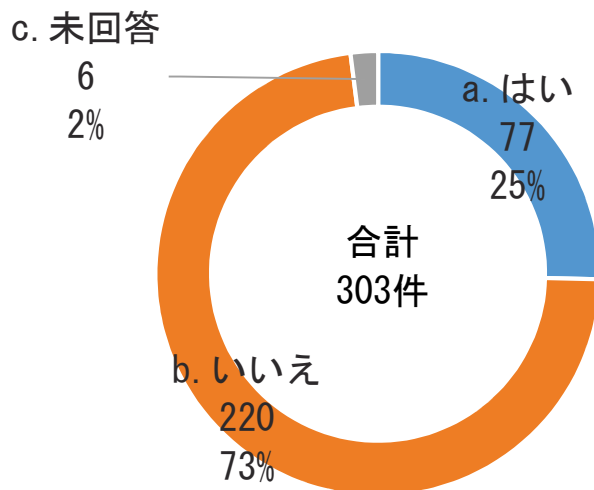
令和 2 年 11 月 5 日～12 月 2 日（要望書受付期間）

2. 項目

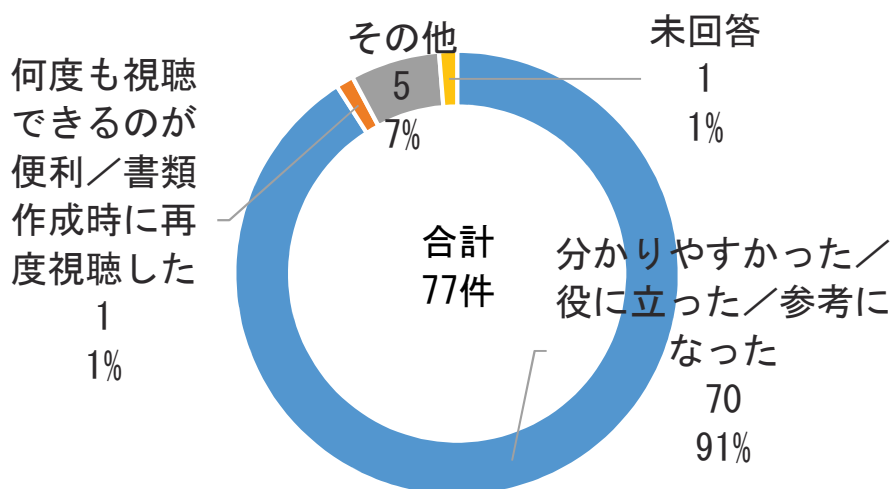
1. 2020 年度に地球環境基金の助成を受けていますか？
2. 地球環境基金助成の募集は何でお知りになりましたか？
- 3-1. 地球環境基金の助成金説明会に参加したことがありますか？
- 3-2. 「ある」とお答えになった方にお尋ねします。助成金説明会の開催地をお書きください
- 4-1. 地球環境基金の助成金説明会が近くで開催されれば、参加してみたいですか？
- 4-2. 地球環境基金の助成金説明会の開催を希望される地域があれば、お書きください
- 5-1. 地球環境基金ホームページで公開している、要望書提出のための説明動画をご覧になりましたか？
- 5-2. 5-1 で「はい」を選択された方にお伺いします。説明動画はいかがでしたか？ご意見をお聞かせください
- 6-1. インターネット上での要望書類の受付について、手順や操作性はいかがでしたか？
- 6-2. インターネット上での要望書類の受付に関して、ご意見をお聞かせください

3. 集計 (1 から 4 は省略)

5-1. 地球環境基金ホームページで公開している、要望書提出のための説明動画をご覧になりましたか？



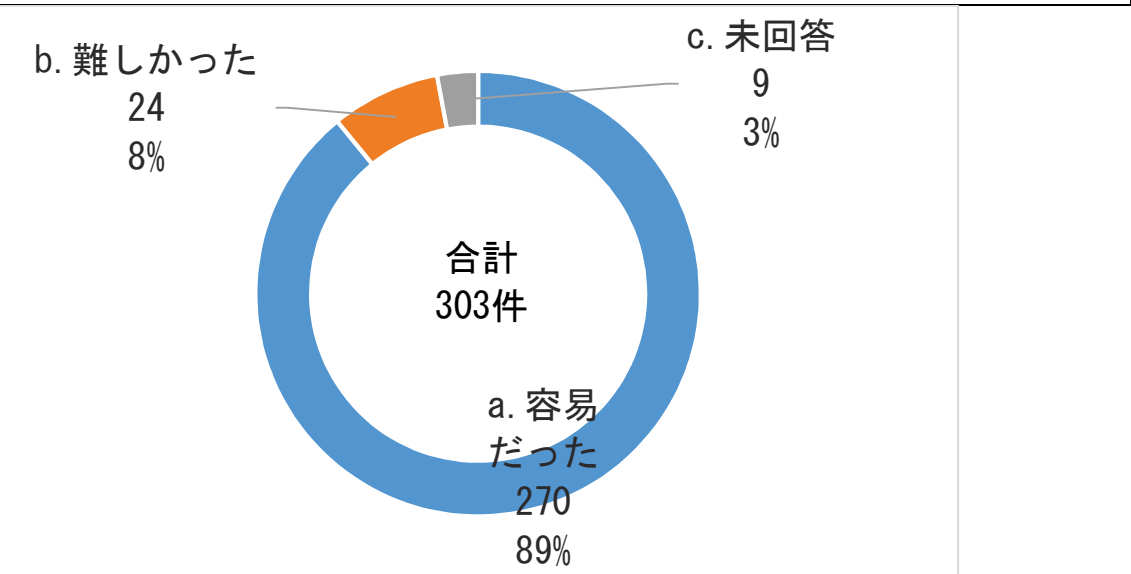
5-2. 5-1で「はい」を選択された方にお伺いします。説明動画はいかがでしたか？ご意見をお聞かせください



※「その他」の回答

- ・詳しくは見ていない。
- ・質問を直接できないので少し不安な面もありました。
- ・非常に丁寧な説明だったと思います。(英語版もあるとありがたいです)
- ・わかりやすい部分とそうでない部分がありましたが、よく理解できました。
- ・ひとつにまとめず、数本に分かれていたのが良かった。

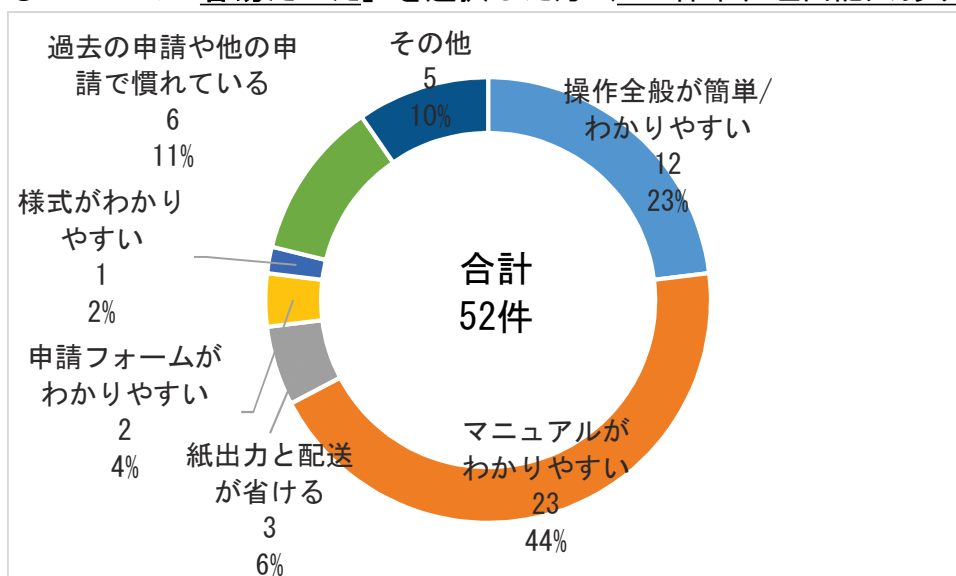
6-1. インターネット上での要望書類の受付について、手順や操作性はいかがでしたか？



	2021 年度		2020 年度	
	回答数	割合	回答数	割合
容易だった	270	89%	265	80%
難しかった	24	8%	51	16%
未回答	9	3%	14	4%
計	303	100%	330	100%

＜手順や操作性について＞

○ 6-1. で「容易だった」を選択した方（270 件中、理由記入あり 52 件）

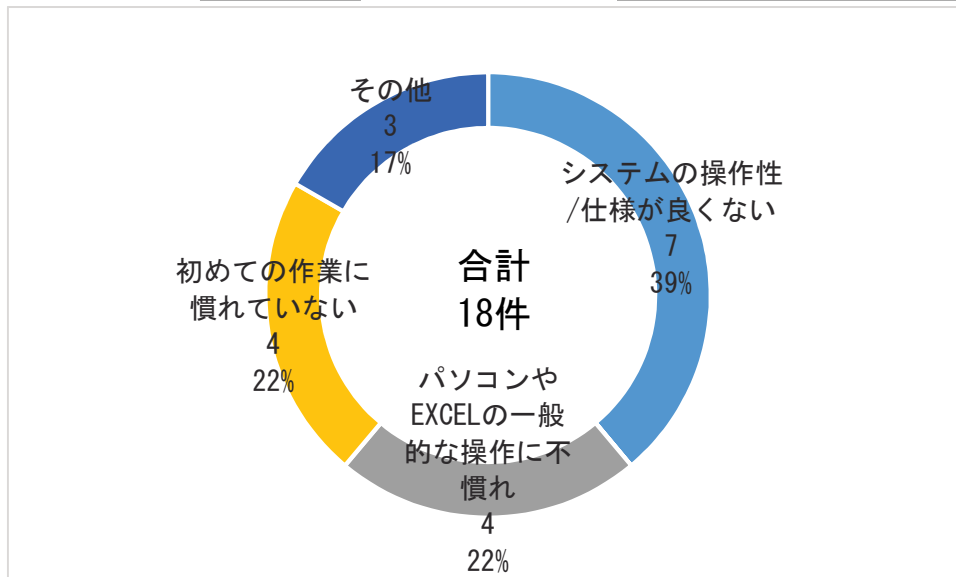


	2021 年度		2020 年度	
	回答数	割合	回答数	割合
操作全般が簡単/わかりやすい	12	23%	17	29%
マニュアルがわかりやすい	23	44%	12	20%
紙出力と配送が省ける	3	6%	11	19%
申請フォームがわかりやすい	2	4%	7	12%
様式がわかりやすい	1	2%	4	7%
過去の申請や他の申請で慣れている	6	12%	3	5%
その他	5	10%	5	8%
計	52	100%	59	100%

※「その他」の回答

- ・対応が早かった。
- ・あらかじめ作成しておいた電子ファイルをアップロードするので提出が容易だった。
- ・事前に用意できて
- ・電話でも操作の指導をしてもらえるから
- ・ただ、忘れていた資料があり、慌てました。

○ 6-1.で「難しかった」を選択した方（24件中、理由記入あり18件）

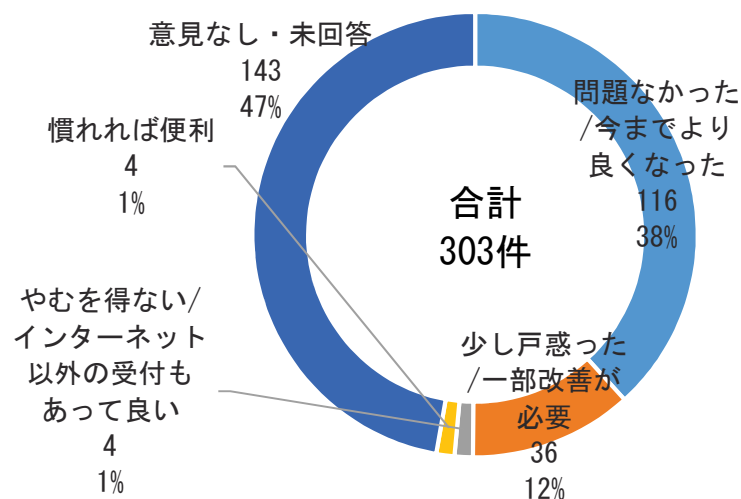


	2021年度		2020年度	
	回答数	割合	回答数	割合
システムの操作性/仕様が良くない	7	39%	16	36%
申請様式が使いにくい	0	0%	11	24%
パソコンや EXCEL の一般的な操作に不慣れ	4	22%	8	18%
初めての作業に慣れていない	4	22%	6	13%
その他	3	17%	4	9%
計	18	100%	49	100%

※「その他」の回答

- ・添付資料の準備
- ・年配なので
- ・何処まで記入すれば良いのかの判断

6-2. インターネット上での要望書類の受付に関して、ご意見をお聞かせください



	2021 年度		2020 年度	
	回答数	割合	回答数	割合
問題なかった/今までより良くなった	116	38%	101	30%
少し戸惑った/一部改善が必要	36	12%	75	23%
やむを得ない/インターネット以外の受付もあって良い	4	1%	9	3%
慣れれば便利	4	1%	9	3%
意見なし・未回答	143	47%	136	41%
計	303	100%	330	100%

<6-2. 具体的なお意見>

○インターネットの受付を支持するご意見（抜粋）

- ・操作が簡単で便利だった。今後も続けてほしい。
- ・継続の2年目で、1年目は手こずったが今回はスムーズに出来た。
- ・郵送での申請の際は、何度も印刷し直して確認してということが多いので、データで受付していただいた方が手間も省けてエコでよいと思いました。
- ・今回は特に新型コロナの影響もあり、事務所での書類作成、印刷、郵送が困難だったことから、インターネットでの提出となり大変ありがたかったです。次年度以降も同様の提出方法を望みます。
- ・紙の利用料を減らすため、これからもぜひ続けていただきたいと思います。こうした申請が研究費や大学の各種申請手続きにも普及することを願います
- ・紙媒体での提出よりも、電子データで手続きが完了できるほうが時間も短縮で

き助かります。紙資源の利用を抑える意味においても、昨今のコロナ禍においても、良い方法だと思います。

- ・日中は、ほぼ屋外で活動しているため、夜間でも書類の作成、提出ができてありがたいです。
- ・印刷費・郵送料が軽減できてよかったです
- ・とても操作性が良く、サクサクと快適に提出作業を完了致しました。利便性が格段に向上したと感じます。
- ・地方で活動する団体にとって大変ありがたいです。

○インターネットの受付について改善を希望するご意見（抜粋）

- ・A3以上の大きな紙面の場合はスキャンできないので添付できない。
- ・今後も推進していくべきですが、電話で質問に答える部分も不可欠です。
- ・オンライン説明会の場合でも夜や土日の設定もあると助かります。
- ・2年目の要望の場合、1年目の要望の際に提出した決算書類（2018年度分）は省略できるようにしてもいいかもしれません。
- ・削除ボタンがあまり反応しなかったため、そこは改善して頂きたい。
- ・書類のアップを少しずつ進められるよう、途中までで保存できる機能が欲しい
- ・団体登録が72時間という点とか、要望書のエクセルファイルも「PDFにするので収まるようにファイルもPDFに変換するので印刷プレビューでチェックしろ」などという点は、受け取った側が処理すべき点を送る側に押し付けているような感じがして、いかがなものかと思います。インターネットでの受付のメリットが提出する側に感じられないと思いました。
- ・パソコンの設定などに問題があればできないので、文書での提出と両方の選択があれば、助かると思いました。また、目的のページにはじかれて入っていけない場合の、設定の変更などがわかれば試したいと思います。
- ・1点だけ、チェックリストの内容と、提出のフォームが一致しているとより分かりやすいと思いました。
- ・募集の流れの中に、用意すべき書類の内容があれば、もっとスムーズに準備できるかと思います。
- ・アップ＝申請ではなく、別にさせていただくとありがたい。アップ後に書類の確認ができるとありがたいです。
- ・書類内容の取り違えが無いよう、団体側でしっかりと新旧データの管理などをしておく必要があり、また当団体ではmicrosoft オンラインを使っていますがアップロード・ダウンロードすると書式が変わってしまうなどの面でも同じエクセルやワードファイルでも容易にデータ形式が変わってしまいやすい課題などがなかなかクリアにできません。

＜令和2年度研修・講座等実施状況＞

研修・講座名	開催地	開催日等	参加者数	回答数	有意義回答率	
地域の環境NGO・NPO活動の推進						
オンライン活用セミナー ※事前(動画)の回答は、セミナーに参加した方からの回答	1回目	事前(動画)	公開期間: 令和2年11月27日～12月10日	—	27	85.2%
		セミナー(前半・講義)	令和2年12月10日	37	28	85.7%
		セミナー(後半・質疑)		36	26	88.4%
	2回目	事前(動画)	公開期間: 令和3年1月15日～1月27日	—	15	87.5%
		セミナー(講義・質疑応答)	令和3年1月27日	26	16	100.0%
	3回目	事前(動画)	公開期間: 令和3年2月26日～3月9日	—	8	100.0%
セミナー(講義・質疑応答)		令和3年3月9日	12	8	100.0%	
地域の環境NGO・NPO活動の推進						
若手プロジェクトリーダー研修	5期生	オンライン研修	第1回: 令和2年8月24日～25日	6	6	100.0%
		フィールド実習 (静岡県富士宮市)	第1回: 令和2年10月5日～6日	6	6	100.0%
		オンライン研修	第3回: 令和3年1月27日～28日	6	6	100.0%
	6期生	オンライン研修	第1回: 令和2年6月29日～30日	12	12	100.0%
		オンライン研修	第2回: 令和2年10月19日～20日	12	12	100.0%
		オンライン研修	第3回: 令和3年1月27日～28日	12	12	100.0%
	7期生	オンライン研修	第1回: 令和2年6月29日～30日	8	8	88.0%
		オンライン研修	第2回: 令和2年10月19日～20日	8	8	100.0%
		オンライン研修	第3回: 令和3年1月27日～28日	8	8	100.0%

平均 95.9%

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務の概要

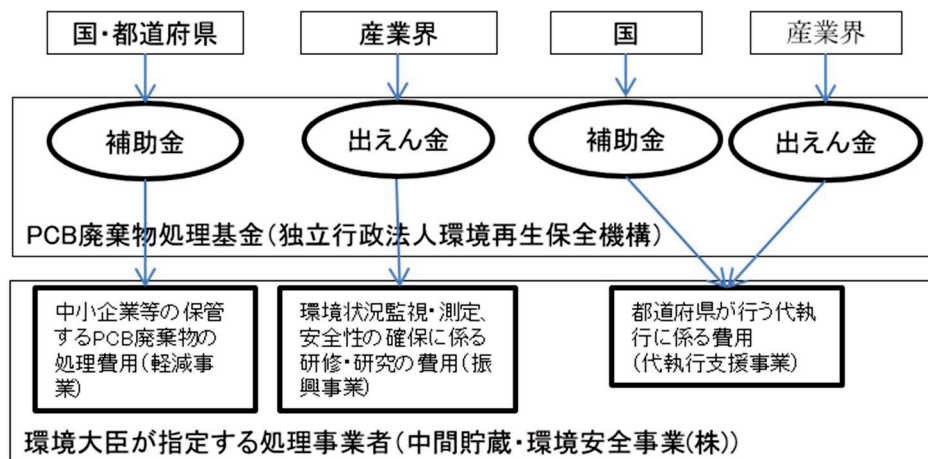
I 目的

- 1) 中小企業等が保管する高濃度 PCB 廃棄物(トランス・コンデンサ等)の処理に要する費用の軽減(軽減事業)
- 2) PCB 廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進(振興事業)
- 3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 19 条の8第1項の規定に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措置及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)第 13 条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減(代執行支援事業)

II 造成の方法

- 1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- 2) 産業界等(製造者等)に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。
- 3) 国が機構に対して補助金を拠出する。産業界(製造者等)に対しては、環境大臣が資金の出えんの協力要請を行う。

III PCB 処理基金の仕組み



高濃度 PCB 廃棄物の地域別処分期間等

JESCOの 処理施設	高濃度PCB廃棄物の 種類	保管の場所の所在する区域	処分期間	計画的処理 完了期限
北九州 (北九州市若松区)	廃PCB等、廃変圧器、 廃コンデンサー等	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、 佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	平成30年 3月31日まで (終了)	平成31年 3月31日まで (終了)
大阪 (大阪市此花区)		滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで
豊田 (愛知県豊田市)		岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	令和4年 3月31日まで	令和5年 3月31日まで
東京 (東京都江東区)		埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県		
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県		
北九州 (北九州市若松区)	上記以外の高濃度 PCB廃棄物(安定器、 汚染物等、3kg未満の 廃変圧器等及びこれら の保管容器)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和3年 3月31日まで (終了)	令和4年 3月31日まで
北海道 (北海道室蘭市)		北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、 長野県	令和5年 3月31日まで	令和6年 3月31日まで

(環境省・経済産業省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて」より抜粋)

維持管理積立金管理業務の概要

I 目的

廃棄物処理法の規定に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立て終了後に維持管理費用として取り戻すことで、最終処分場の適正な維持管理を担保する。

II 維持管理積立金の仕組み

1) 積立て義務

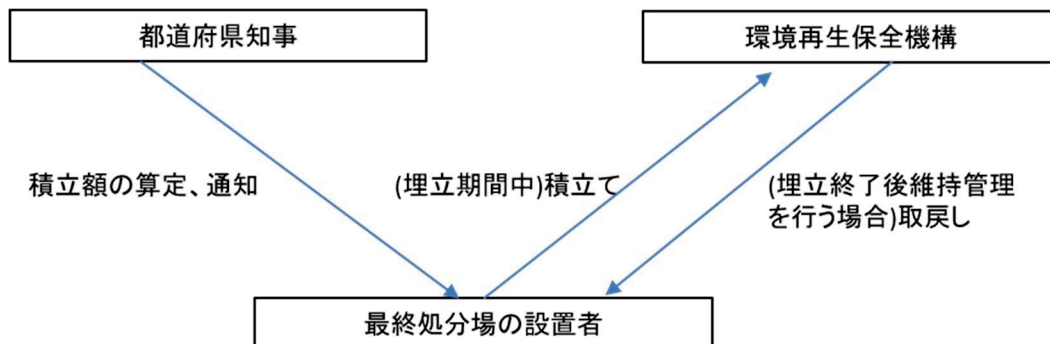
特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てる。

2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理する。

3) 積立金の取戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。



申請書等の受付状況と認定等状況（令和2年度）

（1）療養者の方からの認定申請

（ア）受付状況

（単位：件）

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中*1	122 (84)	30 (33)	3 (3)	8 (8)		163 (128)
	医学的判定の 準備中	135 (62)	33 (16)	4 (4)	8 (1)	0 (0)	180 (83)
令和2年度受付		727 (787)	156 (181)	33 (33)	46 (51)	16 (18)	978 (1,070)
計							1,321 (1,281)

注：（ ）は前年度の実績。以下同様。

*1 は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

（イ）認定等の状況

（単位：件）

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	487 (629)	75 (133)	2 (1)	17 (20)		581 (783)	44.0% (61.1%)	55.8% (73.2%)
不認定	21 (40)	33 (44)	29 (28)	39 (30)	0 (0)	122 (142)	9.2% (11.1%)	
取下げ	29 (10)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	34 (13)	2.6% (1.0%)	
医学的判定中	408 (122)	94 (30)	3 (3)	8 (8)		513 (163)	38.8% (12.7%)	
計	945 (801)	207 (210)	34 (32)	64 (58)	0 (0)	1,250 (1,101)	94.6% (85.9%)	
医学的判定の 準備中	45 (135)	15 (33)	4 (4)	7 (8)	0 (0)	71 (180)	5.4% (14.1%)	

(2) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	29 (29)	11 (8)	0 (0)	1 (1)		41 (38)
	医学的判定の 準備中	30 (19)	11 (11)	5 (3)	1 (3)	0 (0)	47 (36)
令和2年度受付		129 (161)	42 (59)	19 (13)	4 (7)	6 (6)	200 (246)
計							288 (320)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合
認定	73 (127)	21 (41)	0 (1)	3 (3)		97 (172)	33.7% (53.8%)
不認定	10 (22)	17 (19)	16 (12)	1 (6)	0 (0)	44 (59)	15.3% (18.4%)
取下げ	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	1.4% (0.3%)
医学的判定中	86 (29)	28 (11)	1 (0)	2 (1)		117 (41)	40.6% (12.8%)
計	173 (179)	66 (71)	17 (13)	6 (10)	0 (0)	262 (273)	91.0% (85.3%)
医学的判定の 準備中	15 (30)	2 (11)	8 (5)	1 (1)	0 (0)	26 (47)	9.0% (14.7%)

(3) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

(単位：件)

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		1 (1)
	医学的判定の 準備中	2 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)
令和2年度受付		9 (11)	3 (6)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (18)
計							17 (21)

(イ) 認定等の状況

(単位：件)

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん 性胸膜	その他	計	割合	
認定	8 (9)	0 (2)	0 (1)	0 (0)		8 (12)	47.1% (57.1%)	70.7% (76.1%)
不認定	0 (0)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	11.8% (19.0%)	
取下げ	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	11.8% (0.0%)	
医学的判定中	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)		3 (1)	17.6% (4.8%)	
計	9 (9)	6 (7)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (17)	88.2% (80.9%)	
医学的判定の 準備中	2 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	11.8% (19.1%)	

審査中の案件に係る状況（令和2年度）

(1) 療養中の方 (単位：件)

	申請受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (79件)	令和元年度	6	令和元年度 343
	令和2年度	73	
医学的判定中 (434件)	令和2年度	434	
その他機構において 審査中 (71件)	令和2年度	71	
計		584	343

(2) 未申請死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (34件)	令和元年度	1	令和元年度 88
	令和2年度	33	
医学的判定中 (83件)	令和2年度	83	
その他機構において 審査中 (26件)	令和2年度	26	
計		143	88

(3) 施行前死亡者の遺族 (単位：件)

	請求受付年度	審査中件数	前年度
追加・補足資料依頼中 (1件)	令和2年度	1	令和元年度 5
医学的判定中 (2件)	令和2年度	2	
その他機構において 審査中 (2件)	令和2年度	2	
計		5	5

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和2年度）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(令和3年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	29	6	0	0	1	36	1	1	2	0	0	4	0	1	0	0	0	1	41
青森県	4	0	0	1	0	5	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
岩手県	3	3	0	1	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
宮城県	12	3	1	0	0	16	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	20
秋田県	4	2	1	0	0	7	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
山形県	1	2	0	0	0	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5
福島県	7	2	0	0	0	9	3	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	13
茨城県	13	6	0	4	1	24	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	28
栃木県	9	1	2	2	0	14	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	16
群馬県	7	0	1	0	0	8	2	1	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	12
埼玉県	28	12	5	4	1	50	3	7	0	1	0	11	0	1	0	0	0	1	62
千葉県	34	11	1	3	2	51	7	4	1	1	0	13	0	0	0	0	0	0	64
東京都	61	14	3	5	0	83	12	3	3	1	0	19	0	0	0	0	0	0	102
神奈川県	49	14	0	4	4	71	15	3	3	0	0	21	0	0	0	0	0	0	92
新潟県	3	1	0	0	0	4	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	8
富山県	4	2	0	0	0	6	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	8
石川県	5	2	1	0	0	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
福井県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山梨県	2	0	2	1	0	5	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	8
長野県	9	2	0	1	0	12	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
岐阜県	13	2	0	0	0	15	1	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	18
静岡県	28	3	0	1	1	33	6	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	40
愛知県	41	6	1	2	0	50	7	1	1	0	0	9	1	0	0	0	0	1	60
三重県	7	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
滋賀県	11	2	1	1	1	16	2	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	19
京都府	15	4	0	0	0	19	3	0	1	0	1	5	0	0	0	0	0	0	24
大阪府	91	12	5	2	1	111	13	3	0	0	1	17	2	0	0	0	0	2	130
兵庫県	81	15	3	3	1	103	14	1	0	0	0	15	3	0	0	0	0	3	121
奈良県	11	2	2	2	0	17	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	18
和歌山県	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	8
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	4	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
岡山県	5	2	0	1	0	8	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
広島県	14	3	0	1	0	18	2	1	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	23
山口県	8	4	0	1	0	13	1	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	17
徳島県	5	1	0	1	0	7	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
香川県	9	1	0	0	0	10	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	11
愛媛県	8	0	0	0	0	8	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	12
高知県	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福岡県	32	5	1	1	0	39	6	2	1	0	1	10	0	0	0	0	0	0	49
佐賀県	6	1	0	1	0	8	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
長崎県	6	3	0	1	1	11	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	15
熊本県	5	0	1	1	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
大分県	7	2	0	0	0	9	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	11
宮崎県	7	1	1	0	0	9	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	10
鹿児島県	11	1	1	1	1	15	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	16
沖縄県	5	1	0	0	1	7	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	727	156	33	46	16	978	129	42	19	4	6	200	9	3	0	0	0	12	1,190

資料_石綿4

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和3年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
（令和3年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人）

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 （未申請死亡者）					小計	特別遺族弔慰金等請求 （施行前死亡者）					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	427	103	10	7	9	556	71	22	6	3	0	102	154	27	1	0	1	183	841
青森県	67	18	0	4	0	89	10	0	0	0	0	10	26	7	0	0	0	33	132
岩手県	60	13	1	5	0	79	20	2	0	1	1	24	31	3	0	0	0	34	137
宮城県	207	86	4	5	7	309	24	10	2	1	2	39	65	12	1	0	2	80	428
秋田県	48	11	3	1	1	64	7	1	0	0	0	8	37	3	0	0	1	41	113
山形県	55	24	1	2	3	85	13	4	1	0	0	18	20	7	1	0	1	29	132
福島県	100	14	2	6	2	124	31	11	0	0	3	45	47	3	1	0	0	51	220
茨城県	173	55	4	13	5	250	31	14	3	1	1	50	61	6	1	0	3	71	371
栃木県	94	31	4	10	6	145	19	10	1	3	2	35	42	6	1	0	0	49	229
群馬県	116	25	4	7	2	154	18	7	0	2	1	28	60	9	1	0	2	72	254
埼玉県	566	174	29	39	18	826	82	43	8	9	0	142	199	45	4	3	5	256	1,224
千葉県	390	181	19	24	10	624	72	26	5	4	1	108	132	29	1	3	0	165	897
東京都	878	230	45	44	12	1,209	159	55	9	4	5	232	314	52	7	0	9	382	1,823
神奈川県	680	189	24	33	25	951	126	43	13	10	1	193	247	46	4	0	7	304	1,448
新潟県	152	41	3	1	3	200	30	4	0	0	0	34	62	11	0	0	0	73	307
富山県	117	18	2	3	0	140	14	6	1	1	0	22	56	9	0	0	1	66	228
石川県	72	17	4	3	3	99	15	1	0	2	1	19	32	2	0	0	1	35	153
福井県	53	18	0	1	3	75	6	0	1	0	1	8	18	1	0	0	0	19	102
山梨県	65	7	5	3	2	82	9	0	0	0	0	9	21	3	0	0	0	24	115
長野県	112	38	6	8	1	165	26	5	3	1	0	35	35	4	0	1	1	41	241
岐阜県	155	40	3	2	2	202	28	8	2	1	2	41	59	9	0	0	2	70	313
静岡県	250	59	6	8	6	329	47	15	3	1	0	66	107	13	2	1	0	123	518
愛知県	622	109	11	16	6	764	89	21	3	1	4	118	141	24	2	0	2	169	1,051
三重県	104	31	2	2	4	143	11	7	2	1	0	21	33	10	0	0	0	43	207
滋賀県	120	36	4	3	3	166	12	3	2	0	1	18	39	4	0	0	0	43	227
京都府	172	56	2	4	0	234	23	3	3	0	1	30	76	8	2	1	1	88	352
大阪府	1,273	277	46	38	29	1,663	177	46	10	7	6	246	359	83	10	1	5	458	2,367
兵庫県	1,174	267	22	21	28	1,512	123	40	9	7	1	180	356	95	2	1	8	462	2,154
奈良県	172	53	5	12	3	245	23	6	2	0	0	31	61	11	1	1	3	77	353
和歌山県	65	23	2	3	0	93	17	2	1	0	1	21	34	3	0	0	0	37	151
鳥取県	39	1	0	0	0	40	3	0	1	0	0	4	23	2	0	0	0	25	69
島根県	46	20	3	1	2	72	8	2	1	0	0	11	12	3	0	0	0	15	98
岡山県	143	65	2	4	3	217	25	14	1	1	0	41	89	4	2	0	3	98	356
広島県	212	81	6	8	11	318	33	20	4	2	1	60	113	23	2	0	2	140	518
山口県	154	58	4	8	3	227	24	10	1	1	0	36	44	13	2	1	0	60	323
徳島県	57	15	0	1	0	73	7	6	1	0	0	14	22	3	0	0	0	25	112
香川県	78	31	1	0	0	110	20	4	0	0	1	25	33	4	2	0	0	39	174
愛媛県	93	33	5	4	1	136	20	6	1	1	0	28	35	3	3	0	0	41	205
高知県	37	13	0	1	0	51	6	2	0	0	0	8	27	5	0	0	0	32	91
福岡県	442	132	25	25	16	640	80	22	3	4	4	113	138	25	1	1	4	169	922
佐賀県	54	18	3	1	1	77	5	4	0	1	0	10	29	1	4	0	2	36	123
長崎県	125	62	7	11	4	209	22	9	1	1	1	34	47	9	1	1	2	60	303
熊本県	104	41	12	10	1	168	14	12	1	1	2	30	40	6	0	0	0	46	244
大分県	74	12	5	1	3	95	9	9	0	0	0	18	24	5	0	1	0	30	143
宮崎県	75	22	6	2	1	106	11	3	1	0	2	17	37	3	0	0	1	41	164
鹿児島県	138	27	7	12	3	187	14	5	0	1	0	20	42	8	1	0	2	53	260
沖縄県	34	14	5	1	2	56	12	7	0	0	0	19	35	6	2	0	2	45	120
海外在住者	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
総計	10,446	2,890	364	418	244	14,362	1,646	550	106	73	46	2,421	3,715	668	62	16	73	4,534	21,317

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（令和2年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和3年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	18	4	0	0	22	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	25
青森県	7	2	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
岩手県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
宮城県	7	1	0	0	8	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	12
秋田県	1	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山形県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
福島県	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5
茨城県	8	7	0	2	17	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	19
栃木県	4	2	0	0	6	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7
群馬県	6	0	0	0	6	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	8
埼玉県	22	3	1	2	28	1	4	0	1	6	0	0	0	0	0	34
千葉県	23	3	0	2	28	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	33
東京都	55	5	1	2	63	8	1	0	0	9	0	0	0	0	0	72
神奈川県	25	4	0	1	30	6	3	0	0	9	0	0	0	0	0	39
新潟県	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
富山県	4	1	0	1	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7
石川県	6	0	0	1	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
福井県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山梨県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
長野県	3	0	0	1	4	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	7
岐阜県	4	1	0	1	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
静岡県	13	1	0	0	14	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	16
愛知県	31	3	0	0	34	4	0	0	0	4	2	0	0	0	2	40
三重県	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8
滋賀県	5	0	0	0	5	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	8
京都府	12	3	0	0	15	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	18
大阪府	58	9	0	1	68	7	1	0	0	8	2	0	0	0	2	78
兵庫県	49	9	0	0	58	6	1	0	0	7	2	0	0	0	2	67
奈良県	5	3	0	0	8	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	9
和歌山県	3	0	0	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
鳥取県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
島根県	4	0	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
岡山県	3	1	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
広島県	7	1	0	0	8	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	9
山口県	11	0	0	0	11	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	13
徳島県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
香川県	4	1	0	0	5	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	7
愛媛県	6	0	0	0	6	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	7
高知県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	21	2	0	0	23	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	25
佐賀県	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
長崎県	7	2	0	0	9	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	10
熊本県	3	1	0	0	4	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
大分県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
宮崎県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
鹿児島県	10	1	0	1	12	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	13
沖縄県	6	1	0	0	7	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	10
海外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	487	75	2	17	581	73	21	0	3	97	8	0	0	0	8	686

資料_石綿6

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から令和3年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
令和3年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性胸膜肥厚		
北海道	342	73	2	2	419	53	10	0	1	64	140	4	0	0	144	627
青森県	56	13	0	1	70	7	0	0	0	7	24	1	0	0	25	102
岩手県	49	6	0	1	56	13	3	0	0	16	30	1	0	0	31	103
宮城県	162	58	0	2	222	17	6	0	0	23	60	2	1	0	63	308
秋田県	33	8	1	2	44	5	0	0	0	5	36	0	0	0	36	85
山形県	48	12	1	1	62	7	3	0	0	10	17	2	0	0	19	91
福島県	78	10	0	3	91	18	5	0	0	23	45	2	0	0	47	161
茨城県	139	37	0	6	182	23	8	0	0	31	58	1	1	0	60	273
栃木県	77	19	0	2	98	18	6	0	1	25	39	2	1	0	42	165
群馬県	93	18	0	2	113	14	5	0	1	20	56	1	0	0	57	190
埼玉県	491	111	3	15	620	62	24	0	4	90	186	17	2	1	206	916
千葉県	328	108	1	13	450	54	13	0	0	67	126	7	1	2	136	653
東京都	741	142	3	21	907	132	29	2	1	164	293	6	6	0	305	1,376
神奈川県	539	89	1	14	643	83	22	1	0	106	235	15	4	0	254	1,003
新潟県	114	22	0	0	136	23	3	0	0	26	57	2	0	0	59	221
富山県	102	8	1	2	113	10	2	0	0	12	52	5	0	0	57	182
石川県	57	5	0	2	64	7	1	0	0	8	31	0	0	0	31	103
福井県	40	7	0	0	47	4	0	0	0	4	15	0	0	0	15	66
山梨県	57	4	1	0	62	6	0	0	0	6	17	1	0	0	18	86
長野県	91	25	0	3	119	15	2	0	1	18	32	1	0	1	34	171
岐阜県	121	26	0	2	149	21	5	1	1	28	55	0	0	0	55	232
静岡県	198	41	0	3	242	35	6	0	2	43	103	2	2	0	107	392
愛知県	531	62	1	6	600	65	15	0	1	81	123	4	1	0	128	809
三重県	93	10	0	0	103	9	1	0	0	10	29	1	0	0	30	143
滋賀県	99	22	0	0	121	7	3	0	0	10	37	1	0	0	38	169
京都府	135	27	0	0	162	18	2	0	1	21	72	1	1	1	75	258
大阪府	1,036	160	11	12	1,219	132	30	2	5	169	325	29	6	3	363	1,751
兵庫県	982	158	5	6	1,151	82	21	0	3	106	332	15	1	0	348	1,605
奈良県	137	32	2	5	176	15	5	0	0	20	56	3	1	0	60	256
和歌山県	52	15	0	0	67	15	2	0	0	17	30	0	0	0	30	114
鳥取県	29	2	0	0	31	2	0	0	0	2	21	2	0	0	23	56
島根県	37	9	0	0	46	4	2	0	1	7	11	1	0	0	12	65
岡山県	119	38	0	1	158	18	14	0	0	32	79	1	1	0	81	271
広島県	160	45	1	4	210	22	13	0	1	36	101	5	1	0	107	353
山口県	135	40	0	6	181	20	4	0	0	24	39	3	0	2	44	249
徳島県	48	9	0	0	57	7	3	0	0	10	20	0	0	0	20	87
香川県	61	25	0	0	86	17	3	0	0	20	28	0	2	0	30	136
愛媛県	76	20	2	1	99	15	4	0	0	19	34	2	3	0	39	157
高知県	30	6	0	0	36	6	1	0	0	7	26	1	0	0	27	70
福岡県	359	78	1	15	453	62	16	0	0	78	126	5	1	0	132	663
佐賀県	46	11	1	1	59	4	2	0	0	6	28	0	2	0	30	95
長崎県	101	39	0	3	143	13	5	0	0	18	47	2	1	0	50	211
熊本県	82	31	0	3	116	10	11	0	2	23	34	1	0	0	35	174
大分県	65	6	0	0	71	5	4	0	0	9	22	1	0	1	24	104
宮崎県	55	10	0	3	68	10	0	0	0	10	35	1	0	0	36	114
鹿児島県	108	14	0	4	126	9	3	0	1	13	39	0	0	0	39	178
沖縄県	26	4	0	1	31	7	2	0	0	9	34	1	1	0	36	76
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
総計	8,559	1,715	38	168	10,480	1,201	319	6	27	1,553	3,436	152	40	11	3,639	15,672

認定等に係る処理日数（令和2年度）

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は、次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	210 (92)	181 (58)	51 (27)	471 (599)
追加資料が必要とされたもの		269 (154)		232 (326)

()書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査及び原処分取消後の処分を除く(以下同じ。)

2. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	222 (106)	187 (72)	67 (35)	84 (151)
追加資料が必要とされたもの		274 (170)		57 (80)

3. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		判定申出までの 平均日数	件 数
1回の医学的判定	279 (157)	192 (74)	121 (43)	1 (2)
追加資料が必要とされたもの		366 (198)		1 (4)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	62 (26)		—	8 (10)

(参考) 療養中の方からの申請及び未申請死亡者の遺族からの請求で判定が1回で済んだケースの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
60日以下	5件	5件	0.9%	53.6%
61～90日	38件	43件	7.7%	88.9%
91～120日	24件	67件	12.1%	98.5%
121～150日	35件	102件	18.4%	99.9%
151日以上	453件	555件	100.0%	100.0%
総計	555件			

保健所説明会等実績（令和２年度）

＜ブロック別開催＞

実施地区	令和２年度	令和元年度
北海道ブロック	※新型コロナウイルス感 染拡大防止の観点から現 地開催を中止とした。 代替措置として、外部の 医師の協力も得て、救済制 度及び申請・給付の手續に 関する動画を制作し、機構 ホームページに掲載した。	35名
東北ブロック		14名
関東ブロック		76名
中部ブロック		29名
近畿ブロック		50名
中国ブロック		8名
九州ブロック		27名
参加数計		239名

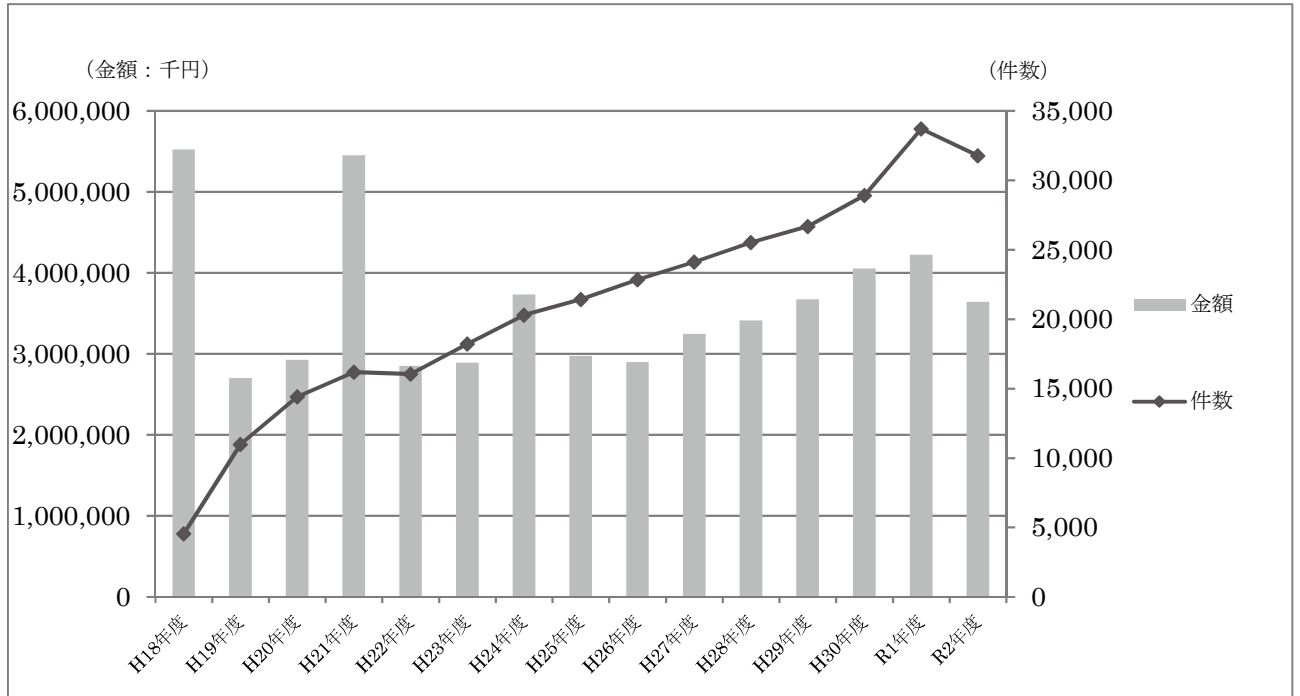
＜県単独開催＞

実施地区	令和２年度	令和元年度
秋田県	※同上	11名
静岡県		8名
熊本県		19名
沖縄県		16名
参加数計		54名

＜地方公共団体主催救済制度担当者研修会＞

実施地区	令和２年度	令和元年度
埼玉県	—	14名
千葉県	21名	28名
群馬県	—	59名
参加数計	21名	101名

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成18年度～令和2年度）



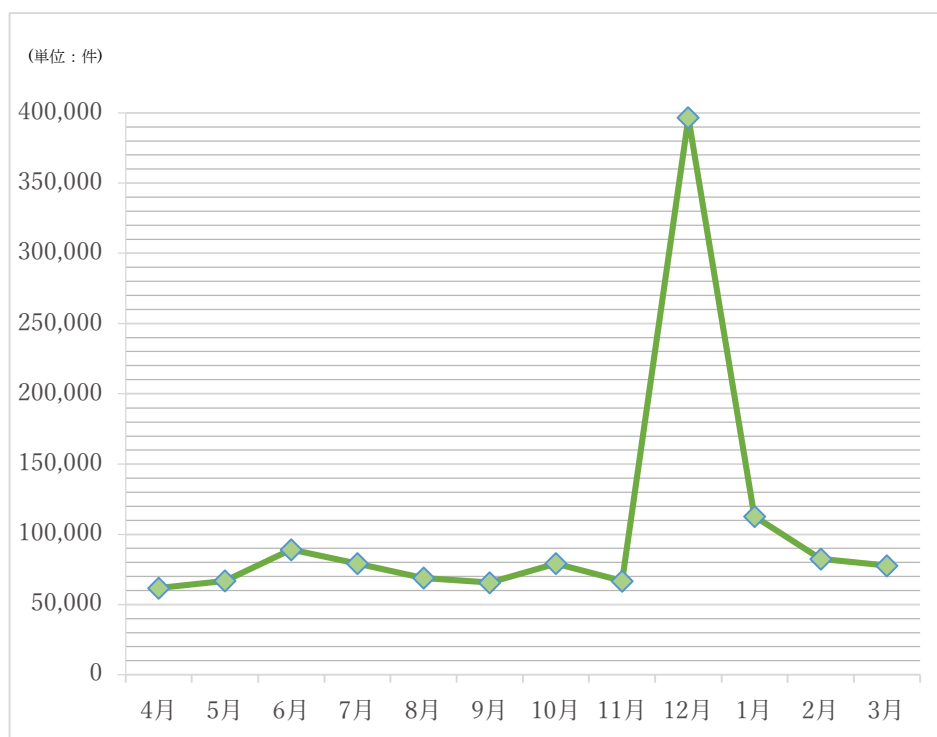
被認定者等アンケート概要（令和2年度）

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害医療手帳交付者（5月、現況届と同時に実施）	1,278	<p>○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた 57.1%</p> <p>○制度の満足度については、55.2%が満足</p> <p>○認定の有効期間（5年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた 61.1%</p>
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	409	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 65.5%、家族・知人 14.7%、 機構ホームページ 10.3%、ポスター・チラシ 6.8%、 テレビ 9.5%、保健所・地方環境事務所 9.3%、 労働基準監督署 5.1%、新聞広告 3.9%、</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集 23.8%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 19.0%、 様式の記入方法が分かりにくい 25.7%、 手引きが分かりにくかった 18.1%</p> <p>○要望 ・申請から認定までの期間短縮（新型コロナ流行の影響あり） ・手続き、書類の簡素化 ・医師や医療機関への周知活動 ・制度に関する一般的な周知 ・進捗状況を知らせてほしい</p>
未申請死亡者遺族アンケート 認定された未申請死亡者の遺族 （認定通知送付時に実施）	65	<p>○救済制度を知った経緯 病院の医師・スタッフ 53.8%、家族・知人 23.1%、 機構ホームページ 9.2%、ポスター・チラシ 12.3%、 テレビ 16.9%、保健所・地方環境事務所 1.5% 労働基準監督署 4.6%、新聞広告 9.2%、</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 医学的資料の収集 20.0%、 病院の医師・スタッフの知識・協力不足 40.0%、 戸籍等の収集 10.0%、 様式の記入方法が分かりにくい 30.0%、 手引きが分かりにくかった 20.0%、</p>

		<p>保健所・地方環境事務所の知識・協力不足 10.0%</p> <p>○要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化 ・医師や医療機関への周知活動 ・制度に関する一般的な周知 ・個人情報管理の徹底
<p>施行前死亡者遺族アンケート</p> <p>認定された施行前死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)</p>	6	<p>○救済制度を知った経緯</p> <p>新聞・雑誌等の広告 33.3%</p> <p>環境再生保全機構のホームページ 16.7%</p> <p>その他 50.0%</p> <p>○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との回答が 66.7%、「どちらでもない」16.7%、「遅い」16.7%</p> <p>○要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡素化（特に生計同一の証明等）

石綿健康被害救済制度ホームページアクセス数（令和2年度）



(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	61,657	66,791	88,996	79,031	68,836	65,479	79,109	66,691	396,603	112,669	82,405	77,645
令和元年度	67,976	73,886	79,679	92,556	77,685	66,229	69,325	66,723	69,886	81,724	98,696	99,950
平成30年度	55,396	54,978	70,236	59,290	57,500	59,601	65,775	62,734	59,040	86,489	69,879	65,202

(参考) 平成28年度～平成29年度 (単位：件)

	平成28年度	平成29年度
4月	4,383	4,563
5月	4,249	4,830
6月	4,407	6,018
7月	4,071	4,772
8月	4,270	4,499
9月	4,229	4,214
10月	4,794	4,649
11月	4,963	4,200
12月	5,656	4,333
1月	5,369	4,585
2月	4,851	6,786
3月	4,821	4,822
累計	56,063	58,271

※ 平成30年度からアクセス解析ツールを変更したことで、解析の特性が変わり、アクセス数集計結果の継続性がなくなったため、平成28年度～平成29年度のアクセス数を参考までに記載する。

窓口相談・無料電話相談件数（令和2年度）

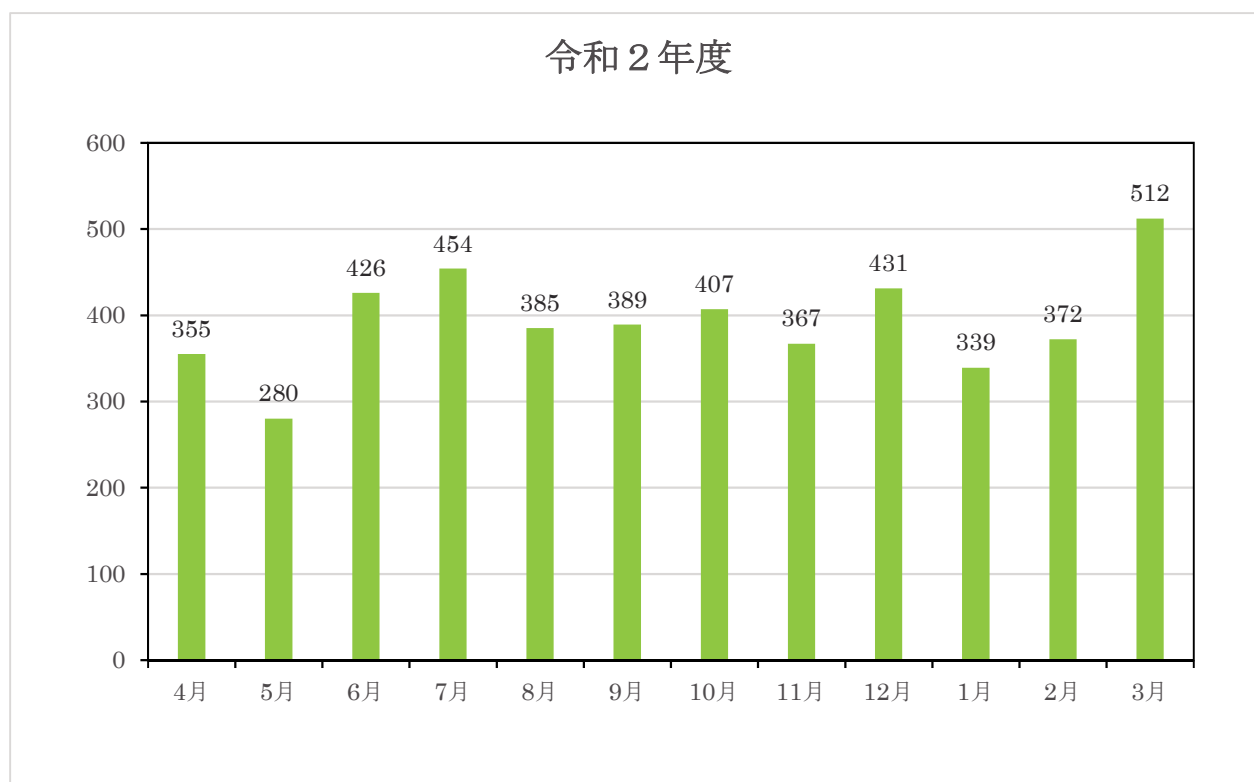
1. 窓口相談 32件

相談内容内訳（複数該当あり）

（単位：件）

制度について	手続について	健康不安	その他	計
5	28	1	1	35

2. 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル 0120-389-931）



<7カ年比較>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	355	280	426	454	385	389	407	367	431	339	372	512	4,717
R1	425	450	408	476	424	432	457	435	446	525	579	572	5,629
H30	501	514	507	462	419	387	456	429	377	1038	575	518	6,183
H29	423	398	563	431	413	456	461	397	427	920	692	633	6,214
H28	383	374	395	392	396	373	334	391	405	909	682	614	5,648
H27	314	292	396	388	344	327	358	365	354	1,530	739	477	5,884
H26	359	329	329	356	271	323	409	331	634	508	502	481	4,832

学会等におけるセミナー実績（令和2年度）

	学会セミナー名	開催日	場所	参加者
1	第 61 回日本肺癌学会 学術集会	11 月 12 日（木）	岡山コンベンション センター	26 名
2	第 65 回日本病理学会 秋期特別総会	11 月 13 日（金）	アクトシティ浜松 コンgresセンター	20 名
3	第 59 回日本臨床細胞 学会秋期大会	11 月 21 日（土）	パシフィコ横浜 ノース	27 名
4	第 68 回日本職業災害 医学会学術大会	11 月 （抄録集発行）	（誌上開催）	—
5	群馬県医師会 石綿 関連疾患研修会	1 月 28 日（木）	群馬県庁	42 名
6	第 28 回日本CT検診 学会学術集会	2 月 21 日（日）	（オンライン開催）	—
	計 6 回			計 115 名

環境研究総合推進費 令和3年度新規課題公募要領（抜粋版）

1. 推進費の目的と研究の性格

○環境政策に貢献することを目的としています。

推進費は、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（以下「環境政策」という。）への貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択の条件となります。

○競争的資金です。

推進費により実施する研究課題は、研究者より応募された研究課題候補を、外部学識経験者等による審査に付し、環境行政上の意義、科学的・技術的意義、研究体制・研究計画の妥当性、研究目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果の観点から評価し、競争的に選定・採択します。

2. 推進費の実施体制

平成28年より、新規課題の公募及び審査、研究費の配分・契約、中間・事後評価等の業務を機構において行っています。また、推進費の基本方針の検討・策定、環境省の行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、環境省で実施しています。

3. 研究開発の対象

(1) 公募区分

令和3年度新規課題の公募区分は、表1のとおりです。詳細は、Ⅱ及びⅢをご参照ください。

表1 公募区分

公募区分	研究開発費の 年間支援規模 ^(※1)	研究期間	委託費・ 補助金の別
環境問題対応型研究 * 技術実証型を含む ^(※2)	4,000万円以内	3年以内	委託費
次世代事業(補助率1/2) ア.「技術開発実証・実用化事業」 イ.「次世代循環型社会形成推進技術基 盤整備事業」	ア. 1億円以内 イ. 2億円以内	3年以内	補助金
革新型研究開発(若手枠) ^(※3)	600万円以内	3年以内	委託費
戦略的研究開発			
戦略的研究開発(FS) ^(※4)	-	-	委託費
戦略的研究開発(Ⅰ)	3億円以内	5年以内	
戦略的研究開発(Ⅱ)	1億円以内	3年以内	

- ※ 1 間接経費、消費税を含む1年間の上限額。
- ※ 2 環境問題対応型研究区分の中に、技術開発成果の社会実装を進めるため、当該技術の実用可能性の検証を行う課題として環境問題対応型（技術実証型）があります。
- ※ 3 革新型研究開発 若手枠については、研究代表者及び研究分担者のすべてが令和3年4月1日時点で40歳未満であることを要件とします。
- ※ 4 戦略的研究開発(FS)(昨年度は「課題調査型研究」)については、令和3年度の新規課題の公募を行いません。

(2) 公募研究領域と重点課題

令和3年度新規課題の公募は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）の構成に沿った5つの研究領域で行います。各研究領域において、中長期的な社会像の実現に向けた研究・技術開発を推進するために、今後5年間で重点的に取り組むべき課題として示された「重点課題」は、表2のとおりです。

応募に当たっては各研究領域の重点課題を選択し（複数選択可）、必ず申請書に記載してください（「戦略的研究開発」を除く）。重点課題を複数選択する場合は、最も重視する重点課題の領域を「主」として選択し、その研究領域を記載してください。研究領域毎に設置された研究部会にて審査を行います。

表2 公募研究領域と重点課題

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
統合領域	【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 【重点課題②】ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発 【重点課題③】持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革 【重点課題④】環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 【重点課題⑤】災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発 【重点課題⑥】グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発（「海洋プラスチックごみ問題への対応」）
気候変動領域	【重点課題⑦】気候変動の緩和策に係る研究・技術開発 【重点課題⑧】気候変動への適応に係る研究・技術開発 【重点課題⑨】地球温暖化現象の解明・予測・対策評価 ※【重点課題⑦】気候変動の緩和策に係る研究・技術開発のうち、エネルギー起源CO ₂ の排出抑制に資する技術開発等は推進費の公募対象としません。 ※本領域における研究・技術開発は、特定の産業の発達、改善、調整を目的としているものではありません。
資源循環領域	【重点課題⑩】地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発 【重点課題⑪】ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発 【重点課題⑫】社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発
自然共生領域	【重点課題⑬】生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発

研究領域	各領域に対応する「推進戦略」の重点課題
	に向けた研究 【重点課題⑭】生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発
安全確保領域	【重点課題⑮】化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究 【重点課題⑯】大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究

○「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）については、以下をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

（3）行政要請研究テーマ（行政ニーズ）

前項で示した公募研究領域の重点課題のうち、環境省各部局が提示する今後2、3年間に必要となる環境研究・技術開発のテーマである行政要請研究テーマに適合する研究開発の提案を募集します。ただし、テーマの選択は任意です。

今回募集するテーマは「別添資料 令和3年度新規課題に対する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）について」をご参照ください。

4. 令和3年度新規課題公募に関する特記事項

（1）一定の採択枠を設ける研究課題

令和3年度の新規課題公募では、以下の課題を一定の採択枠を設けて優先的に採択します。

1) 環境問題対応型研究

① 地域レベルの気候変動適応課題

平成30年6月に公布された気候変動適応法を踏まえた、気候変動への適応に関する研究課題のうち、地方公共団体の試験研究機関、地方環境研究所または気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとなることが想定される機関など、地域の関係者と連携して行い、他地域の適応策にも貢献しうる研究課題。

○気候変動適応法 <https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>

② 社会実装を目指した技術開発課題

基礎、応用研究によって得られた技術開発成果の社会実装を進めるため、当該技術の実用可能性の検証を行う「環境問題対応型研究（技術実証型）」として実施する課題（※図1参照）。推進費以外の研究によって得られた技術開発成果をもって応募することも可能です。

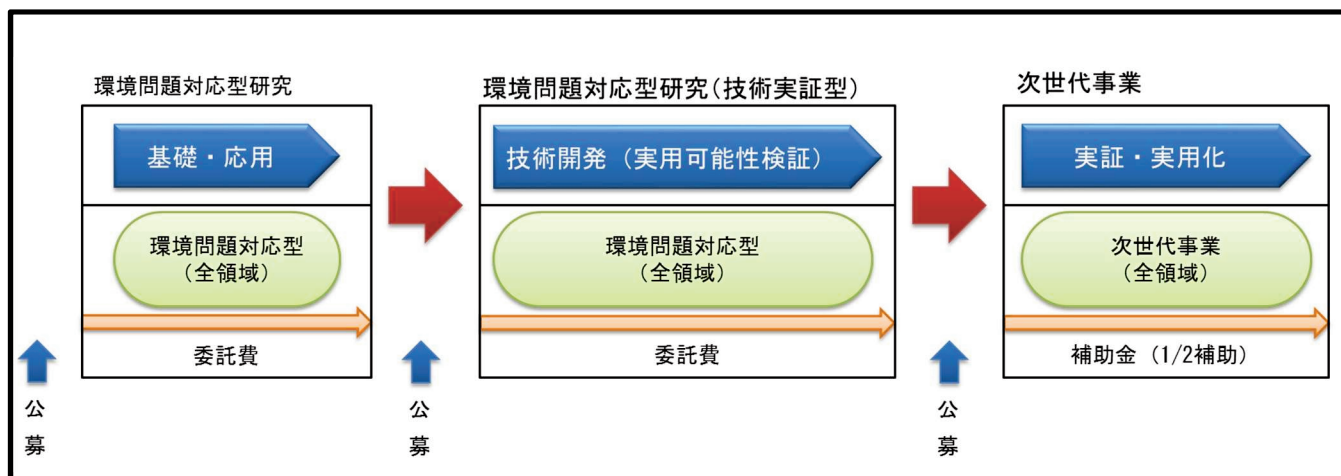


図1 技術開発課題の社会実装推進のイメージ

2) 革新型研究開発 (若手枠)

研究代表者及び研究分担者のすべてが令和3年4月1日時点で40歳未満であることを要件とする、若手研究者向けの募集枠である革新型研究開発 (若手枠) として実施する課題。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた環境研究の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響によって国内外の社会状況が大きく変化しつつあることから、その影響を反映することが研究上必要な場合には、研究計画に適切に反映してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による環境条件、社会状況等の変化に伴い発生した新たな状況において、実施可能な調査や実験、貴重なデータ等が得ることができる場合、選択した重点課題の研究目的の範囲内において、これらの研究を実施することも推奨します。

(3) 海外研究機関との研究連携について

国際共同研究による研究成果の最大化を目的として、研究課題を実施するにあたり、海外の研究機関に所属する研究者が自国等で独自に研究費を調達した研究と国際共同研究を実施し、その連携により研究成果に優れた効果をもたらすと思われる研究課題につきましては加点を考慮します。

該当する場合は当該研究機関の名称と連携内容 (単なる意見交換、情報交換は除く) 及び当該連携が本研究成果にもたらす効果を申請書に具体的に記入してください。

(4) 「研究目標」の設定について

研究終了時における到達点をあらかじめ明確にすることにより計画的かつ効率的に研究を進め、研究成果の最大化を図るため、申請時に意欲的、具体的かつ明確な目標を設定してください。

研究目標は中間・事後評価の際に、研究目標の困難度を踏まえて、進捗・達成状況等を評価します。

申請書の「2 研究目標」には、別紙 (p. 44) の「研究目標の設定について」を必ず参照して、研究課題全体及びサブテーマ毎に、本研究の研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的かつ明確に記載してください。

○環境研究総合推進費令和2年度 中間・事後評価要領

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/document/keiyaku_6_1.pdf

5. 応募手続き

(1) 応募方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。

また、郵送による書類の提出が必要な場合があります。推進費[委託費]と推進費[補助金]で必要な書類が異なりますので、それぞれⅡ.（p.22～）又はⅢ.（p.35～）をご参照ください。

(2) 応募期間の主なスケジュール

公募開始	令和2年9月25日（金）15時
公募締め切り	令和2年10月28日（水）17時 （e-Radでの応募書類の受付期限）

例年、締切間近に申請が集中し、e-Radの受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

また、e-Radでの応募に当たっては、公募区分毎にシステムへの入り口が異なりますので、くれぐれもご注意ください。間違えた入り口から入り、別の公募区分に応募した場合は、機構にご相談ください。ただし、締切後は、公募区分の変更はできず不受理となりますので、ご注意ください。

**環境研究総合推進費 令和3年度新規採択研究課題
環境問題対応型研究・革新型研究開発(若手枠)**

課題番号	研究課題名	研究代表者	研究代表機関
統合領域(統合部会)			
【重点課題】 ①持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示 ②ビジョン・理念の実現に向けた研究・技術開発 ③持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革 ④環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用 ⑤災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発 ⑥グローバルな課題の解決に貢献する研究・技術開発(「海洋プラスチックごみ問題への対応」)			
環境問題対応型研究			
1-2101	世界全域を対象とした技術・経済・社会的な実現可能性を考慮した脱炭素社会への道筋に関する研究	藤森 真一郎	京都大学
1-2102	脱炭素化を目指した汚染バイオマスの先進的エネルギー変換技術システムの開発と実装シナリオの設計及び評価	倉持 秀敏	国立研究開発法人国立環境研究所
1-2103	顕微ラマン光度計を用いた海洋マイクロプラスチックの連続計測システムの開発	荒川 久幸	東京海洋大学
1-2104	ローカルSDGs 推進による地域課題の解決に関する研究	川久保 俊	法政大学
1-2105	汚泥濃縮車を活用した浄化槽汚泥の収集・運搬・処理過程における環境負荷削減効果の網羅的解析および最適活用方法の提案	濱中 俊輔	公益財団法人日本環境整備教育センター
1G-2101	セルロースナノファイバー補強によるバイオマスプラスチック用途拡大の推進	矢野 浩之	京都大学
1G-2102	ペルフルオロアルキル化合物「群」のマルチメディア迅速計測技術と環境修復材料の開発	山下 信義	国立研究開発法人産業技術総合研究所
革新型研究開発(若手枠)			
1RF-2101	バイオガスを含む様々な粗水素からの「直接H2 貯蔵/高純度H2 回収の連続プロセス」を実現する革新的分子触媒の開発	星本 陽一	大阪大学
1RF-2102	海洋プラスチックの劣化・微細化試験法の作成と、含有化学物質による影響を含めた実態の解明	田中 厚資	国立研究開発法人国立環境研究所
1RF-2103	原発事故地域における森林火災後の放射性物質・再拡散予測システムの開発	五十嵐 康記	福島大学
1RF-2104	廃棄二次電池からのリチウム循環利用を促す酸化物多孔体の開発	小澤 隆弘	大阪大学
1RF-2105	メタンを炭素源とする有価物生産システムの構築に向けた微生物培養と晶析技術の開発	甘利 俊太郎	東京農工大学
気候変動領域(気候変動部会)			
【重点課題】 ⑦気候変動の緩和策に係る研究・技術開発 ⑧気候変動への適応に係る研究・技術開発 ⑨地球温暖化現象の解明・予測・対策評価			
環境問題対応型研究			
2-2101 *	気候変動による富山県の水・栄養塩循環への影響評価と適応策検討	張 勁	富山大学
2-2102	気候変動の複合的リスクへの対応に関する研究	亀山 康子	国立研究開発法人国立環境研究所
2-2103	「2050 年実質ゼロカーボン/地域自立エネルギーシステム・ロードマップ」研究	高野 雅夫	東海国立大学機構 名古屋大学
2-2104	脱炭素トランジション:イノベーションとライフスタイル変容の複数モデル評価	杉山 昌広	東京大学
2-2105	国および自治体の民生部門カーボンマネジメントシステムの開発	下田 吉之	大阪大学
2-2106 *	人口流動データと温熱シミュレータによる都市におけるヒートアイランド暑熱リスクに関する研究	足永 靖信	国立研究開発法人建築研究所
革新型研究開発(若手枠)			
2RF-2101	超高比表面積スピネルを用いた電磁波化学プロセスによるCO ₂ の高効率資源化	福島 潤	東北大学
資源循環領域(資源循環部会)			
【重点課題】 ⑩地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発 ⑪ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発 ⑫社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発			

資料_推進2

環境問題対応型研究			
3-2101	リチウムイオン電池等の循環・廃棄過程における火災事故実態の解明と適正管理対策提案	寺園 淳	国立研究開発法人国立環境研究所
3-2102	新規・次期フッ素化合物POPsの適正管理を目的とした廃棄物発生実態と処理分解挙動の解明	松神 秀徳	国立研究開発法人国立環境研究所
3-2103	先が読めない廃止期間を、半物理・半統計的に評価するための最終処分場エミッションモデルの構築	石森 洋行	国立研究開発法人国立環境研究所
3G-2101	非接触型ごみ収集システムの開発と社会実装に向けたシナリオ構築	小野田 弘士	早稲田大学
3G-2102	工程内廃材使用による廉価高強度チタン合金開発と応用	近藤 勝義	大阪大学
3G-2103	ジオポリマーコンクリートに資する木質バイオマス燃焼灰の資源化技術の実証開発	高巢 幸二	北九州市立大学
革新型研究開発(若手枠)			
3RF-2101	廃棄物処理における未利用熱を近隣産業で再生する蓄熱輸送技術の出熱過程実証	藤井 祥万	東京大学
3RF-2102	油脂産業で大量発生するフーツの完全循環を目指すコルベ電解システムの開発	廣森 浩祐	東北大学
自然共生領域(自然共生部会)			
【重点課題】 ⑬生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発に向けた研究 ⑭生態系サービスの持続的な利用やシステム解明に関する研究・技術開発			
環境問題対応型研究			
4-2101	生殖細胞を活用した絶滅危惧野生動物の生息域外保全	村山 美穂	京都大学
4-2102 *	世界自然遺産・知床をはじめとするオホーツク海南部海域の海水・海洋変動予測と海洋生態系への気候変動リスク評価	三寺 史夫	北海道大学
4-2103	高度画像解析技術を用いたプランクトンモニタリング手法に基づく湖沼生態系監視技術の開発	占部 城太郎	東北大学
4G-2101	マイクロカプセル化わさび成分によるヒアリのコンテナ貨物侵入阻止とシリコン樹脂充填によるコンテナヤードでのヒアリ営巣阻止技術の確立と応用	橋本 佳明	兵庫県立大学
4G-2102	環境アセスメントへの活用を目指した鳥類およびコウモリ類の飛翔を識別するレーダ画像解析システムの開発	関島 恒夫	新潟大学
革新型研究開発(若手枠)			
4RF-2101	オガサワラシジミの再生を目指した凍結卵巣移植法の研究	小長谷 達郎	自然科学研究機構 基礎生物学研究所
4RF-2102	野生動物への環境汚染物質の影響評価を実現する培養細胞を用いた新規評価技術の構築	片山 雅史	国立研究開発法人国立環境研究所
4RF-2103	都市化による昆虫への遺伝的・エピ遺伝的影響と汚染の遺伝子流動の評価	高橋 佑磨	千葉大学
安全確保領域(安全確保部会)			
【重点課題】 ⑮化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進に係る研究 ⑯大気・水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明に関する研究			
環境問題対応型研究			
5-2101	土壌・水系における有機フッ素化合物類に関する挙動予測手法と効率的除去技術の開発	田中 周平	京都大学
5-2102	オゾン生成機構の再評価と地域特性に基づくオキシダント制御に向けた科学的基礎の提案	梶井 克純	京都大学
5-2103	大気中マイクロプラスチックの実態解明と健康影響評価	大河内 博	早稲田大学
5-2104	網羅的なヒトバイオモニタリングによる化学物質の複合曝露評価手法の提案	上島 通浩	名古屋市立大学
5-2105	対策によるオゾン濃度低減効果の裏付けと標準的な将来予測手法の開発	茶谷 聡	国立研究開発法人国立環境研究所
5-2106	光化学オキシダント生成に関わる反応性窒素酸化物の動態と化学過程の総合的解明	猪俣 敏	国立研究開発法人国立環境研究所
5G-2101	水環境中の要調査項目調査へのターゲットスクリーニング分析の実装	栗栖 太	東京大学
革新型研究開発(若手枠)			
5RF-2101	温暖化・貧酸素化の適応策に資する二枚貝殻を用いた沿岸環境モニタリングと底生生物への影響評価	西田 梢	筑波大学
5RF-2102	熱分解法による大気中総窒素酸化物の個別成分濃度測定法の確立と、関東多地点における通年連続観測による挙動解明	鶴丸 央	公益財団法人東京都環境公社(東京都環境科学研究所)
5RF-2103	新規水相パッシブサンプラーを用いた底泥リン溶出速度推定法の開発	羽深 昭	北海道大学

* :地域レベルの気候変動適応課題
G :環境問題対応型(技術開発実証型)

環境研究総合推進費 令和3年度新規採択研究課題 戦略的研究開発(Ⅰ)

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
S-19	プラスチックの持続可能な資源循環と海洋流出制御に向けたシステム構築に関する総合的研究	吉岡 敏明	東北大学				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
S-19-1	プラスチック資源循環の展開とバイオ素材導入のための技術開発・政策研究	吉岡 敏明	東北大学	S-19-1(1)	バイオ素材と再生材の利用技術開発にかかる技術的政策研究	吉岡 敏明	東北大学
				S-19-1(2)	バイオプラスチック社会普及性を支えるバイオマスの変換技術開発	五十嵐 圭日子	東京大学
				S-19-1(3)	産業間融合によるプラスチック循環システムの政策的研究	中谷 隼	東京大学
S-19-2	プラスチック資源循環・排出抑制のための社会システム学的研究	大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所	S-19-2(1)	3Rプラスと海洋プラスチック排出抑制対策に係る評価システムの構築	大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所
				S-19-2(2)	持続可能なプラスチック活用社会への移行に向けた将来デザイン研究	浅利 美鈴	京都大学
				S-19-2(3)	持続可能なプラスチック管理に向けた政策研究	山本 雅資	富山大学
S-19-3	陸域からの排出インベントリ作成と流出抑制技術開発	藤原 拓	高知大学	S-19-3(1)	点源からのマイクロプラスチック排出量の評価と流出抑制技術の開発	藤原 拓	高知大学
				S-19-3(2)	面源からのプラスチックごみ排出量の評価	中島 典之	東京大学
				S-19-3(3)	河川および海岸からのプラスチックごみ流出量の評価	二瓶 泰雄	東京理科大学

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
S-20	短寿命気候強制因子による気候変動・環境影響に対応する緩和策推進のための研究	竹村 俊彦	九州大学				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
S-20-1	短寿命気候強制因子による地域規模の気候変動評価	竹村 俊彦	九州大学	S-20-1(1)	エアロゾルによる気候変動の定量的評価	竹村 俊彦	九州大学
				S-20-1(2)	短寿命微量気体による気候変動の定量的評価	須藤 健悟	東海国立大学機構 名古屋大学
				S-20-1(3)	高分解能気候モデルを用いた短寿命気候強制因子による気候変動の定量的評価	五藤 大輔	国立研究開発法人国立環境研究所
				S-20-1(4)	短寿命気候強制因子による大気水循環変動の定量的評価	鈴木 健太郎	東京大学
S-20-2	短寿命気候強制因子による地域規模の環境影響評価	芳村 圭	東京大学	S-20-2(1)	短寿命気候強制因子による陸水変動の定量的評価	芳村 圭	東京大学
				S-20-2(2)	短寿命気候強制因子による健康影響の定量的評価	上田 佳代	京都大学
				S-20-2(3)	短寿命気候強制因子による農作物影響の定量的評価	増富 祐司	国立研究開発法人国立環境研究所
				S-20-2(4)	地域スケールでの影響評価のための気象データダウンスケーリング	吉兼 隆生	東京大学
S-20-3	短寿命気候強制因子による環境影響の緩和シナリオの定量化	花岡 達也	国立研究開発法人国立環境研究所	S-20-3(1)	統合評価モデルを用いた短寿命気候強制因子の緩和シナリオの定量的評価	花岡 達也	国立研究開発法人国立環境研究所
				S-20-3(2)	アジア域における短寿命気候強制因子緩和策の技術的潜在性の定量的評価	平山 智樹	みずほ情報総研株式会社
				S-20-3(3)	アジア域における短寿命気候強制因子の排出インベントリの精緻化	黒川 純一	日本環境衛生センター アジア大気汚染研究センター
				S-20-3(4)	アジア域における短寿命気候強制因子に関わる緩和策の評価	赤星 香	公益財団法人地球環境戦略研究機関

環境研究総合推進費 令和3年度新規採択研究課題 戦略的研究開発(Ⅱ)

プロジェクト番号	プロジェクト名	プロジェクトリーダー	所属機関				
テーマ番号	テーマ名	テーマリーダー	所属機関	サブテーマ番号	サブテーマ名	サブテーマリーダー名	所属機関
SⅡ-8	温室効果ガス収支のマルチスケール監視とモデル高度化に関する統合的研究	伊藤 昭彦	国立研究開発法人国立環境研究所				
SⅡ-8-1	大気観測に基づくマルチスケールのGHG収支評価	丹羽 洋介	国立研究開発法人国立環境研究所	SⅡ-8-1(1)	大気モデルを用いた観測体制検討とGHG収支評価	丹羽 洋介	国立研究開発法人国立環境研究所
				SⅡ-8-1(2)	地上観測・航空機による大気中のGHG動態の把握	遠嶋 康徳	国立研究開発法人国立環境研究所
				SⅡ-8-1(3)	船舶観測に基づく海洋CO ₂ フラックスデータの精緻化	石井 雅男	気象庁気象研究所
SⅡ-8-2	排出削減策の実効性評価のためのGHG推定と地球システムモデル検証	羽島 知洋	国立研究開発法人海洋研究開発機構	SⅡ-8-2(1)	地球システムモデルを用いたGHG排出削減の実効性評価	羽島 知洋	国立研究開発法人海洋研究開発機構
				SⅡ-8-2(2)	トップダウン手法によるグローバルなGHG収支変動把握	ハトラ ブラビール	国立研究開発法人海洋研究開発機構
SⅡ-8-3	排出インベントリと観測データ及び物質循環モデル推定に基づくGHG収支評価	伊藤 昭彦	国立研究開発法人国立環境研究所	SⅡ-8-3(1)	人為起源インベントリを含むGHG収支のボトムアップ評価と分析	伊藤 昭彦	国立研究開発法人国立環境研究所
				SⅡ-8-3(2)	観測データ及びモデル推定の統合解析による陸域のGHG収支評価	市井 和仁	千葉大学

予算と決算の対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,830	6,830	
国庫補助金	245	226	
その他の政府交付金	11,413	11,374	
業務収入	31,669	32,589	
受託収入	-	5	石綿健康被害救済業務勘定において受託事業があったため
運用収入	783	811	
その他収入	223	457	承継勘定において遅延損害金等の回収増があったため
計	51,164	52,292	
支出			
業務経費	56,019	48,889	
公害健康被害補償予防業務経費	40,040	35,511	公害健康被害者の認定患者数の減少に伴う減等
うち人件費	299	256	業務の効率化による経費の縮減
石綿健康被害救済業務経費	5,476	4,095	石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等による減
うち人件費	293	244	業務の効率化による経費の縮減
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427	5,332	
うち人件費	108	90	業務の効率化による経費の縮減
基金業務経費	4,708	3,828	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込を下回ったことによる減
うち人件費	135	124	
承継業務経費	368	123	仮差押保証金や法的処理経費、サービサー等業務委託費の減
うち人件費	118	81	業務の効率化による経費の縮減
受託経費	-	5	石綿健康被害救済業務勘定において受託事業があったため
一般管理費	995	934	
うち人件費	458	438	
予備費	100	-	環境保全研究・技術開発勘定において研究費の翌事業年度への留保したため
計	57,114	49,828	

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度	当中期目標期間									
	金額 (中期計画)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	90	74	△17.1	68	△23.8						
業務経費	1,550	1,360	△12.2	1,179	△23.9						

(注)削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なります。

令和2年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約を除く。)は 34 件、契約金額は 523 百万円であり、うち競争性のない随意契約は 12 件、契約金額は 157 百万円であった。
- ・ 令和元年度と比較して、全体の件数及び金額が減少したのは、第4期中期計画初年度である令和元年度において複数年度契約が多くあったことが主な要因である。
- ・ 令和元年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が増加しているのは、環境研究総合推進費プログラムオフィサー8名のうち令和2年度で交代となった者が3名であったこと(委託業務契約(R1 年度:1件、約5百万円→R2 年度:3件、約 15 百万円))、東京事務所の更新に伴う賃貸借契約(約 121 百万円)及び室内清掃業務(約5百万円)の複数年度契約(ともに4年)があったこと等が主な要因である。

表1 令和2年度の調達全体像 (単位:件、百万円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164	[△43.3%] △13	[△78.0%] △582
企画競争・公募	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202	[△16.7%] △1	[31.1%] 48
競争性のある契約(小計)	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366	[△38.9%] △14	[△59.3%] △534
競争性のない随意契約	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157	[50.0%] 4	[375.9%] 124
合計	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523	[△22.7%] △10	[△43.9%] △410

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は4件、契約金額は 71 百万円であった。

なお、令和元年度と比較して、件数が減少した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件(参加意思確認型公募による一者応募)が減少したためであり(R1 年度:3件→R2 年度:1件)、金額が減少したのは、令和元年度において複数年度契約(研究情報管理基盤システム(ESS)各種機能改修・強化及び運用保守業務:約 115 百万円(3年))があったこと等が主な要因である。

表2 令和2年度の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	30(83.3%)	18(81.8%)	△12[△40.0%]
	金額	715(79.4%)	295(80.7%)	△419[△58.7%]
1者	件数	6(16.7%)	4(18.2%)	△2[△33.3%]
	金額	186(20.6%)	71(19.3%)	△115[△61.9%]
合計	件数	36(100.0%)	22(100.0%)	△14[△38.9%]
	金額	900(100.0%)	366(100.0%)	△534[△59.3%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

一者応札・応募に関する改善

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組を実施した。【実施割合 100%】

- ① 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和2年度に締結した随意契約 12 件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査の件数 12 件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修及び契約書ひな形の改訂等を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。【契約事務研修(令和2年9月、契約書ひな形改訂(令和2年4月)】

4. その他の調達事務における取組

(1) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和2年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で5件の調達について、総合評価落札方式等の評価加点項目として設定した。【5件実施】

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、一般競争入札等における郵送による入札の拡充や入札説明書等の資料の交付をメール送信とするなど、これまでの対面による調達事務について見直しを図った。

5. 自己評価の実施

令和2年度調達等合理化計画の実施状況は、上記1～4に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で令和2年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

(2) 契約監視委員会による審査

令和3年5月13日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和2年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金（*1）	79,204	運営費交付金債務	358
有価証券等	104,930	引当金	105
割賦譲渡元金	3,816	その他	3,043
貸付金	27	固定負債	
その他	1,204	資産見返負債	327
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	78,285
有形固定資産	352	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	32,713
投資有価証券	126,024	預り維持管理積立金	117,831
破産更生債権等	4	引当金	800
その他	828	長期リース債務	174
		法令に基づく引当金等	
		納付財源引当金	11,679
		負債合計	245,315
		純資産の部（*2）	
		資本金（政府出資金）	15,955
		資本剰余金	43,636
		利益剰余金	11,483
		純資産合計	71,074
資産合計	316,389	負債純資産合計	316,389

②行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	53,236
経常費用（*3）	51,911
臨時損失（*4）	1,325
その他行政コスト（*5）	-
行政コスト合計	53,236

③損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	51,911
業務費	50,966
一般管理費	943
財務費用	3
その他	0
経常収益	54,705
運営費交付金収益等	21,042
自己収入等	33,663
臨時損失 (* 4)	1,325
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10
当期総利益 (* 6)	1,479

④純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,629	10,015	69,598
当期変動額	-	8	1,469	1,476
その他行政コスト (* 5)	-	-	-	-
当期総利益 (* 6)	-	-	1,479	1,479
その他	-	8	△ 10	△ 2
当期末残高 (* 2)	15,955	43,636	11,483	71,074

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,744
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,414
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73
資金増加額	1,257
資金期首残高	12,946
資金期末残高 (* 7)	14,204

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	14,204
定期預金	65,000
現金及び預金 (* 1)	79,204

財務情報 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資産	309,401	316,138	321,467	309,019	316,389
負債	226,169	230,357	233,479	239,421	245,315
純資産	83,232	85,782	87,988	69,598	71,074
行政コスト	-	-	-	55,693	53,236
経常費用	54,823	59,425	56,225	54,600	51,911
経常収益	55,278	61,563	58,013	55,640	54,705
当期総利益	1,264	2,575	2,286	431	1,479

令和2年1月21日
資金管理委員会

令和2年度運用方針

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。
- (4) 債券を取得する際は、その用途が環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資するものとする。

2. 各資金の運用方針

(1) 公害健康被害予防基金

令和2年度に償還される債券34億円について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意したうえで年限20年を上限とした債券による運用を行うこと。

なお、年限が10年を超える債券の取得は22億円を目処とすること。

(2) 石綿健康被害救済基金

被害者救済のための基金であることを踏まえ、概ね1年以内の預金を中心とした運用を行うこと。

なお、救済給付の支給に支障が生じないよう留意したうえで、年度末時点における債券保有額の合計が基金残高の3割を超えない範囲で5年以内の債券を組合せた運用を行うこと。

(3) 地球環境基金

令和2年度に償還される預託金及び預金の償還額61.2億円について、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意したうえで42億円を目処として

年限 20 年を上限とした債券を取得し、残りを 1 年程度の預託金または預金による再運用を行うこと。

なお、年限が 10 年を超える債券の取得は 24 億円を目処とすること。

(4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、概ね 1 年以内の預金運用を行うこととし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること。

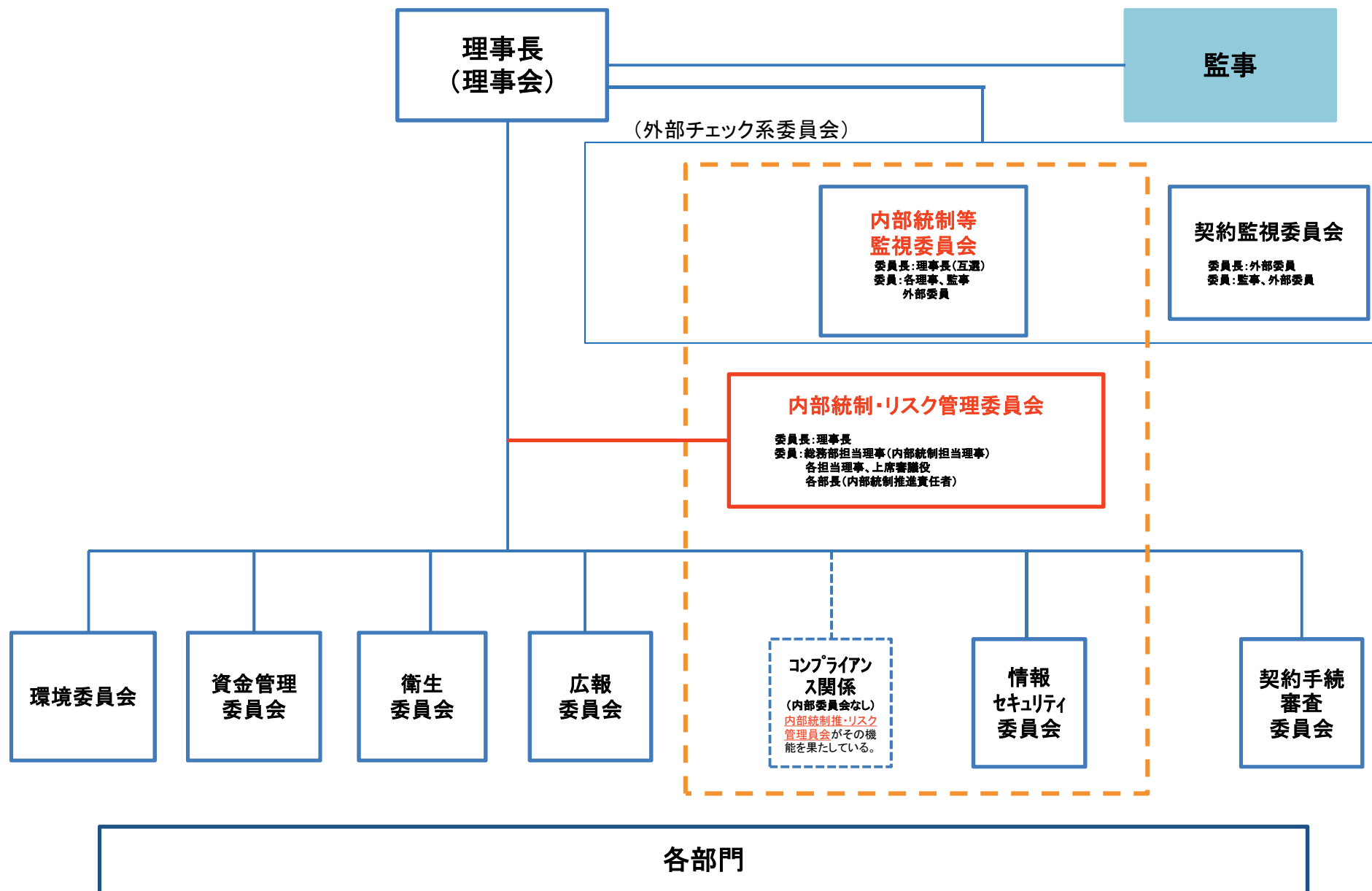
(5) 維持管理積立金

積立者からの取戻し請求に対応するため、概ね 1 年以内の預金を中心とした運用を行うこと。

なお、積立者への支払に支障が生じないよう、長期の資金収支を踏まえたうえで、年限 10 年までの債券を組み合わせた運用を行うこと。

以上

内部統制の推進に関する組織体制(R3.4～)



【機密性2情報】

令和2（2020）年度環境配慮のための実行計画

令和2年4月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（以下「機構実施計画」という。）」（平成29年10月）に基づき令和2（2020）年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

2019年度に機構実施計画における削減目標が未達成であった電気の使用量の削減（2020年度までに10%削減の中間目標）については、達成が見込まれるところであるものの、今年度も引き続き、組織内の環境配慮の促進を図るためのコミュニケーションを活性化し、職員一人ひとりが自主的・積極的な行動を心がけるとともに、特に以下の2点の取組レベルの向上を目指すこととする。

- (1) 機構実施計画における削減目標のうち、可燃ごみの排出量の削減について、2019年度未達成が見込まれることから、廃棄を抑制する取組を徹底するとともに、平成30年11月から実施しているERCAのプラスチックごみ削減の取組を推進するため、マイバック・マイボトルの利用を促進し、ペットボトル・レジ袋を削減
- (2) 働き方改革に伴うテレワークの導入等により、ワークライフバランスに配慮した取組を実施

【各項目における記号の意味】

◎：令和2年度に重点的に取組む事項 ○：定常的に取組む事項 太字：上記取組の関連事項

I エネルギー（電気使用量の削減）

	項目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、始業前及び昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	◎	◎
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時のみ点灯する。	○		
4	昼休み等、長時間パソコンを使用しない場合は電源又はモニターの電源を切る。	◎		
5	プリンター・複合機については、メインで使用するもの以外、原則昼休み及び定時後の電源をオフにする。	◎	◎	
6	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
7	冷蔵する物品の量を適切な範囲にとどめることにより、冷蔵庫の効率的使用を図る。	○		

資料_共通6

8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房は、冷房時は 28℃、暖房時は 20℃程度となるよう適正な温度管理を行う。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	区画ごとの電気使用量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	内部で使用する各種資料は機構内LAN等を活用し、印刷を極力控える。	◎		
2	身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理する。	◎		
3	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
4	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	◎	◎	
5	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
6	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	◎	◎	
7	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	○		
8	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
9	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	○		
10	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
11	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	

12	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
13	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
14	各部の使用用紙量を定期的（毎月）に職員へ周知する。			◎

III 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	◎	◎	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	◎	◎	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	◎		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎		◎
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密性の高い文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	○		
10	物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。		○	○

資料_共通6

11	ごみ排出量を定期的（毎月）に職員に周知する。			◎
----	------------------------	--	--	---

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	イベント等の実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、配布資料の削減などの取組を可能な限り行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI ワークライフバランスへの配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	17時以降の会議、作業の依頼、待機の指示は原則として行わない。		◎	
2	全ての職員は、定時、遅くとも20時までに退出する。特に水曜日（一斉定時退出日）とノー残業デーは、原則として定時、遅くとも19時までに退出する。	◎		
3	全ての職員は、原則として、年間で年休を15日以上取得する。	◎	◎	

VII グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		◎	
2	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		◎	
3	グリーン購入法の特定調達物品等の調達目標を100%達成するため、物品等購入請求書の決裁時には、グリーン購入法適合品か否かが記載された明細書を添付し、非適合品を誤って購入しないよう部内においてチェックする。		○	

Ⅷ 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	◎

Ⅸ 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。 具体的には、 ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を年2回行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。 ④ 役職員が家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加しやすいよう必要な情報提供を行う。			◎
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGO・NPOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	◎		
3	「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭のエコ診断」、「エコドライブの講習受講」による電気、ガス、ガソリン等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検を行い、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動に参加するよう努める。	◎		

第4期中期目標、第4期中期計画、令和2年度計画

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 公害健康被害の補償に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日 法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、納付義務者の協力を促すとともに、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進める。また、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、納付業務指導調査や納付業務システム研修等の業務支援にも積極的に取り組むことが求められる。

1. 徴収業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<評価指標> (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。	(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。</p> <p>② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督励を実施する。</p>	<p>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を行う。</p> <p>② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。</p> <p>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>① 未納の納付義務者に対しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。</p> <p>② 督励に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（前中期目標期間実績：平均 41 件）</p>	<p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申</p>	<p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>／年)</p> <p>(c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数(前中期目標期間実績:現事業年度分 平均3件/年、過年度分 平均5件/年)</p> <p>(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数(前中期目標期間実績:実地調査件数 平均105件/年、指導件数 平均161件/年)</p> <p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数(前中期目標期間実績:平均116件/年)</p>	<p>告督促を実施する。((A) ②と同)</p> <p>② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。((B) ①と同)</p> <p>③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p> <p>④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。</p>	<p>に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督促を実施する。((A) ②と同)</p> <p>② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対しては、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。((B) ①及び②と同)</p> <p>③ 申告書の審査を行うとともに、申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査又は抽出調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。なお、実施調査を実施する場合には納付義務者の協力を得られるよう十分な感染症対策を講じる。</p> <p>④ 申告書の審査及び実地調査を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。</p>
<p><評価指標></p> <p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率(前中期目標期間実績:平均70%)</p>	<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所への</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① オンライン等による電子申告を奨励するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライ</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均16件／年）</p> <p>(d3) ペイジー（※）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均62件／年）※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービス</p> <p>(d4) 申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均103件／年）</p>	<p>オンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p> <p>② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p> <p>③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。</p> <p>④ 申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>ン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、申告納付説明・相談会の場で利用方法の説明や周知・広報を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への聴取等により利用の促進を図る。</p> <p>② 申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して、情報漏洩など、インシデント発生を防止する。</p> <p>③ オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、納付義務者の利便性を考慮したオンライン申告セミナーを、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ計画的に開催し、その普及を図る。また、申告手続における書面・押印等の見直しに伴いオンライン申告の利用拡大への周知を図る。</p> <p>④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p> <p>⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう受託事業者と調整の上申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
		<p>把握する。</p> <p>⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し改善を図る。</p> <p>⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>⑧ 制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受託事業者への集合研修が実施できない場合は、オンライン開催等柔軟に変更するなどして実施する。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。
- (b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。

<重要度：高>

公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。

<難易度：高>

制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。

2. 納付業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均15件／年）</p> <p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均27人／年）</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p> <p>② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった地方公共団体を対象に指導調査を実施することで、補給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。また、公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催の実例を収集し、参考となる事例については、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供することで、地方公共団体においてもオンラインによる事業等を計画できるようにする。</p> <p>② 45 地方公共団体の担当者の納付業務システムに係る要望及び研修ニーズを把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じたシステム改修や研修を実施することで、担当者が円滑に利用できるようにする。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により研修を対面で実施で</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
		きない場合には、ナレーション付き資料を作成・配布することで、感染症対策に追われている担当者でも理解しやすい環境を整える。

2. 公害健康被害の予防事業に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第4期中期目標期間中の事業予算は第3期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。また、第4期中期目標期間は、近年の高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目する。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を行う。また、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや、的確な事業支援を行うことによるソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の充実等を随時行うなど、事業効果を高める努力を行い適正な助成を行う。 w x あ

1. 調査研究、知識の普及・情報提供、研修

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中)3.5以上を獲得する(前中期目標期間実績:3.2)</p>	<p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価:(5段階中3.5以上(前中期目標期間実績:3.2)を獲得するため、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中3.5以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。また、第4期より着目している高齢のぜん息等の罹患者</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。</p> <p>② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p>	<p>は、令和元年度調査研究結果から合併症や長期罹患により診断や治療が困難な状況であることから、引き続き、高齢のぜん息罹患者に着目した調査研究を行う。併せて、令和4年度から実施する研究の新規公募を行う。</p> <p>① 調査研究の実施にあたり、外部有識者による年度（事後）評価を実施し、評価結果を研究実施者にフィードバックする。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>(b1) 事業従事者への研修の受講者数(平成29年度受講者：72人)</p>	<p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修にお</p>	<p>(B) 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。研修の実施に当たっては、ICT（情報通信技術）を積極的に活用する。</p> <p>① 地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。</p> <p>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修に</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>いて、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。</p>	<p>において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。</p>
<p><評価指標> (C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保 <関連した指標> (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。 ① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。 ① 調査研究費の経理処理について引き続き指導・助言を行うとともに、関係規定に基づき現地調査を実施する。</p>
<p><評価指標> (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 <関連した指標> (d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均150回/年） (d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均1,255件/年）</p>	<p>(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。 ① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNSを用いて積極的に情報提供を行う。 ② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNSなど多様な手段により周知を行う。</p>	<p>(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大气環境の改善に係る知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。 ① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供についての的確に対応する。 ② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」「SNS（ツイッター）」など多様な手段により周知を行うとともに、新しい生活様式に適合するようICTを活用したオンライン開催等により実施する。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

- (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。

<難易度：高>

社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。

2. 地方公共団体への助成事業

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223人／年）</p> <p>(a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均7.75件／年）</p>	<p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p> <p>② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。</p>	<p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、新しい生活様式に合わせた事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。</p> <p>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p> <p>② ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。</p> <p>② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンク</p>	<p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 予防事業人材バンク登録者の総会と事業ノウハウをパッケージ化した事業について、新しい生活様式に合わせ、ICTを活用した実施方法を追加する。</p> <p>② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	を活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。	に活動事例などの情報の共有化を図る。

3. 公害健康被害予防基金の運用等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額 (前中期目標期間実績：平均 925 百万円/年)</p>	<p>(A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。</p> <p>① 市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。</p> <p>② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。</p>	<p>(A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>① 公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。</p> <p>② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業について、引き続き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>

民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

■第4期中期目標の趣旨

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）においては、政府は、NPO・NGOをSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していくこととしている。また、「第五次環境基本計画」（平成30年4月17日閣議決定）においては、NPO・NGOを含む民間団体は、あらゆる主体が環境保全に関する行動に主体的に参加する社会を構築していく上で取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられ、特に草の根の活動や民間国際協力などきめ細かな活動が期待されるとしている。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、地球環境基金の運用等により、国内外の民間団体が国内及び開発途上地域で行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行う。

民間団体等への支援等においては、第4期中期目標期間から、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、海洋プラスチック対策を含むプラスチック循環利用の促進、地域の自然資源の活用等の、第五次環境基本計画が目指す「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。その他、国内の民間団体に対する市民や企業からの寄付等による支援を促す環境が十分に整っているとは言えない状況の下、機構から支援等を受けた活動が、その後、自立し持続的に継続するための取組を拡充・強化するとともに、他団体や他地域にどれだけ波及的に展開していくのかという視点も重視する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域のNPO・NGOを支援するという役割の下、寄り添い型の支援の拡充や他の民間助成機関との連携等により、助成案件の質の向上及び事業の効率的な実施に努めるとともに、自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組や、地球環境基金の充実のため、国民・事業者等への理解を促進させる取組等も引き続き重要である。

1. 助成事業

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）となることを目指し、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）となることを目指す。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型6の体制整備を行う。</p> <p>② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。</p> <p>③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>	<p>し、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援の充実をはかる。</p> <p>② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。</p> <p>③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均7.5点以上(前中期目標期間実績：平均6.7点)となるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し。以下の取組を行う。</p> <p>① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>後評価を実施する。</p> <p>③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。</p>	<p>について事後評価を実施する。</p> <p>③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合 (前中期目標期間実績：平均 88.0%)</p> <p>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。</p> <p>② 助成事業を通じて、SDGs の考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。</p> <p>② 助成活動の SDGs のゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均26.8日）</p> <p>(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均25.3日）</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。</p> <p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>	<p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。</p> <p>② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。</p> <p>③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。

(b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。

<難易度：高>活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。

2. 振興事業

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均2回/年）</p> <p>(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回/年）</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。</p> <p>② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。</p>	<p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。</p> <p>② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均95.4%）</p>	<p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p> <p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に</p>	<p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、コロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p> <p>② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施す</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	実施する。	る。

3. 地球環境基金の運用等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）</p> <p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p> <p>② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>(A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるためコロナ禍においてもオンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。</p> <p>① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p> <p>② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 安全かつ有利な資金運用</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
百万円)	同水準の運用益の獲得に努める。	を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、効果的な運用を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

■第4期中期目標の趣旨

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日 法律第65号）においては、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成28年7月26日閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、第4期中期目標の期間中に各地域において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める計画的処理完了期限が順次到来すること、特に行政代執行に係る支援の資金の関連手続について短期間の実施が求められること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

1. 助成業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<評価指標> (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 <関連した指標> (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回/年）	(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。	(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回/年）</p>	<p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限(令和9年3月)を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>① 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>

維持管理積立金の管理

■第4期中期目標の趣旨

<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。</p> <p>機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。</p> <p>なお、維持管理積立金の管理は、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。</p>

1. 管理業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するな</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営</p>	<p>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>ど透明性・公平性の確保</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均1,203回／年）</p>	<p>するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に 行うため、運用利息等を毎年度1回通知すると ともに、積立て、取戻しに対する事務を適切 かつ確実に 行う。</p>	<p>を運営するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着 実に 行うため、運用利息等を毎年度1回通知す ると ともに、積立て、取戻しに対する事務を 適切 かつ 確実に 行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均1回／年）</p>	<p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>

石綿による健康被害の救済に関する業務

■第4期中期目標の趣旨

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。）が制定され、労災補償等の対象とならない方の救済を図っている。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び平成28年に取りまとめられた制度見直しに係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意し、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。このため、被認定者等のニーズを把握し、制度運営等に反映させるとともに、都道府県がん診療拠点病院や日本肺癌学会、日本呼吸器学会といった関係機関や地方公共団体等とも連携しながら、石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図り、石綿健康被害者の不安の解消に努める。迅速かつ適切な認定及び救済給付の支給に当たっては、個人情報保護に十分留意しつつ、医療機関と診療情報の共有を図ること、厚生労働省（労災保険窓口）と労災保険制度の対象となり得る申請等について情報共有を図ることなど、関係機関との連携に努める。あわせて、石綿健康被害者の増加を想定して業務の効率化及び見直しを行うこと、取り扱う個人情報の管理に万全の対策を講じること、適切に石綿健康被害救済基金の管理を行うこと等により、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

さらに、指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への支援地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援として、機構の専門的知見をいかし、石綿による健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供を積極的に実施する。

1. 認定・支給に係る業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均122日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均122日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、コロナ禍により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><関連した指標> (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回/年）</p>	<p>① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。</p> <p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを事例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。</p>	<p>員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。</p> <p>② 申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、保健所説明会又はWebにより、保健所担当者に対し各種手引等を活用し、窓口での相談業務や受付業務における留意点やポイントを伝える。</p> <p>③ 労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p>
<p><評価指標> (B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援</p> <p><関連した指標> (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均17日）</p>	<p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p>	<p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。また、被認定者や医療機関等に向けた案内資料をより</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知 (前中期目標期間実績：100%)</p> <p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。</p> <p>③ 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組を進める。</p> <p>② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p> <p>③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件/年）</p> <p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和4年3月27日）について周知を行う。</p> <p>③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 第3期中期計画期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。</p> <p>② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限（令和4年3月27日）について、引き続き周知を行う。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
		<p>④ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。</p> <p>⑤ 中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均13回／年）(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回／年）</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。</p> <p>② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はWeb形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。</p> <p>③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。</p> <p>④ 申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p><関連した指標></p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数 (平成29年度実績：1,778病院)</p> <p>(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数(前中期目標期間実績：平均14回/年)</p>	<p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。</p> <p>② 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p> <p>② 医師等の医療関係者を対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。</p> <p>③ 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p><関連した指標></p> <p>(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率(※派遣職員等を含む)(前中期目標期間実績：100%)</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員(派遣職員等を含む。)を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p> <p>③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図ると</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員(派遣職員等を含む。)を受講させる。</p> <p>② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システムの再構築を行う。さらに、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。</p> <p>③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的な</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>いう制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>つ合理的な業務運営を行う。</p> <p>④ 今後の環境省における制度全体の施工状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。</p> <p>⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約 47 日間 の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。

<重要度：高>

石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。

<難易度：高>

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

2. 納付義務者からの徴収業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 納付義務者からの徴収率 100% (前中期目標期間実績：平均 100%)</p>	<p>(A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>(A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績 (平均 100%) を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。

環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務（環境研究総合推進費業務）

■第4期中期目標の趣旨

研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）や第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められる。これらの政府方針等においては、研究成果の社会実装の推進、若手研究者の活躍促進、研究力及び研究成果の最大化や、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、人材育成にも取り組む必要があるとしている。

環境省は、持続可能な社会構築に資する研究成果の社会実装を見据えた研究・技術開発を推進することを目指し、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」に基づいて、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組む。機構においても、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、気候変動、資源循環、自然共生等、推進戦略で示された分野について、環境政策への貢献、知的財産の活用推進等の研究成果の社会実装を推進する視点をもって、公募、審査・評価、配分業務及び研究管理を行う。

また、研究成果の最大化という成果を目指す過程での的確なマネジメントとして、研究者への行政ニーズの周知徹底を図ること等に加え、外部有識者による中間評価、事後評価を通じて研究者支援等を充実させるなど、的確かつ効果的な研究管理を行う。さらに、他の国立研究開発法人等の知見や環境省による追跡評価の結果を収集・分析の上、活用するなどして、機構において必要に応じた業務の見直しに取り組むなど、研究成果の社会実装を推進する上で必要な研究管理の土台づくりを進める。

加えて、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

1. 研究管理

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導</p>	<p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得</p>	<p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行い、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評定を獲得する課題数の割合を70%以上(前中期目標期間中5年間の実績平均値:62%)</p>	<p>する課題数の割合:毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p> <p>② 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ(KO)会合やアドバイザーボード(AD)会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー(PO)・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>③ 低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター(PD)と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p>	<p>題数の割合:毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① より客観性、定量性を高めた評価方法の評価基準を明確化した上、中間、事後評価において実施する。また、事後評価は、従来の書面方式から、委員によるヒアリング方式に変更して実施する。</p> <p>② 新規採択された課題についてキックオフ(KO)会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーボード(AD)会合を開催し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー(PO)・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。</p> <p>③ 中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター(PD)と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 環境政策への反映状況(環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された(見込みを含む))件数(平成29年度実績:18件)</p> <p>(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数(平成29年度実績:2件)</p> <p>(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況(追跡評価委員会への参画等)(平成29年度委員会出席実績:無し)</p>	<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。</p> <p>② 産業技術力強化法(いわゆる「日本版バイドール制度」)に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理に努める。</p>	<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また、革新型研究開発(若手枠)の研究者に対し研究の進捗や研究遂行上の課題に関するレポート(半期報)の提出を求め、進捗状況のフォローアップや研究支援を実施する。</p> <p>② 研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法(いわゆる「日本版バイドール制度」)に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込む。また、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p> <p>③ 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果の活用状況等を把握する。また、前年度に実施された制度評価の結果も踏まえ、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(b4) プログラムオフィサー (PO) のキックオフ (K0) 会合、アドバイザーボード (AD) 会合への参加課題数等 (平成 29 年度実績 : 全課題参加)</p>	<p>④各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。</p>	<p>④ K O会合、A D会合などがWebにて行われる場合でも適切に研究管理が行えるようにするための方策や機構職員の研究管理能力の向上方策等を検討する。また、PD、PO、機構が連携を図り、研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことにより、研究者を支援する。</p>
<p><評価指標> (C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 <関連した指標> (c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動 (平成 29 年度実績 : 1 回) (c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数 (平成 29 年度実績 : 無し)</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。 ② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。 ① 研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実施方法を工夫して研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部局及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよう支援する。 ② 推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトを開催案内を掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。また、研究成果の国際展開・発信力の強化に向けて、研究者による論文化・学会発表の支援、研究成果の英文要旨の機構ホームページへの掲載、国際共同研究による成果向上を評価に反映するなどの方策を検討す</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p>	<p>る。 ③ 機構において、国民を対象にしたシンポジウムやイベントをオンライン等の方法も活用して開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。</p>
<p><評価指標> (D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 <関連した指標> (d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成29年度実績：2回） (d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成29年度実績：50課題）</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行う。</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。 ① 研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。 ② 研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中あるいは終了した研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によっては書面による検査対応を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行うことを基本とし、計画的に行う。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。

<重要度：高>

研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。

2. 公募、審査・評価及び配分業務

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p><評価指標></p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年）</p>	<p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p> <p>② 公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやす</p>	<p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。（前中期目標期間中5年間の実績平均値：261件／年）</p> <p>① 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を、公募要領確定後に具体的な公募内容を説明する説明会を行う。この説明会は、オンライン開催を中心とするが、研究機関からの要望に応じて参集方も併用して開催する。また、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。</p> <p>② 推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>くなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>	<p>者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>
<p><評価指標></p> <p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p> <p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>② 新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上／年を確保する。（業務移管前2年間の実績平均値：27件／年）</p> <p>① 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、公募説明会では若手枠について積極的に周知する。</p> <p>② 新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習を実施することで若手研究者育成の支援を行う。</p>
<p><評価指標></p> <p>(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成29年度実績：3回/年）、（領域毎の研究部会の開催回数：各2回/年）</p>	<p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p> <p>② 外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。</p>	<p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>① 環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p> <p>② 外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>	<p>視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムのデータベースを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>
<p><評価指標> (D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p><関連した指標> (d1) 新規課題説明会の開催回数(平成30年度採択案件に係る実績:1回/年)</p> <p>(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>① 研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討する。また、新規に採択された課題を対象に、実施方法を工夫して説明会を実施すること等により、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>② 研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>

<定量的な目標水準の考え方>

(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。

(b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。

<難易度：高>

応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を2割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

■第4期中期目標の趣旨

なし

1. 経費の効率化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。</p>	<p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p>	<p>① 一般管理費 一般管理費（人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取り組みを行う。（消費増税による増加分を除く。）</p>
<p>② 業務経費公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）につ</p>	<p>② 業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救</p>	<p>②業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
いて、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。	済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)	拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。(消費増税による増加分を除く。)

<定量的な目標水準の考え方>

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。

2. 給与水準等の適正化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。 <関連した指標> 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3. 調達合理化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。＜関連した指標＞競争性のある契約実績(件数・金額)が全体に占める割合や一者応札・応募実績の対前年度比、機構に設置された契約手続審査委員会や外部有識者を含む</p>	<p>① 調達の競争性・透明性の確保</p> <p>機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>	<p>① 調達の競争性・透明性の確保</p> <p>機構が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。また、随意契約の方法により契約を行うものについては、機構内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。</p>
	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p> <p>調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施</p>	<p>② 調達等合理化の取組の推進</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>i) 調達等合理化計画の策定</p> <p>調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>ii) 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画、資金計画

■第4期中期目標の趣旨

なし

1. 財務運営の適正化

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p><関連した指標></p> <p>勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>① 適切な予算、資金計画等の作成</p> <p>自己収入・寄付金の確保に努め、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。</p>	<p>① 適切な予算、資金計画等の作成</p> <p>別紙のとおり</p>
	<p>② 適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏ま</p>	<p>② 適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>え、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>	<p>による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>

2. 承継業務にかかる適切な債権管理等

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。</p> <p><関連した指標></p> <p>回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>① 適切な債権管理等</p> <p>貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的には以下 i)～iv) を実施する。</p> <p>i) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握</p> <p>貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>ii) 返済遅滞</p> <p>延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。</p> <p>iii) 法的処理</p> <p>債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、厳正、迅</p>	<p>① 適切な債権管理等</p> <p>回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。</p> <p>i) 約定弁済先への対応</p> <p>債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p> <p>ii) 延滞先への対応</p> <p>延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済遅滞</p> <p>返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に遅滞する。</p> <p>イ 法的処理</p> <p>延滞解消が見込めず、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては、債権の保全</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>速に法的処理を進める。</p> <p>iv) 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。</p>	<p>と確実な回収を図るため、厳正、迅速に法的処理を進める。</p> <p>ウ 償却処理 形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理を進める。</p>
	<p>② 債権状況の明確化等 将来的な承継業務の整理に向けた取組として、債権管理の状況を明確にするため、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示する。また、今後は回収困難案件の比重が高まることに鑑み、債権の最終的な処理に向けた体制の整備を進める。</p>	<p>② 債権状況の明確化 当年度の期首と期末の債権残高を比較し、正常債権を含めた債権区分ごとに回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明らかにする。</p>

第4. 短期借入金の限度額

■ 第4期中期目標の趣旨

なし

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度4,800百万円とする。	令和3年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は4,800百万円とする。

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	なし	なし

第6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	なし	なし

第7. 剰余金の使途

■第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務	地球環境基金事業及び環境研究総合推進費業務

第8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

■ 第4期中期目標の趣旨

なし

1. 施設及び設備に関する計画

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	なし	なし

2. 職員の人事に関する計画

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	期初の常勤職員数 148 人 期末の常勤職員数の見込み 148 人	第4期中期目標期間の期初の常勤職員数 148 人 第4期中期目標期間の期末の常勤職員数の見込み 148 人

3. 積立金の処分に関する事項

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
—	<p>第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>	<p>第3期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金が生じ、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境研究総合推進費業務及び承継業務の財源並びに第3期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第4期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p>

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

■ 第4期中期目標の評価指標等、第4期中期計画、令和2年度計画

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>(1) 内部統制の強化</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p><関連した指標></p> <p>内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>① 内部統制の強化</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。</p> <p>i) 内部統制推進委員会等による取組</p> <p>具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化</p> <p>半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等</p> <p>内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に</p>	<p>① 内部統制の強化</p> <p>「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実に行う。</p> <p>i) 内部統制推進委員会等による取組</p> <p>機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、令和3年度における内部統制を推進するための計画を策定し、内部統制推進委員会において半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>ii) リスク管理の強化</p> <p>半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行う。機構全体でヒヤリハット事例を収集し、事務事故も含めて分析・再発防止や改善策の検討・共有を行う。</p> <p>iii) 内部統制等監視委員会による検証等</p> <p>内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。</p>
<p>「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。</p> <p><関連した指標></p> <p>全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加</p>	<p>② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等</p> <p>i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年7月1日法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)</p>	<p>② 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等</p> <p>i) 情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、令和3年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。</p> <p>ii) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に対応す</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>率等)。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p>	<p>等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。</p>	<p>る。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。</p>
<p>人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせて実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベル</p>	<p>③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p>	<p>③ 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 i) 人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和2年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。また、働き方改革の推進に当たっては、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得、テレワークの活用等、職員の健康管理とワーク・ライフ・バランスに配慮し、より生産性を向上させるための取組を引き続き行う。さらに、研修計画に基づく各種研修、例えばキャリアデザイン研修等に関する研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつつ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。また、女性活躍推進の取組として、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を令和4年3月までに策定する。</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
<p>での効果的な人材登用を図る。さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p><関連した指標></p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等</p> <p>災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。</p> <p>iii) 業務における環境配慮の推進</p> <p>温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>ii) 業務実施体制の強化・改善等</p> <p>「ERCA 業務継続計画 (BCP)」の改善内容を周知するとともに、令和2年度の2度にわたる BCP の発動の経験や内部懸賞の結果等を踏まえ、引き続き内容の点検、訓練の実施等により、実効性の確認を行い、運用する。法人文書管理体制について、焚書管理・電子決済システムの構築を行う。また、システムの導入に合わせて法人文書管理プロセスの標準化及び電子化に取り組むとともに、外部倉庫の集中管理のあり方についても見直しを行う。</p> <p>iii) 業務における環境配慮の推進</p> <p>業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」について PDCA サイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成状況及び国の動向を踏まえて、実施計画について見直しを行うものとする。令和2</p>

第4期中期目標	第4期中期計画	令和2年度計画
	<p>iv) 災害への対応等</p> <p>東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>	<p>年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、事業報告書と統合することにより、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p> <p>iv) 災害への対応等</p> <p>東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>
—	<p>④ 中期目標期間を超える債務負担中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>	<p>④ 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p>

